

令和 6 年

国見町議会会議録

第 3 回 定例会

令和 6 年 6 月 13 日開会

令和 6 年 6 月 17 日閉会

国 見 町 議 会

令和6年第3回（6月）国見町議会定例会会議録目次

応招告示	1
応招、不応招議員	2

第1号（6月13日）

議事日程	3
出席議員	5
欠席議員	5
遅参及び早退議員	5
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	5
本会議に出席した事務局職員	5
開会の宣告	6
開議の宣告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
伊達地方消防組合議会（菊地勝芳君）	7
伊達地方衛生処理組合議会（渡辺勝弘君）	8
公立藤田病院組合議会（蒲倉 孝君）	9
請願・陳情の付託	11
議案の上程（報告第3号～同意第3号）	11
町長提案理由の説明	11
散会の宣告	18

第2号（6月14日）

議事日程	19
出席議員	20
欠席議員	20
遅参及び早退議員	20
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	20
本会議に出席した事務局職員	20
開議の宣告	21

一般質問	21
1 2 番 松浦常雄君	21
①通学路の安全確保について	
②牛沢川の改修について	
③町の少子化、及び、人口減少対策について	
7 番 穴戸武志君	27
①当町におけるコンプライアンス研修について	
②当町での介護保険の給付金の支払い方法について	
8 番 山崎健吉君	34
①役場の公用車の管理及び使用状況について	
1 1 番 渡辺勝弘君	45
①「ももたんスポーツクラブ」の今後の展望について	
5 番 蒲倉 孝君	57
①イオンモール北福島（仮称）について	
2 番 菊地勝芳君	59
①国見町における有害鳥獣等の侵入防止柵について	
②「くにみ学園」構想の再開について	
1 番 佐藤多真恵君	65
①子育て支援及び学習環境の整備について	
②選挙時の投票への配慮について	
③国見町森林整備計画（令和5年度変更）について	
④国見町ホームページの更新について	
散会の宣告	79

第3号（6月17日）

議事日程	81
出席議員	83
欠席議員	83
遅参及び早退議員	83
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	83
本会議に出席した事務局職員	83
開議の宣告	84
報告第 3号 繰越明許費の報告について	84
報告第 4号 事故繰越しの報告について	84
報告第 5号 町が出資している法人の経営状況について	84

報告第 6 号	町が出資している法人の経営状況について……………	84
承認第 1 号	専決処分の承認を求めることについて……………	85
議案第 3 9 号	国見町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例……………	85
議案第 4 0 号	国見町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例等の一部を改正す る条例……………	85
議案第 4 1 号	国見町職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する 条例……………	86
議案第 4 2 号	国見町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正 する条例……………	87
議案第 4 3 号	国見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条 例……………	88
議案第 4 4 号	国見町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例……………	88
議案第 4 5 号	東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税、国民健 康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条 例……………	89
議案第 4 6 号	国見町乳幼児の育成支援に関する条例の一部を改正する条例……………	89
議案第 4 7 号	国見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例……………	90
議案第 4 8 号	国見町県営土地改良事業による分担金の徴収に関する条例の一部 を改正する条例……………	90
議案第 4 9 号	国見町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条 例……………	91
議案第 5 0 号	国見町営住宅条例の一部を改正する条例……………	91
議案第 5 1 号	国見町下水道条例の一部を改正する条例……………	92
議案第 5 2 号	国見町体育施設条例の一部を改正する条例……………	93
議案第 5 3 号	町道路線の認定及び廃止について……………	94
議案第 5 4 号	工事請負契約の締結について……………	94
議案第 5 5 号	工事請負契約の締結について……………	95
議案第 5 6 号	福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について……………	96
議案第 5 7 号	令和 6 年度国見町一般会計補正予算（第 1 号）……………	97
議案第 5 8 号	令和 6 年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）……………	104
議案第 5 9 号	令和 6 年度国見町水道事業会計補正予算（第 1 号）……………	104
同意第 3 号	教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて……………	105
常任委員長報告		
請願第 2 号	地方財政の充実・強化を求める意見書提出の請願について……………	112
陳情第 9 号	国に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提	

	出についての陳情	112
陳情第 1 0 号	県に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての陳情	112
陳情第 1 1 号	「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書	112
	追加日程の議決	114
発議第 3 号	地方財政の充実・強化を求める意見書	115
発議第 4 号	国に対し学校給食費無償化を実施することを求める意見書	115
発議第 5 号	県に対し学校給食費無償化を実施することを求める意見書	115
発議第 6 号	「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書	116
	議員の派遣について	117
	常任委員会の所管事務調査について	117
	町長挨拶	118
	閉議及び閉会の宣告	118

国見町告示第64号

令和6年第3回国見町議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年5月30日

国見町長 引地 真

記

1. 期 日 令和6年6月13日
2. 場 所 国見町議会議場

応招不応招議員

・ 応招議員（11名）

1番 佐藤多真恵君	2番 菊地勝芳君	3番 佐藤 孝君
4番 （欠番）	5番 蒲倉 孝君	6番 八巻喜治郎君
7番 宍戸武志君	8番 山崎健吉君	9番 （欠番）
10番 小林聖治君	11番 渡辺勝弘君	12番 松浦常雄君
13番 （欠番）	14番 佐藤定男君	

・ 不応招議員

なし

第 1 目

令和6年第3回国見町議会定例会議事日程（第1号）

令和6年6月13日（木曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 請願・陳情の付託
 - 請願第 2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の請願について
 - 陳情第 9号 国に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての陳情
 - 陳情第10号 県に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての陳情
 - 陳情第11号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書
- 第 5 報告第 3号 繰越明許費の報告について
- 第 6 報告第 4号 事故繰越しの報告について
- 第 7 報告第 5号 町が出資している法人の経営状況について
- 第 8 報告第 6号 町が出資している法人の経営状況について
- 第 9 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 第10 議案第39号 国見町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第40号 国見町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例等の一部を改正する条例
- 第12 議案第41号 国見町職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第42号 国見町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第43号 国見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第44号 国見町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例
- 第16 議案第45号 東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税、国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第46号 国見町乳幼児の育成支援に関する条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第47号 国見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第48号 国見町県営土地改良事業による分担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例

- 第20 議案第49号 国見町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する
条例
- 第21 議案第50号 国見町営住宅条例の一部を改正する条例
- 第22 議案第51号 国見町下水道条例の一部を改正する条例
- 第23 議案第52号 国見町体育施設条例の一部を改正する条例
- 第24 議案第53号 町道路線の認定及び廃止について
- 第25 議案第54号 工事請負契約の締結について
- 第26 議案第55号 工事請負契約の締結について
- 第27 議案第56号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 第28 議案第57号 令和6年度国見町一般会計補正予算（第1号）
- 第29 議案第58号 令和6年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第30 議案第59号 令和6年度国見町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第31 同意第 3号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

・出席議員（11名）

1番 佐藤多真恵君	2番 菊地勝芳君	3番 佐藤孝君
4番（欠番）	5番 蒲倉孝君	6番 八巻喜治郎君
7番 宍戸武志君	8番 山崎健吉君	9番（欠番）
10番 小林聖治君	11番 渡辺勝弘君	12番 松浦常雄君
13番（欠員）	14番 佐藤定男君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	引地真君	副町長	佐藤克成君
教育長	菊地弘美君	総務課長	澁谷康弘君
企画調整課長	大勝宏二君	税務課長	佐藤光男君
住民防災課長	榊英則君	ほけん課長	佐藤温史君
産業振興課長	佐藤智昭君	農業委員会 事務局 局長	佐藤智宏君
建設課長	村上幸平君	上下水道課長	宍戸浩寿君
会計管理者兼 会計課長	阿部善徳君	教育総務課長	大勝晴美君
教育施設課長	中條伸喜君	生涯学習課長	小野笑子君
農業委員会会長	八島富一君	代表監査委員	佐藤徳正君

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事務局長	実沢隆之君	書記	八島章君
書記	豊野好洋君	書記	木村恒夫君
書記	丹治琴音君		

◇開会の宣告

議長（佐藤定男君） おはようございます。

本定例会は、地球温暖化対策などのためにクールビズに取り組んでおりますので、暑い場合は上着を脱いで臨まれても構いませんので、よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより令和6年第3回国見町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

◇開議の宣告

議長（佐藤定男君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、福祉課長より、入院治療のため本定例会を欠席する旨届出がありましたので、報告いたします。

◇

◇

◇

◇会議録署名議員の指名

議長（佐藤定男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番佐藤 孝君及び5番蒲倉 孝君を指名いたします。

◇

◇

◇

◇会期の決定

議長（佐藤定男君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

おはかりいたします。

本定例会の会期は、本日13日から6月17日までの5日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤定男君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月17日までの5日間と決定いたしました。

本定例会にあたり、町長、農業委員会会長、監査委員及び関係職員に対し、説明のため、あらかじめ出席を求めておりますので、ご了承願います。

◇

◇

◇

◇諸般の報告

議長（佐藤定男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議会関係について、事務局長から報告させます。議会事務局長。

議会事務局長（実沢隆之君） 議会関係についてご報告いたします。

令和6年第2回議会定例会以降、現在までの議会活動は、お手許に配付の議員活動報告書のとおりであります。

また、第2回議会定例会で可決いたしました福島県最低賃金の引上げと早期発効を求める意見書につきましては、3月25日に内閣総理大臣ほか関係機関に送付いたし

ました。

本定例会に、町長より別紙議案提出書のとおり報告4件、承認1件、条例改正14件、一般議案4件、補正予算3件、同意1件が提出をされ、受理いたしました。

本定例会までに受理した請願・陳情は、請願1件、陳情3件であります。

一般質問の通告は7議員で、お手許に配付の一般質問通告一覧表のとおりであります。

例月出納検査の結果について監査委員から報告があり、その写しを配付しております。

以上、ご報告いたします。

議長（佐藤定男君） 次に、一部事務組合関係について。

伊達地方消防組合議会について、2番菊地勝芳君。

2番（菊地勝芳君） 伊達地方消防組合議会について、私から報告いたします。

この伊達地方消防議会は3日間あったので、一環して続けて報告いたします。よろしくお願ひします。

3月26日、小林聖治議員と共に、伊達地方消防組合議会に出席してまいりました。午前9時30分より伊達地方消防組合議会において全員協議会が開かれ、提出議案において協議いたしました。

続いて、午前10時、令和6年第1回伊達地方消防組合議会臨時会が開かれました。提出された議案は5件であります。

議案第1号、伊達地方消防組合の9つの条例の一部改正について。

国ではデジタル・ガバメント実現等の観点から、一部押印の廃止と掲示板の廃止等について整備するものです。

議案第2号、伊達地方消防組合等の旅費に関する条例の制定について、現在制定されている条例を廃止し、新たな条例を制定するものです。

議案第3号、伊達地方消防組合手数料徴収条例の一部を改正するものです。

議案第4号、令和5年度伊達地方消防組合一般会計補正予算についてです。

議案第5号、令和6年度伊達地方消防組合一般会計予算についてです。

以上、5つの議案について、全員一致で可決されました。

続きまして、令和6年5月17日、午前10時より、第2回伊達地方消防組合議会臨時会が開会され、選挙1件、議案3件提出されました。国見町の佐藤定男議員が副議長でしたが、任期満了に伴い副議長選挙を実施しました。選挙名簿により、川俣町議員である藤野圭史議員が当選しました。

議案第6号第7号、監査委員の選任につき同意を求めることについて、国見町の鈴木頼子さん、桑折町の川名静子さんの2人が選出されました。

議案第8号、令和6年度伊達地方消防組合一般会計補正予算について、全員一致で可決されました。

続いて、令和6年5月27日、第3回伊達地方消防組合議会臨時会については、提出議案1件です。

令和6年5月27日、10時から、議案第9号、工事請負契約書の議決について。

令和5年第3回地方消防組合議会臨時会において決議を得た工事請負契約（議案第18号）について次のとおり変更するもので、伊達地方消防組合の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和46年伊達地方消防組合条例第3号）第2条の規定により、議会の議決をしました。契約の金額中ですが、5億4157万4000円のところを5億5286万円に変更するということです。

なお、皆さんのお手許に議案書の写しを配付しておりますので、ご覧ください。

以上で、令和6年第1回、第2回、第3回伊達地方消防組合議会臨時会の報告を終わります。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（佐藤定男君） 次に、伊達地方衛生処理組合議会について、11番渡辺勝弘君。

11番（渡辺勝弘君） 私から、伊達地方衛生処理組合議会の報告について発表したいと思います。

3月27日、宍戸議員と共に出席をいたしました。午前9時より、伊達地方衛生処理組合の会議室において全員協議会が開かれ、提出議案について協議いたしました。

管理者から提案理由の説明があった後、直ちに議案審議に入りました。

提出された案件は、議案8件であります。

議案第1号、伊達地方衛生処理組合職員定数条例の一部を改正する条例についてであります。職員定数を14人から15人に定めるということであります。

議案第2号、令和5年度伊達地方衛生処理組合一般会計補正予算についてであります。歳入歳出予算総額から29万円を減額し、歳入歳出予算総額を6129万1000円としたいとするものであります。主な減額の要因は、職員共済費の減額であります。

議案第3号、令和5年度伊達地方衛生処理組合し尿処理事業特別会計補正予算についてであります。歳入歳出予算総額から795万6000円を減額して、歳入歳出予算総額を2億8991万2000円としたいとするものであります。主な減額の要因は、水道光熱費の減額であります。

議案第4号、令和5年度伊達地方衛生処理組合ごみ処理事業特別会計補正予算についてであります。歳入歳出予算総額から2194万7000円を減額して、歳入歳出予算総額を7億4137万5000円としたいとするものであります。主な減額の要因は、こちらも水道光熱費の減額でありました。

議案第5号、令和6年度伊達地方衛生処理組合一般会計予算であります。歳入歳出予算総額は5580万円となり、前年度比90万円、1.64%の増にしたいということであります。主な増額の要因は、職員人件費の増額となります。

続いて、議案第6号、令和6年度伊達地方衛生処理組合し尿処理事業特別会計予算であります。歳入歳出予算総額は2億2600万円となり、前年度比8400万円、27.10%の減ということになっております。主な減額の要因は、公債費の減額であり、起債償還完了によるものであります。し尿処理施設整備基金は750万円の取

崩しを行い、維持管理費に充てるといたしました。

議案第7号、令和6年度伊達地方衛生処理組合ごみ処理事業特別会計予算についてであります。歳出予算総額は、7億5500万円となり、前年度比7610万円の11.2%の増としたいとします。主な増額の要因は、職員構成による人件費の増、原油高騰による燃料費の増、薬品購入の単価の高騰が挙げられます。

ごみ処理施設建設事業は、老朽化した分署局施設を更新し、間もなく満床を迎える埋立処分地施設の埋設分の掘削、熔融処理による減容化を図り処分場の再生・延命を図るために施設を建設するものであります。令和6年度から施設建設準備の行為を行うことになっております。

議案第8号、伊達地方衛生処理組合監査委員の選任につき同意を求めることについてであります。川俣町出身の澤田由紀子氏を選任したいとします。

これらの案件は、採決の結果、原案のとおり可決されました。

なお、お手許に議案の写しを配付しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で、令和6年第1回伊達地方衛生処理組合議会定例会の報告を終わります。

続いて、令和6年第2回伊達地方衛生処理組合臨時会の報告をいたします。

5月21日火曜日、1時30分より全員協議会が開かれ、提出された案件につきまして審議を行いました。

本議会につきましては、管理者から提案理由の説明があった後、直ちに議案審議に入りました。

まず初めに、5月に伊達市議会の議会構成が変更となり、議長、副議長について協議がなされ、指名推薦選挙により、議長に伊達市議会選出の中村正明氏、副議長に私、渡辺が当選いたしました。

提出された案件は、繰越明許費の報告1件、監査委員の選任同意についての2件であります。

報告第1号、繰越明許費の報告について。

令和5年度に繰越明許費として設定した循環型社会形成地域計画策定業務に係る歳出予算の経費について、議会に報告するものであります。

議案第9号、伊達地方衛生処理組合監査委員の選任につき同意を求めることについてであります。桑折町議会選出の石幡政子氏が選任されました。

これらの案件は、採決の結果、原案のとおり可決されました。

なお、お手許に議案の写しを配付しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で、令和6年第2回伊達地方衛生処理組合議会臨時会の報告を終わります。

議長（佐藤定男君） 次に、公立藤田病院組合議会について、5番蒲倉 孝君。

5番（蒲倉 孝君） 令和6年第1回公立藤田病院組合議会定例会の報告をさせていただきます。

国見町からは、山崎副議長、八巻議員、蒲倉が出席いたしました。

令和6年3月27日水曜日、午後2時から3時25分まで、全員協議会を公立藤田総合病院本館2階大会議室で開催され、本会議及び全員協議会での質問について審議

され、全員協議会では通告なしでも提出議案について質疑を行い、本会議は通告書を提出した質問のみにすることを、賛成多数で決定いたしました。

引き続き、午後3時30分から、令和6年第1回公立藤田病院組合議会定例会が、同大会議室にて開催されました。佐藤議長より、会議録署名議員の指名、会期日程を1日とすることが決定され、その後、組合管理者である引地町長から挨拶があり、職員駐車場の整備について、3月25日に完成引渡しの報告及び7件の議案提案説明がありました。

続けて、近藤病院長より、令和5年度補正予算及び令和6年度当初予算等について討議のお願いがありました。挨拶の最後に、当院は地域に絶対必要な病院であり、住民が安心して住める環境づくりと密接に関連しています。職員が自信と理念を持ちつつ、地域の皆さんが安心して医療を受けられる病院を守り育てていくことを目標として頑張っていく所存とのご挨拶がありました。

次は、4番齋藤松夫議員から質問が数点あり、谷口会計課長及び穴戸事務長から答弁がありました。

最後に、引地管理者から閉会挨拶があり、定例会が閉会いたしました。

なお、詳細につきましては、お手許に配付されております資料をご覧くださいませようお願いいたします。

引き続き、第2回臨時会の報告をさせていただきます。

去る5月27日午後2時から、令和6年第2回公立藤田病院組合議会臨時会が公立藤田総合病院大会議室にて開催されました。国見町からは、定例会同様、山崎副議長、八巻議員、蒲倉が出席いたしました。

開会后、会議録署名議員の指名、議席の指定について、伊達市議会選出小野誠滋議員の辞職に伴い、選出された議員の議席を、5番柳多武志議員を指名し、会期日程を1日とすることが決定されました。

その後、組合管理者である引地町長及び病院長から挨拶があり、議長選挙が行われましたが、1番齋藤松夫議員より、投票に入る前に全員協議会を開催し協議する必要があるのかという質問がありまして、賛成多数より、休議にし、全員協議会が開催されました。午後2時10分から本館2階中会議室にて全員協議会が行われ、国見町、桑折町、伊達市各議会での合意形成の報告があり、午後2時25分から本会議を再開いたしました。議長選挙は投票により行われ、佐藤定男臨時議長が当選いたしました。副議長選挙は、議長指名で行われ、4番齋藤謙議員が指名され、副議長に当選いたしました。

次に、監査委員の選任についての審議があり、佐藤実議員が賛成多数により可決されました。

最後に、管理者である引地町長より閉会挨拶があり、臨時会が閉会いたしました。

なお、こちらも詳細につきましては、お手許に配付されております資料をご覧くださいませようお願いいたします。

以上、2件について報告させていただきます。

議長（佐藤定男君） 以上で諸般の報告を終わります。

◇ ◇ ◇

◇請願・陳情の付託

議長（佐藤定男君） 日程第4、請願・陳情の付託について。

本日までに受理した請願・陳情は、請願1件、陳情3件であり、お手許に配付した請願・陳情文書表のとおり、請願第2号、陳情第9号及び第10号、並びに第11号は、総務文教常任委員会に付託しましたので、ご報告いたします。

◇ ◇ ◇

◇議案の上程（報告第3号～同意第3号）

議長（佐藤定男君） この際、日程第5、報告第3号から日程第31、同意第3号までの報告4件、承認1件、同意1件及び議案21件を一括上程いたします。

なお、この27件については、本日提案理由の説明を受け、17日に議案説明、質疑、採決を行いますので、ご承認願います。

書記に議案提出書を朗読させます。朗読。

（書記 議案提出書を朗読）

◇ ◇ ◇

◇町長提案理由の説明

議長（佐藤定男君） 町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町長（引地 真君） 令和6年第3回国見町議会定例会を招集したところ、議員の皆様には出席をいただき、ありがとうございます。

本定例会には、報告4件、承認1件、条例改正などの一般議案18件、補正予算議案3件、そして人事案件1件の当面する緊急で重要な議案を提出しました。

初めに、4月3日に発生した台湾東部沖地震の対応についてです。

地震で亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げます。

町は、4月5日に町内3か所に募金箱を設置し、募金活動を行いました。お預かりした救援金3万5000円は日本赤十字社福島県支部へ届けました。

次に、令和6年3月第2回議会定例会以降の町政執行の主なものについて申し上げます。

初めに、健やかに暮らせるまちづくりについて申し上げます。

まず、感染症法上の取扱いが5類となった新型コロナウイルス感染症は、感染拡大の波は小さくなってきましたが、これまでの状況から夏の時期と年末年始にかけて感染者が増える傾向が見られます。今後もインフルエンザなどの感染症とともに国や県と連携して感染予防に努めることとします。なお、秋以降に予定される65歳以上の方を対象とした新型コロナワクチン接種は、県や伊達医師会と連携してスムーズに取り組めるよう準備を進めています。

次に、国民健康保険第3期国見町データヘルス計画についてです。

今年度から具体的な事業の展開が始まりました。その一つ、運動教室は、メタボリ

ックの改善を目的とした内容で、健康運動指導士による有酸素運動や筋力トレーニングを取り入れたシェイプアップ教室を前期と後期の2回行うこととしました。また、忙しい方のために秋には短期集中コースを設ける予定です。

次に、総合検診についてです。

生活習慣病の早期発見・治療につなげる今年度の総合検診は、前年度より158人増の1,742人が受診します。また、今年度はWEB予約や検診データのデジタル処理を取り入れたため、迅速な集約が可能となり、より早く検診結果を提供することができることとなります。なお、国保加入者の人間ドック受診申込者数は257人で、前年度より17人増えています。引き続き各種検診の大切さを呼びかけ、多くの人が受診できるよう環境整備に取り組んでいきます。

次に、株式会社いちいとの地域見守り協力に関する協定締結についてです。

株式会社いちいでは、本年4月から当町内で、移動スーパー「とくし丸」による移動販売を開始しました。4月5日、運行時に高齢者などの安否確認や異変の早期発見、早期対応を図ることを目的とした地域見守り協定を締結しました。地域の皆さんが安心して暮らせる一助になるものと考えています。

次に、百歳県知事賀寿と敬老祝い金の贈呈についてです。

百歳を迎えた佐藤ヨシさん、黒田武次さんに県知事賀寿と町の敬老祝い金を贈り、家族とともに長寿を祝しました。

次に、臨時特別給付金についてです。

住民税非課税世帯へ給付する臨時特別給付金は、752世帯、子ども45人に5489万円を給付しました。また、住民税均等割のみ世帯へ給付する臨時特別給付金は、222世帯、子ども31人に2375万円を給付しました。

次に、第三者行為による介護給付費未払分の訴えの提起についてです。

3月議会定例会で議決された第三者行為による介護給付費未払分の訴えの提起を5月2日、福島地方裁判所に提出し、受理されました。第1回口頭弁論は6月25日に行われることが決定しました。

次に、高規格救急自動車についてです。

4月19日、伊達地方消防組合の要請を受け、高規格救急自動車2台を同組合に譲与する引渡し式を行いました。これにより12台全ての譲与が完了しました。

2つ目、安全安心な優しいまちづくりについて申し上げます。

初めに、林野火災についてです。

4月1日に大木戸地内の東北自動車道法面で発生した火災は、阿津賀志山に燃え移り延焼しました。消防車や福島県、宮城県の防災ヘリが出動して消火活動を行い、翌朝に鎮火が確認されました。焼けた面積は約6ヘクタールです。また、5月26日に泉田赤坂地内の林道脇で発生した火災は、発生から45分後に鎮火が確認されました。焼けた面積は約230平方メートルです。

次に、国見町消防団事業についてです。

4月6日に消防団辞令交付式、無火災祈願を行いました。また、町消防団員は6月

30日に行われる国見町消防団定期点検で披露する点検訓練に励んでいます。

次に、交通安全事業についてです。

新学期・新入学の時期に交通事故防止を呼びかける春の全国交通安全運動は4月6日、役場正面広場で出動式を行い、その後、道の駅国見あつかしの郷で街頭キャンペーンを行いました。

次に、信号機設置の決定についてです。

国見町、国見町交通安全協会各部会、国見町交通安全母の会、国見町PTA連絡協議会がそれぞれ福島県警察に要望書を提出していた国道4号石母田字上野地内交差点への信号機設置は、5月14日に福島県公安委員会で決定されました。現在、信号機設置に向けた手続きを行っているとの報告を受けています。なお、令和2年度から工事を進めていた石母田地区から当該交差点へ通じる町道改良工事は5月31日に完了し、同日から供用開始しています。

次に、町道4号線舗装改良工事と徳江大橋大規模補修工事についてです。

昨年度に続く町道4号線の道路老朽化に伴う舗装リニューアルと新規事業の徳江大橋の橋梁大規模補修工事は、5月27日に入札会を開催し、落札者が決定したため、地方自治法の規定に基づき、工事請負契約に関するそれぞれの議案を本定例会に提出しました。

次に、要望活動についてです。

5月8日に東北国道協議会通常総会、9日に福島地区国道協議会総会と意見交換会、そして15日には命と暮らしを守る道づくり全国大会と中央要望活動に出席し、道路事業の予算確保のための要望活動を行いました。

また、5月28日に開催された阿武隈川上流改修促進期成同盟会総会では、流域市町村長たちとともに、引き続き阿武隈川上流改修促進と水害防止事業促進を国に求めることを決定しました。

さらに4月15日には、県土木部長、県北建設事務所長に牛沢川の改修促進、県道歩道設置の要望をするとともに、国土交通省福島河川国道事務所長に町道改修事業への国補助事業採択の要望をしました。5月30日には、伊達市長、桑折町長とともに県土木部長、県北建設事務所長に伊達崎橋の早期復旧と工事に伴う通行の確保、県道浪江国見線と伊達崎橋の代替道・橋としての町道4号線と徳江大橋の維持修繕の県代行支援を要望しました。

次に、滝川と滑川河川改修についてです。

県が実施している滝川築堤と滑川築堤、これに伴う町道橋架け替えの河川改修工事の進捗率は65%で、滝川築堤は概ね完了、現在滑川築堤を進めており、滑川に架かる町道橋を6月末には開通したいとの報告を受けています。

次に、繰越事業のデジタル同報系防災行政無線施設更新工事についてです。

板橋南歴史公園と石母田財産区事務所の敷地内に屋外拡声子局の新設、設備更新の工事を行っています。供用開始は8月を予定しています。

次に、タクシー利用補助事業実証実験についてです。

昨年10月から実施しているこの事業の登録者数は275人で、5月末時点の利用件数は522件です。

次に、フラフ燃料撤去についてです。

山崎前柳地内に保管されていたフラフ燃料は、4月12日から撤去作業が開始され、5月1日に完了した旨の報告を受けています。なお、現地を実見し、確認しています。

次に、生ごみ処理機モニター事業についてです。

ごみの減量化・資源化・生ごみ減量化を進めるための取組として、6月からモニター事業を実施しています。6月7日時点のモニター申込者数は8人です。

次に、自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例策定についてです。

5月23日の町議会産業建設常任委員会で説明した同条例（案）は現在、パブリックコメントを実施しています。寄せられた意見を検討し、条例の成案とし、9月議会定例会に提出する予定です。

次に、水道週間についてです。

6月の水道週間に合わせて3日、コープふくしま国見店、ハシドラック国見店で、安全安心な水道水を大切に使うための趣旨で街頭啓発活動を実施しました。

3つ目、未来につながるまちづくりについて申し上げます。

初めに、子育て支援の推進についてです。

妊娠・出産を応援・支援するため、出産応援給付金を8人の対象者に給付しました。この出産応援給付金は妊娠時に5万円、出産後に5万円を給付します。

また、昨年に続き株式会社東京エンゼル本社福島工場から町に、子育て支援の社会貢献事業として紙おむつが寄付されました。この紙おむつは新生児の保護者に贈呈しました。

さらに、子育ての悩みなどを相談、子どもたちの様々な行動への対処法を学ぶ講座を5月25日から8月24日までの間に5回、福島県立医科大学佐藤利憲先生を迎え、開催します。

次に、教育・子育て座談会についてです。

4月26日、藤田保育所保護者会役員との座談会を開催し、子育て支援や教育に関する意見交換を行いました。引き続き、保護者や子どもたちの声に耳を傾け、子育て支援や教育の充実に努めます。

次に、部活動地域移行についてです。

4月21日、国見町コミュニティクラブを設立し、仙台大学川戸湧也講師の記念講演会を開催しました。まずは、地域の指導者が休日の部活動に参加する環境づくりからスタートします。

次に、中学校事業についてです。

3年生の東京・鎌倉への修学旅行は4月14日から16日に実施され、事前に自分たちで計画したグループごとのフィールドワークに取り組みました。また、県北地区中体連陸上競技大会が5月14日から開催されました。走り高跳び、四種競技、

110メートルハードル走の三種目で、県北中の選手が県大会出場を決めました。

次に社会教育の推進についてです。

地域学校協働本部事業公営塾は、放課後塾ハル小学部・中学部を開始しました。3月23日にスキプレゼンを開催した見晴るかすコースに加え、今年度は高校入試対策講座を新設し、小中学生が学びを深めています。

地域学校協働本部家庭教育事業の子育てリフレッシュ教室は、今年度から通年で開催します。9組21人が親も子も楽しめる活動を体験しています。

次にスポーツ事業についてです。

町長杯スポーツ大会は4月21日の総合開会式から約1か月にわたって開催され、12競技、延べ449人が参加しました。新競技のニュースポーツ「クロリティー」には、8歳から88歳までの方が参加をしています。6月4日には表彰式を行い、入賞者を称えました。

また、3月24日に設立した国見町総合型地域スポーツクラブももたんスポーツクラブは、5月から会員の募集を開始し、6月から様々な活動を始めています。

次に、施設管理事業についてです。

開館30年を迎えた観月台文化センターは、順次改修工事を進めています。6月16日は、配電盤などの電気設備改修工事のため臨時休館することとしています。また、4月から公共施設予約システムの運用が始まりました。5月に説明会を開催し、利用促進を図っています。

次に、くにみ歴史ウォークについてです。

5月3日に開催した藤田・内谷・鳥取・小坂地区の歴史を散策するくにみ歴史ウォークには、町内外から229人が参加しました。鳥取・福源寺では、観音様を守る会のおもてなしに参加者は感激していました。

次に、あつかし歴史館事業についてです。

5月4日、こどもの日にちなんだイベントを開催しました。親子の工作ワークショップ、おさがり会、地元野菜のマルシェ、伊達地方消防組合の協力で町が譲与した高規格救急自動車の展示などを行い、多くの人でにぎわいました。

次に、歴史的風致維持向上計画協議会についてです。

5月31日に会議を開き、歴史的風致維持向上計画の各種事業の評価を行いました。おおむね良との評価をいただきました。また、今年度で第1期の計画期間が終了するため、第2期計画策定の可否について検討したところです。

4つ目、恵まれた資源を活かしたまちづくりについて申し上げます。

まず、防霜対策についてです。

3月14日から5月31日までの間、町防霜対策本部を設置しましたが、大きな被害は発生しませんでした。農産物の生育は順調とのことです。

次に、あんぼ柿の産地再生についてです。

加工再開から11年目の令和5年産あんぼ柿全量非破壊検査では、基準値を超えるあんぼ柿はなく、安全安心が確認されました。

次に、新規就農希望者の研修についてです。

今年度の長期研修生は4人で、内訳は、1年間のくにみ農業ビジネス訓練所の野菜研修生が2人、3年間の地域おこし協力隊の果樹研修生が2人で、それぞれの目標に向けて農業の基礎を学び始めました。なお、3月に長期研修を修了した1人が、4月から国見町内で新規就農しました。

次に、鳥獣害対策についてです。

鳥獣被害対策実施隊全体会議を4月9日に開催し、実施隊の辞令を9人に交付しました。任期は令和8年度までの3年間です。

次に、要望活動についてです。

農産物の適正な販売価格の形成に向けた要望活動として、5月15日に地元選出国會議員に、5月22日に町農業委員会八島会長と佐久間職務代理者とともに、福島県知事宛ての要望書を県農林水産部長に提出しました。

次に、第54回全国モモ研究大会福島県大会についてです。

県内で7回目の開催となる全国大会が6月6日、約500人が参加して開催されました。町からも多数のモモ農家が参加したこの大会で、井砂秀明さんが福島県のモモ農家の一人として事例発表をしています。

次に、ふくしま未来農業協同組合との包括連携協定締結についてです。

農業を通して安全安心に暮らせる地域共生社会を創出することなどを目的に6月7日、包括連携協定を締結しました。今後は、これまでの農業振興を含め全8項目の事項で連携・協力を進めます。

次に、観光事業マイクロツーリズムについてです。

国見の春を巡るツアーを4月13日に開催し、5人が参加しました。満開のモモ畑で写真撮影の技術を学びながら国見の春を満喫しました。今年度は5回の開催を予定しています。

次に、世界大会最高金賞の受賞報告についてです。

ジェラート店G e l a 3 1 9が製造したシークワサーマーマレード、レモンマーマレード、ゆずマーマレードの3点が、英国ダルメインマーマレードアワード2024で、日本代表として世界大会初出場ながら金賞を受賞しました。3点のうちシークワサーマーマレードは、金賞の中でも最高賞のダブルゴールドを受賞しました。

次に、道の駅国見あつかしの郷についてです。

5月3日に開業7周年を迎えた道の駅国見あつかしの郷の指定管理を受託する国見まちづくり株式会社の令和5年度決算は、増収増益となりました。詳細は、本定例会の報告案件の説明時にご説明します。

5つ目、相互理解と共感のあるまちづくりについて申し上げます。

まず、租税教室についてです。

5月24日、国見小6年生を対象に実施した租税教室では、町職員が講師となって、身近に存在する税金の役割について学び、考えてもらう機会としました。

次に、定額減税・調整給付金についてです。

物価高騰対応重点支援交付金事業として、令和6年度分の個人住民税について一人1万円の定額減税を実施します。また、調整給付金関連の予算を本定例会の補正予算に計上しています。

6つ目、町として生きるまちづくりについて申し上げます。

初めに、町制施行70周年記念式典についてです。

式典は9月中旬を予定していますが、今後の実行委員会で詳細が決定される見込みです。

次に、タウンミーティングについてです。

いきいきサロンなどの開催に合わせてタウンミーティングを行ってきましたが、今年度も引き続き、各種団体の会合などの空き時間を活用して、様々な意見を伺うこととします。

次に、地域おこし協力隊活動事業についてです。

今年度新たに着任した地域おこし協力隊員は、関係人口創出1人、商品開発部門2人、農業部門2人、公営塾ハルに2人、合計7人です。継続的な情報発信と関係人口創出、地域ブランド商品開発、果樹栽培の技術習得、公営塾運営の各事業を担います。

次に、義経まつりについてです。

5月28日、義経まつり実行委員会を開催し、今年度は9月23日に行うことを決定しました。引き続き、実行委員会を核に、イベントや催事内容の協議を進め、充実した義経まつりを目指します。

それでは、本定例会に提案した各議案について、その概要を申し上げます。

報告第3号「繰越明許費の報告について」から報告第6号「町が出資している法人の経営状況について」までの4件は、地方自治法及び地方自治法施行令の規定に基づき、議会へ報告するものです。

承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」は、地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を専決処分したことについて承認を求めるものです。

議案第39号「国見町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」から議案第52号「国見町下水道条例の一部を改正する条例」までの14件は、上位法令の一部改正に伴うもの、または現状に即した所要の改正を行うものです。

議案第53号「町道路線の認定及び変更について」は、国道4号拡幅による町道改良に伴う路線の一部変更を行うものです。

議案第54号「工事請負契約の締結について」は町道4号線改良工事について、議案第55号「工事請負契約の締結について」は徳江大橋補修工事について、それぞれ契約の相手方が決定したことから、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第56号「福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」は、法令の一

部改正により従前の被保険者証の発行がなくなるため、所要の改正を行うものです。

議案第57号「令和6年度国見町一般会計補正予算（第1号）」は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8630万3000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ62億8630万3000円とするものです。

歳出補正の主なものは、物価高騰対応重点支援交付金事業、デジタル田園都市国家構想推進交付金事業などの増によるものです。

議案第58号「令和6年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」は、国保税について補正を行うもので、本定例会に先立ち開催された国保運営協議会で協議され、同意を得ています。

議案第59号「令和6年度国見町水道事業会計補正予算（第1号）」はデジタル田園都市国家構想推進交付金事業を実施するため、補正を行うものです。

同意第3号「教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」は、菊地弘美教育長が、令和6年6月30日をもって任期満了となることから、引き続き菊地弘美さんを適任と認め、任命したいので、議会の同意を求めるものです。

以上、本定例会に提出した各議案について、一括して提案理由の主旨を申し上げましたが、各議案の内容、係数などについては、審議に先立ち関係課長がそれぞれ説明しますので、慎重審議の上、速やかな議決を賜るようお願いし、提案理由の説明とします。よろしくお願いいたします。

議長（佐藤定男君） 町長提案理由の説明は終わりました。



◇散会の宣告

議長（佐藤定男君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、本日のこれからの日程ですが、11時10分より本議場において議案調査会を行います。その後、総務文教常任委員会を委員会室で、産業建設常任委員会を中会議室北側でそれぞれ開催します。

明日は、午前10時から本会議を開きます。

これで本日の会議を閉じます。

本日はご苦労さまでした。

（午前11時02分）

第 2 目

令和6年第3回国見町議会定例会議事日程（第2号）

令和6年6月14日（金曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

・出席議員（11名）

1番 佐藤多真恵君	2番 菊地勝芳君	3番 佐藤孝君
4番（欠番）	5番 蒲倉孝君	6番 八巻喜治郎君
7番 宍戸武志君	8番 山崎健吉君	9番（欠番）
10番 小林聖治君	11番 渡辺勝弘君	12番 松浦常雄君
13番（欠番）	14番 佐藤定男君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	引地真君	副町長	佐藤克成君
教育長	菊地弘美君	総務課長	澁谷康弘君
企画調整課長	大勝宏二君	税務課長	佐藤光男君
住民防災課長	榊英則君	ほけん課長	佐藤温史君
産業振興課長	佐藤智昭君	農業委員会 事務局 局長	佐藤智宏君
建設課長	村上幸平君	上下水道課長	宍戸浩寿君
会計管理者兼 会計課長	阿部善徳君	教育総務課長	大勝晴美君
教育施設課長	中條伸喜君	生涯学習課長	小野笑子君
農業委員会会長	八島富一君	代表監査委員	佐藤徳正君

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事務局長	実沢隆之君	書記	八島章君
書記	豊野好洋君	書記	木村恒夫君
書記	丹治琴音君		

◇開議の宣告

議長（佐藤定男君） おはようございます。ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

議長（佐藤定男君） 本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇ ◇ ◇

◇一般質問

議長（佐藤定男君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。質問および答弁は簡潔かつ要領よく発言願います。

なお、この際申し上げます。

各議員の発言は答弁も含めて60分までは認めることといたします。

最初に、12番松浦常雄君。

松浦常雄君。

（12番松浦常雄君 登壇）

12番（松浦常雄君） さきに通告しておきました3点について質問します。

議長（佐藤定男君） 松浦常雄君、マスク外してもらって結構です。

12番（松浦常雄君） 1つ、通学路の安全確保についてであります。

去る5月13日のテレビニュースで、愛媛県で小学生の児童が下校途中、カーブミラーの下敷きになった場面を見ました。2回ほど報道、放映されました。児童は転びましたが、すぐ起き上がって歩きました。幸いポールと路面の間に児童が腹ばいになっても若干隙間があるくらいの状態だったようです。児童は軽症であったという報道でした。

このニュースを見て、私は思わぬところに危険があると気づかされました。私は、令和3年9月議会で町内の通学路の安全確保についてと題して一般質問をしました。あれから3年近くなりますので、改めて通学路の安全確保について確認をさせていただきたいと思います。

1つは、町内の通学路の安全点検はいつ行ったのでしょうか、伺います。

議長（佐藤定男君） 教育施設課長。

教育施設課長（中條伸喜君） 12番松浦常雄議員のご質問にお答えします。

例年、小学校PTAの方部育成委員会で、通学路等における危険箇所の集約を行っております。教育委員会では、この集約結果を基に毎年合同点検を実施しており、昨年は11月17日に実施しました。

なお、合同点検につきましては、特に関係者による協議が必要な箇所、7か所で実施をいたしまして、警察、保原土木事務所、交通安全協会、学校長、建設課、住民防災課の立会いの下、実施したものです。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 松浦常雄君。

12番（松浦常雄君） 以前、私が質問したときは、PTA等から上がってきたものを確認する程度で、年1回定期的には行われていなかったんですね。今伺いまして、年1回行っているということで、大変いいことだと思います。

次に、危険箇所はどのくらい確認されましたか。

議長（佐藤定男君） 教育施設課長。

教育施設課長（中條伸喜君） お答えいたします。

小学校の24の方部会から寄せられました通学路に関する危険箇所は、約40か所程度でありました。それらについては、まず現場確認などを行いながら、対応できるものにつきましては、速やかに関係機関と連携し、対応をしてきたところです。

一方で、町だけでは対応が難しい案件、これにつきましては、さきに答弁をしましたとおり、合同点検を実施し、その対応について警察等の関係者と協議を進めてきたところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 松浦常雄君。

12番（松浦常雄君） 町だけで対応できない点についても、配慮があったということですが、特に県道などに関わる問題については、なかなか進展できていないと思います。

次に、側溝の蓋など不安定なところはなかったのでしょうか。

議長（佐藤定男君） 教育施設課長。

教育施設課長（中條伸喜君） お答えいたします。

昨年度に寄せられました危険箇所のうち、側溝に関するものについては2か所ございました。1か所につきましては、コンクリート蓋が欠損しているといった案件でございまして、これについては修繕が完了しております。

もう一か所につきましては、新設の要望でありまして、これはスクールバスの停留所付近にグレーチングを設置しております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 松浦常雄君。

12番（松浦常雄君） できるところから対応しているということで、大変いいと思いました。今後とも年1回の点検を欠かさず、このような対応をお願いしたいと思います。

ところで、県道五十沢国見線についてですが、未整備区間の歩道の整備について伺います。

これは大枝地内の眼鏡橋という、あの牛沢川に架る橋があるんですが、そこについては町内の通学路のうち最も危険な箇所として、もう十数年ですか、指摘されたが、改善されていないという状態です。平成21年、平成22年に活性化センターの前、歩道の整備がなされましたが、眼鏡橋のすぐ近くで止まってしまいました。測量は原町地内まで進んでいましたが、大震災にあってストップしたまま放置されてしまったわけです。

これについても、私は令和3年9月議会で取り上げまして、そのときは町長が、今度は私が自ら県に出向いて協議をして進めてまいりたいという答弁でした。その2週

間後に町長から伺ったのは、眼鏡橋は老朽化が進んでいるので、橋ごと造り替えて歩道も一緒に整備する計画だという説明があったということでした。

それから約3年たつわけですが、どのように進展しているのか、私たちには全然分かりません。今の段階でどういう状況なのか、この点について伺いたいと思います。

議長（佐藤定男君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） お答えいたします。

県において、県道五十沢国見線、西大枝地区につきましては、昨年度までに地形測量を完了してございます。令和6年度につきましては、県道沿いの用地所有者等の調査を行いたいとするものでございまして、今後はほかの路線の進捗状況を見極めながら、設計に係る業務を進めていくと聞いているところでございます。

そして、町におきましては、4月15日に県の土木部長と県北建設事務所長に早期の歩道設置を要望しているところでございます。今後とも県に対して要望を継続していきたいと考えているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 松浦常雄君。

12番（松浦常雄君） 実際に測量が終わっているということまでは確認できて大変よかったですと思います。速やかに地権者との話によって、さらに工事ができるような状況に進むように期待したいと思います。

五十沢国見線の歩道の整備については、本当に長い時間かかっているんですね。私は、この3年くらい待っていたんですが、いつ工事に入るのか、今の段階でもまだ見通しが立たない状況なので、機会あるごとに町から、どうなっていますかということで、早期着工ができるようにお話ししていただきたいと思います。

次、牛沢川の改修について質問したいと思います。

牛沢川の現状、これは皆さん、ご存じでしょうか。牛沢川というのは、貝田のほうから流れてくる1級河川になっていると思いますが、台風や大雨のときは物すごい水量で護岸が浸食され、護岸といいますか、両岸がえぐられ、そして土砂崩れや倒木がいつも起こるといふ、そのたびに流れが変わったりする大変な暴れ川なんですね。

そのことについて、昨年8月28日に午後1時30分から県北建設事務所河川課、保原土木事務所、町の建設課及び大木戸地区町内会長、大枝地区町内会長代表、それと私と小林議員が参加して現場視察を行いました。視察が終わったところで改修が必要であることを全員に確認しました。これについては4月15日に町と県との間で協議が行われたのではないかというように思うんですけれども、それについて今分かっている状況をお話しいただきたいと思います。

議長（佐藤定男君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） お答えいたします。

県におきましては、議員お質しのとおり、令和5年8月28日に実施しました、牛沢川の現地調査の結果を踏まえまして、流下能力、水の流れを確保するための竹林や樹木、木の伐採、さらに洗掘された河岸の補強工事を令和5年11月に実施している

ところでございます。引き続き、河川改修につきましては、河川の特性を踏まえ、調査していくと聞いているところでございます。

そして、町におきましても、4月15日、県の土木部長と県北建設事務所長に早期の河川の改修を要望しているところでございます。今後も県に対し、強く要望を継続していきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 松浦常雄君。

12番（松浦常雄君） 私は以前、大枝地区の環境保全協議会の会長とか西大枝の区長をやっております。土砂崩れがあったとか、あるいは倒木があったという、その都度、住民の皆さんから要望をいただいて、県のほうに働きかけて対応していただきました。町の建設課も水路の補修などは一生懸命やっていただきまして、大変心強く思ってきたところです。

ただ、昨年、先ほど挙げた人々で視察したところ、荒れ方がひどいということ、大木戸地区に孝徳地区があります。孝徳という地区名だと思いますが、そこから取水をして、原町の南のほうですけれども、原前の17町歩の水田を潤す孝徳水路というのがあります。昨年確認したところでは、その孝徳水路の一部コンクリートの底がむき出しになっているんですね。土砂が流れて崩れて、水がしみ出ているところもありました。こういうところは早急に対応しなければならないところなんです。そういうところは、何か所もあるんですね。これからそんな小手先の対応ではどうにもならないんじゃないかなという印象を受けるんですよ。それで、大規模な護岸工事が必要だと思います。

まず、孝徳水路は、本当に命の水路です。水が必要なときに、それがもし壊れたら、1日や2日で補修できないわけですから、水田は大変な危険にさらされるわけです。そういうところについては、昨年見つかったわけですから、県のほうにも再度お願いして、対応をお願いしたいと思います。

とにかく町でできることではないので、大変難しい問題だと思いますが、そういう重要なところが危険になっていることを認識していただき、今後も対応をお願いしたいと思います。

次に、町の少子化、人口減少対策について伺います。

去る4月25日の新聞報道によりますと、民間組織の人口戦略会議の推計では、将来的に消滅可能性のある市町村が県内に33あり、国見町は10代から20代の女性の減少率が68.5%で、上から9番目でした。かなり高いほうだと思います。これをどのように受け止めているのか伺います。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） 12番松浦常雄議員のご質問にお答えいたします。

令和6年4月24日に人口戦略会議が公表した結果では、2020年から2050年の30年間に20代から30代の女性人口が50%以上減少する自治体を消滅の可能性があるかとみなしております。

福島県内におきましては、7割、33の市町村が該当しているということでございます。国見町では、68.5%の減少と推計されております。町外への若者の転出や出生数の低下など、現状に警鐘を鳴らしているものと受け止めております。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 松浦常雄君。

12番（松浦常雄君） それでは、次、昨年までの3年間で町内への移住者の世帯とか人数が分かりましたらお願いします。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

令和4年度のデータになりますが、いわゆる社会減におきましては、転入者が161名となっております。それで、転出者は248名でマイナス87名となっております。同様に、令和3年でございますが、マイナス88名、令和2年においてはマイナス57名となっております。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 松浦常雄君。

12番（松浦常雄君） 依然としてマイナスが続いているということで、どんどん人口が少なくなっていることを感じます。今後、移住者、定住者を増やすためにどのようなことを考えておられるのか伺います。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

全国的な人口減少は平成20年度以降に始まりまして、国見町においても人口減少が加速している状況でございます。

近年、全国的に進む急激な少子高齢化、人口減少によりまして、限られた移住・定住者の確保というものが自治体間の中で激しさを増している状況でございます。当町では、ハード、ソフト両面の各施策によって、住みやすく魅力のあるまちづくりを進め、子育て住宅や大坂オフィスの建設により、子育て世帯の確保、企業を目指す方の確保を、また住宅取得、改修支援、移住支援の整備により、移住しやすい環境づくりを、また農業ビジネス訓練所の就農者育成と強力な就農支援により、毎年新規就農者を確保している状況でございます。これらによって、人口減少を穏やかなものにしてきたと考えております。町では、中長期的な視点に立って、さらに施策を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 松浦常雄君。

12番（松浦常雄君） 町としても、これまで一生懸命取り組んできたということが分かりました。

次、この町でも20代、30代の女性が減少しています。その主な要因はどのように捉えているのでしょうか。

議長（佐藤定男君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

令和4年のデータ分析では、転出者は240名となっております。うち140名が女性で、20代、30代の割合が49%となっております。

また、転出者の内訳でございますが、近隣への市町村への転出が57%となっております。この傾向につきましては、男女共に変わらない割合となっております。

よって、統計のデータによれば、人口減少は男女を問わず、20代から30代で近隣の市町村へ転出が過半数を超えている状況であると思えます。要因としては、就職や結婚の社会減と捉えておりますが、今年3月から転入者、転出者に対してアンケートを実施しているとともに、本定例会の一般会計補正予算に人口減少の要因の分析、人口推計の調査の委託料を計上させていただいております。専門機関の意見を参考にしながら、さらに分析を進めたいと考えています。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 松浦常雄君。

12番（松浦常雄君） しっかりデータを取っているいろんな対策を講じているということが分かりました。

20代から30代の若い女性が国見町に定住するためには、今お話しされたほかに、女性が働く場を創出することが必要であると思えます。そのためには、企業の誘致が欠かせないのではないかと思います。今後、企業誘致に取り組む考えはあるのか伺います。

議長（佐藤定男君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えします。

企業誘致により、働く場を確保することも重要ですが、人口減少対策としての定住化を考えた場合、まずは女性に限らず、男性も含めて、自分らしく安心して働き、生活でき、子育てできる環境を整備することで、住みやすい、暮らしやすいまちづくりに取り組むことがより定住化につながるものと考えています。あわせて、男女、年齢に関係なく、働く場の確保に向け、魅力的な仕事、働きやすい職場を目指している企業の誘致も検討していきます。

なお、新たに事業を始めようとする起業者を支援するため、令和5年度に新設しました利子補給の補助金についても、今後継続して進めてまいります。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 町長。

町長（引地 真君） 引地からもお答えいたします。

まず、この雇用創出については、これまで答弁してきたように、オーダーメード的な企業誘致も重要だと思っています。ですから、このことについては、引き続き取り組んでいくということでございます。

ただ、これに合わせて、今現在、国見で操業している企業、この企業を子どもたちも含め町民が知ること、これも大事なことだと思います。町内の優良企業の会社名は知っていたとしても、どういったことをしているのか、業務内容、これを知ら

ないことも多いのではないかと思います。

また、現在、町内で操業しております優良企業を知ることによって地元採用に結びつける取り組み、これも大事だと思いますから、子どもたちを含め、町民の皆さんが町内の優良企業を知るための広報、これにも取り組んでいきたいと考えております。

なお、この取り組みについては福島県も今年度から始めておりますので、それぞれの構成自治体でも同じような取り組み、これが進められるのではないかと思いますので、まずは国見町もこの取り組み、広報の取り組み、これに努めていきたいと考えております。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 松浦常雄君。

12番（松浦常雄君） 町としても大変工夫しながら、いろんな対策を講じているということが分かりました。今後とも引き続きご努力いただき、人口減少に歯止めがかかるようになればいいなと思います。

以上で私の質問を終わります。

議長（佐藤定男君） 次に、7番宍戸武志君。

宍戸武志君。

（7番宍戸武志君 登壇）

7番（宍戸武志君） それでは、私から一般質問を行いたいと思います。

まず、第1は、当町におけるコンプライアンス研修について。

この件については、昨年6月議会の中で一般質問をしました。当町における危機管理とコンプライアンスの遵守についてということで、1年たってまた同じような内容なんですけれども、今回はコンプライアンス研修ということに絞って質問したいと思います。

昨今、当町では、ちょっとたがが弛んでいるのではないかと思います。いろんな問題が噴出しており、マスコミも書き上げております。この件も踏まえて、当町のコンプライアンスとコンプライアンス研修について質問したいと思います。

令和5年6月の議会定例会の一般質問で質問しているが、当町でコンプライアンス違反ではないかと疑わせる事案が発生しております。この件につきましては、今、現実には救急車問題で百条委員会が開かれております。その中で、コンプライアンス違反と疑われる事案がございます。その一つ、倫理規程第3条第1項、利害関係者から供応接待を受けること、第6号、これに違反している事案が見られます。この事案につきまして回答をいただいておりますが、その回答が気になり、これはコンプライアンスに対する意識と尺度が分かると、その回答で思いました。この件について、若干前置きが長いのですが、説明させていただきます。

これは、A氏が接待を受けたということですね。それが町では、倫理規程、平成17年改正、2005年度、このガイドラインで若干緩めたんですけれども、これを盾に違反していないという回答がございました。私はこの回答につきましては、反復性があるのではないかと。1回限りではなく、繰り返し行われていると。単なる飲み

会ではないんですよ。2次会、3次会まで行っていると。それと利害関係人でないということなんですけれども、これは完全に利害関係人です。その3月末までにその部署にいたと。ただ単に接待を受けたのは4月以降だということでした。ただし、その方は総務に在籍しております。こういうことを見ますと、私はコンプラ違反ではないかと思えます。

本人は、利害関係者との飲食は、いわゆる割り勘であれば、食事を共にすることができると主張しています。正当化する何物でもない、働いた不正行為に対し、自らを納得させる身勝手な理由づけにほかならないということです。

議長（佐藤定男君） 宍戸武志君、ごめんなさい。今の質問内容は、百条委員会での内容と思われますので、コンプライアンスに係る一般的な質問として質問を変えていただきたいと思えます。

7番（宍戸武志君） 一つの例を出しただけでございますので、この辺が町当局のコンプライアンスに対する意識と尺度で、意識がまだ低いのではないかと思えます。コンプライアンスを軽視しているとしか思われぬような回答でございます。

この点を含みまして、質問させていただきます。

当町におけるコンプライアンスの取り組み全体についてお伺いします。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） 7番宍戸武志議員のご質問にお答えいたします。

議員から冒頭お話のあったとおり、昨年、令和5年6月定例会でご質問いただきおまして、取り組み全体ということでございますので、そのときの答弁と同様になるものと思えますが、当時も答弁の中で公務員として採用された職員については宣誓をしてもらう。さらに、内部研修と、それから自治研修センターでの新規採用職員研修、その後の一般職研修、あと管理監督者研修、さらには部署ごとに行われる専門的研修、これらの出席勧奨を行っているところでございます。

全体の取り組みとしては以上となります。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 宍戸武志君。

7番（宍戸武志君） 次に、お伺いします。

具体的にコンプライアンス研修を過去どのように取り組んできたか。現在はどのように行っているか。また、改善点があればお伺いします。

庁内において研修をしているのかどうか、これも含めて、お伺いしたいと思えます。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

先ほど答弁させていただいた部分もございまして。また、昨年度、答弁にも出てきていた部分でもありますので、かなり重複する部分があることはご容赦いただきたいと思えます。

まず、新規採用時の内部研修を2日間、内部で行っており、内部研修ですので、内部ということとなります。内容は基本的な研修です。

その後、ふくしま自治研修センターで採用後に前期3日間、後期5日間、合計8日間にわたり、新規採用職員に関しては、研修を行っております。そこでは、公務員倫理、それからコンプライアンスに係る研修についても行われているものです。

また、採用後は、年数別、役職別にも研修が設定されておりまして、年間でいいますと、合計約20日間程度、それぞれの職員が研修に参加することとなっております。主に自治研修センターでの研修で、その年数別、役職別についても、当然、公務員倫理、コンプライアンスの研修はもちろん含まれております。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 宍戸武志君。

7番（宍戸武志君） 次に移ります。

当町では、コンプライアンス研修は、先ほど採用時の2日間の研修（総合的な研修）、国や県、関連団体が主催する研修、必要な研修を随時受講させているとのこと。これらとは別に、庁内で独自に定期的にコンプライアンス研修を行っているのか伺います。

昨年度、これについて問うたところ、庁内での定期的なコンプライアンス研修は行っていないと。これ、問題ではないかと思うんですよね。これはやっぱり定着をするべきで大事な問題なんです。コンプライアンスというのは、違反すると、元も子もないのですが、昨年度ははぐらかされました。行っているかどうか、何か分からないような形、多分行っていないと思います。この辺も今後どう考えているのかお聞きしたいと思います。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

議員からご指摘のあった単独研修ですが、庁内での単独の研修は行っておりません。ただ、先ほどご質問の取り組みの中で、いわゆる専門的な研修についても受けられているものと考えているところでございます。

また、では、何もしていないのかということですが、いわゆる庁議という組織がございます。もろもろの協議を行う、最終的な協議を行う場でございますが、その中で都度、他自治体のいわゆる事例等を示してコンプライアンスの周知徹底、を日常的に図っているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 宍戸武志君。

7番（宍戸武志君） 私、今お答えいただいたんですが、毎年定期的に、時間的には1時間か2時間でいいんですよ。それを重ねることによって、その人の意識づけ、周りに対する意識づけ、組織の意識づけ、これが定着していくと思います。ただし、コンプライアンス研修を行ったからといって、コンプライアンス違反がなくなるわけではありませんが、地道な取り組みが必要だと思います。これ、行ってこなかったというのは、やはり何かあった場合に問われますよ。今まで何やってきたんですかと、どんな研修やってきたんですかと問われますので、ぜひこれ毎年やるような形でお願いした

と思います。

次に移ります。

階層ごとに、毎年基本的なコンプライアンス研修は最低限必要ではないかと考えます。例えば、取引関係にある個人または企業等からの過度な接待を受ける。もちろん、金銭の授受等の禁止。また、仕事柄、住民の個人情報等を保有・使用している関係上、基本的な個人情報保護法の研修も一緒に必要とされるのではないかと思います。

それと、今、プラン・ドゥー・チェック・アクションがはやっているのですが、プラン、まずは研修の計画。ドゥー、実行。チェック・アクションという形で、研修しないと、こういう検証もできないんですね。この辺、どう考えているのかお伺いしたいと思います。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

研修が必要ではないかという部分のお答えになりますが、現在行われている研修で、大体は含まれているものと理解していますが、もちろん、それで全て完璧なんだということではないと思います。ただ、完璧な姿を目指しているというところについては、そのとおりかと思えます。

もともと公務員として、いわゆる法令、条例の下仕事するというのは、入ったときから刷り込まれているような状態であると思っております。その業務を通じて基本的な法令の仕組みを学び、遵守しながら、それぞれ職員は経験を重ねて、それらを遵守しているということになると思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（佐藤定男君） 宍戸武志君。

7番（宍戸武志君） 原点に戻り、しっかりやってください。

次に移ります。

当町の職員構成は、会計年度職員は全職員の半分、昨日聞きましたら、大体130名くらいになっていると。会計年度職員へのコンプライアンスの研修（個人情報保護法を含む）はどうしているのかお伺いします。

これはコンプライアンス研修、ルール違反の原因について統計を取ったところ3つあります。ルールを知らない、ルールを理解していない、ルールを納得していないということで、これを撲滅するには、研修しかないんですね。この辺も含めまして、どのように考えているのかお伺いしたいと思います。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

会計年度任用職員、先ほど議員からご指摘のあった数の職員が働いております。

基本的には、それぞれ所属する職場におきまして、法令を学びながら業務にあたっていただくということとなります。また、主には上席の職員から指導を受け、業務にあたっていくということが中心になると考えております。

ただ、会計年度任用職員という制度に改正がございまして、現在は、町職員と同様

の勤務体系になってきております。そのことから同等のコンプライアンスが求められる立場にあるのではないかと考えております。

研修は、確かに必要になってきていると感じる部分はありますが、現在は、その採用時にコンプライアンスや、いわゆる守秘義務について説明をさせていただいております。もちろん、これで足りているという認識ではございませんが、近隣も含めて先進自治体がございますので、そういうところを参考にどのように進めたらよいか、今後検討していきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 宍戸武志君。

7番（宍戸武志君） 自治体によっては、コンプライアンス条例を定めているところもございます。近くでは石巻市ですね。ただし、石巻市では、最近不祥事がございます、必ずしも条例があるからなくなるという代物でないで、この辺も考えていただきたいと思います。

次に移ります。

当町でもコンプライアンス違反ではないかと疑わせる事案が発生しております。この機会に、町独自のコンプライアンス研修、マニュアルを作成してはどうか。その際に、公用車を運転される職員は最低年1回の免許証の有効確認、運転前のアルコールチェック等、基本的な事例を入れてほしい、これは要望でございます。この辺、どう考えているのかお伺いします。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

マニュアルということでございます。専用のマニュアルは、現在、設けておりませんが、いわゆる条例規則が個別のマニュアルになるのではないかと考えております。

それぞれの職員が、携わる業務において精通すること、これがその研修となり、マニュアルともなるのではないかと考えております。

また、議員からご指摘のあった運転に関する部分でございます。

運転免許証の確認のお質しでございますが、職員の運転免許証は有効期限の確認をしております。具体的には、所属ごとに所属長が報告ではなく目視で確認をして記録し、報告を総務課で受けているという状況です。

また、アルコールチェックについても、現在、公用車を運転する際、その前にアルコールチェッカー、以前に議会でお認めいただいて導入しているこちらを用いてアルコールチェックをして記録をし、さらにそれを所属長が確認をするという形で、昨年より運用中です。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 宍戸武志君。

7番（宍戸武志君） 独自のマニュアル、借り物のマニュアルですと、魂があまり入っていないということで、もしできるんだったら自分のところで独自のマニュアルを作成していただければ、より効果が出るのではないかと考えておりますので、よろしくお願いま

す。

次に移ります。

公務員は一般の方々よりも強くコンプライアンスの徹底が求められております。当町は、信頼が低下していると言われております。これは町または町外の意見等を聞きますと、何か不信感があるということでマスコミにも結構取り上げられて、どうなっているんだということも私は問われています。この辺ですね。

それと、今後、ますます民間との交流が活発化していきます。協働事業も関わりが増えてくると思います。この辺も含めまして、コンプライアンスは自分と自分の家族を守ると、ひいては組織を守ることにつながります。個人は誰も助けてもらえませんからね、コンプライアンス違反した場合に。本当に違反した場合には、懲戒免職ですから、コンプライアンス違反の場合ですね。仕事ができるできない以前の問題です。それと、ぜひとも原点に立ち返り、コンプライアンスの研修を徹底していただきたい、見解をお伺いします。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

コンプライアンスにつきましては、いわゆる組織として完璧を目指しつつ、一定の取り組みは行ってきているものと考えておりますが、昨今の職場環境の変化、それからツールの多様化などによって、全体的に変化しているところについては、肌身をもって感じております。時代に合った研修などを検討できればと考えております。

以上答弁とさせていただきます。

議長（佐藤定男君） 町長。

町長（引地 真君） 続けて答弁します。

今回の一般質問の内容につきましてのコンプライアンスの遵守、これについては当然町としても反省をしなければならないところはしっかりと反省をしなければならないと思っておりますし、町が設置をした第三者委員会の中で、もしこのことが取り上げられるのであれば、それを受けてしっかりとした体制をつくると。研修も大事ですが、その研修をした結果、それがしっかりと職員一人一人に根づくかどうか、これが一番大事だと思っておりますので、そのところに注目をして検討を続けていきたいと思っておりますし、しなければならないと思っております。いろいろ町は町、そしてまた組織でいえば農業委員会は農業委員会、選挙管理委員会、そして議会、教育委員会とそれぞれの部署がありますので、そういったところでの職員たちの共通したコンプライアンスの遵守、この意識づけ、これをしっかりとしていきたいと思っております。そういったことを申し上げて、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 宍戸武志君。

7番（宍戸武志君） 答弁ありがとうございました。

ぜひ実行していただきたいなと思います。

次に、移ります。

当町での介護保険の給付金の支払い方法について、これは私が初めての一般質問の

中でも質問した件でございます。確認ですね。

要支援・要介護認定を受けて介護保険サービスを利用する場合、介護保険の給付金は多くの場合、代理受領方式で処理されている。しかし、住宅改修や福祉用具購入の際は、償還払いが採用されている。一部の地域では利用者の負担軽減のために、受領委任払いも採用されている。これらについて再度確認をいたします。

まず、1点目、要支援・要介護認定を受け、介護サービスを利用した件数と金額（直近1年間）。

①特定福祉用具販売（1年間につき10万円給付対象）件数と金額。

②住宅改修（利用者1人につき20万円限度）件数と金額。

お願いします。

議長（佐藤定男君） 副町長。

副町長（佐藤克成君） 担当課長が欠席しておりますので、私からお答えをいたします。

令和5年度の介護給付費の給付実績で申し上げさせていただきます。

福祉用具購入の件数につきましては、54件、金額が197万7331円。

住宅改修につきまして、件数が33件、金額が280万7353円です。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（佐藤定男君） 宍戸武志君。

7番（宍戸武志君） ありがとうございます。

次に移ります。

当町では、特定福祉用具販売及び住宅改修に介護保険を利用した場合、支払い方法として受領委任払いは導入済みか確認いたします。

議長（佐藤定男君） 副町長。

副町長（佐藤克成君） お答えをします。

昨年9月から実施をしています。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（佐藤定男君） 宍戸武志君。

7番（宍戸武志君） ありがとうございます。

3番目に移ります。

特定福祉用具販売及び住宅改修に伴う、介護保険を利用した際のおのおのの支払い方法の件数と金額をお伺いします。

議長（佐藤定男君） 副町長。

副町長（佐藤克成君） お答えをします。

受領委任の制度を導入しました昨年9月以降の実績ということでよろしいかと思いますが、福祉用具購入につきましては、償還払いが6件、37万1443円、そして受領委任払いが30件、95万1660円ということで、約8割の方が受領委任払いという実績です。

それと、住宅改修の関係ですが、償還払いが4件、50万3291円、受領委任払いが13件、97万6900円で、約7割が受領委任払いになっている状況です。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（佐藤定男君） 宍戸武志君。

7番（宍戸武志君） 改善されております。本当にありがとうございます。今後ともよろしくをお願いします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（佐藤定男君） 11時5分まで休議します。

（午前10時57分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（佐藤定男君） 再開いたします。

（午前11時05分）

◇ ◇ ◇

議長（佐藤定男君） 次に、8番山崎健吉君。

山崎健吉君。

（8番山崎健吉君 登壇）

8番（山崎健吉君） それでは、さきに通告しました件について伺いたいと思います。

役場の公用車の管理及び使用状況についてであります。

2018年9月の定例会で佐藤議長が公用車の管理等について質問しておりますが、今回改めて公用車の管理及び使用状況について伺いたいと思います。

1つ目として、平成28年12月に公用車管理規則が制定されましたが、当時の保有台数は32台と答弁しております。令和5年4月更新の管理台帳、別表1も32台となっております。多分、これは更新されていないままだと思いますが、実際の保有台数については何台か、またリースについては何台か伺いたいと思います。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） 山崎健吉議員のご質問にお答えいたします。

現在、公用車として所有している台数ということでございますが、いわゆる消防団の車両は別にいたしまして、公用車としては、現在、35台所有をしているところでございます。

なお、管理要綱のほうのデータについては、申し訳ありません、誤りでございます。こちらについては早急に直したいと思います。

以上、答弁といたします。

（発言する者あり）

総務課長（澁谷康弘君） 失礼しました。すみません。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） 申し訳ありません。数字ちょっとお待ちください。

すみません、リースの数を失念しておりました。申し訳ありません。6台でござい

ます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

8番（山崎健吉君） 今、保有台数35台、うちリースが6台ですか、6台といただきました。

それで、管理台帳の中でガソリン車、それから電気自動車、それからハイブリッド車、燃料別にそれぞれ何台か分かればお知らせ願いたい。

また、まだ管理台帳別表1が書換えしていないと言われてますから、多分そのままなのでしょうけれども、所有者らに日立が4台、それから日産が1台という書き込みがあるんですが、この管理台帳についても、我々ここを見ながらやっているものから、ぜひ更新をよろしくお願ひしたいと思います。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

まず、燃料の種類のお質しかと思いますけれども、特に現在、ハイブリッドカーというのがもちろん出てきておりますが、まずは水素を燃料としている車両が1台、それから純粋に電気だけの車両が1台、あとプラグインハイブリッドというんでしょうかね、電気とそれからガソリンも一部というものが1台、あとハイブリッドにつきましては3台です。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

8番（山崎健吉君） では、所有者の欄については後から見ておいてください。

それで、今、世界でも、当然国も二酸化炭素ゼロ、これに向けて努力していることは、当然ご承知のことですけれども、特に市町村は自らの事務作業については率先して取り組むように義務づけられております。

私もこれを踏まえまして、令和3年6月の一般質問でカーボンニュートラル、これについて質問しました。国見町は、先ほどお話があったように、令和3年3月に水素自動車をいち早く導入しました。脱炭素社会に向けていち早く私はアピールしているんだと、これからもやっていくんだと、こういうふうな思いでございました。そして、福島市も今年の2月ですかね、新規導入する公用車については全て公用車を、資金の問題もありますけれども、2030年までに全て電気自動車かハイブリッド、このようにしてガソリン車の削減、それから保有台数の適正化などの新要領を作成している。また、他市町村も脱炭素社会に向けて検討しているようですが、当町の今後の購入は全てハイブリッドも含めて電気自動車に移行するのか、そのような目標はあるのか、お答え願いたい。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

まず、1つ前の質問の所有者の部分について追加でお答えさせていただきます。

日立や日産とあるのは、リース車両が主なものになります。これは三者契約をしま

すので、いわゆる所有者が町ではなくて、リース会社のほうの所有になるものがございます。リース等に出てくるのは、その所有者となりますので、ご了承いただければと思います。

続いて、エコカーの今後の導入について、徐々に進んでいるものとは思っておりますが、非常に車両が高価であります。ハイブリッドカーも先ほど申し上げましたとおり、また、電気自動車についてもプラグインハイブリッド車についても導入はしてきておりますが、例えば一番職員からの需要の多い部分でいいますと、軽自動車の要望が多いと思っております。

これは当然、その業務上、狭いところに入ったり、物をちょっと積んだり、そういうところで非常に使い勝手がいいということで、現在の公用車の予約状況を見ましても、軽自動車については、いろんな各課の業務でかなり埋まっているという状況です。

車種の選定については、その業務、それから使用の状況に応じて適切に構成を決めていきたいと思っております。そうなりますと、特に軽自動車に関しては、普通車のような電気自動車は、非常に車種が限られてくる。それから、ハイブリッドカーについても同様だと考えております。

また、現在ある車両、35台あると申し上げました。そのうち、21台は総務課で管理をしているという状況であります。それを一気に換えるというのは、当然非常に難しい部分もございますので、管理規程の中にも、こういう場合は交換していくという規程もございますので、そういうところに当てはまるものから順次換えていきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

8番（山崎健吉君） それで、各課の管理という2番目の質問なんですけれども、総務課で今21台とお話ししていましたが、その他は、当然課ごとという話になると思います。各課では、総務課も含めてですけれども、どのように管理されているかお答えいただきたい。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

先ほど数字は申し上げたところでございますが、各課での管理については、全部で14台所有をしているという数字となります。各課で、いわゆる集中管理と何が違うかという部分ははっきり言ってございません。ただ、予算の確保を各課で実施し、その維持管理については、全て各課の予算で管理して執行しているという状況でございます。車検、それから点検についても同様となっております。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

8番（山崎健吉君） 今、総務課長がこれといったあれはないと言ったんですけれども、各課で管理されている、持っているというんですかね、このメリットは何かあるんですか。あまりありませんというように聞こえたんですけれども、そうしたらやる必要

がないのではないかと私は思っているんですけども、ちょっと伺いたい。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） メリットがないというふうに言ったつもりはなかったんですが、もしそのように捉えられてしまったのであれば、そこは違うと思います。

集中管理は、当然それぞれの空きを利用して各課で使うことができる、いわゆる有効利用を図ることができるという部分が一番のメリットかなと思っております。それから、集中管理によって、その整備のタイミングや割り振りが非常にしやすいんだらうなと思っております。ただ、各課の管理において、そこは総務課で一切知りませんということではなく、例えば整備工場を、車検とかそういう整備が必要な部分に関しては、割り振りをさせていただいておりますし、そういった部分では、管理は同様だと申し上げました。

各課で、管理している車両は、集中管理ですと、比較的用途がはっきりしている車両で、ほかで埋まって使えませんということにならない、すぐ動かなければならない、主に事業課ですとか、そういうところが主になってくると思います。そういうところが直ちに外出や出動することが必要になった場合にすぐ使えることができるというのが最大のメリットだと思っております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

8番（山崎健吉君） 私も、質問する前に規則云々についていろんなところののを見たとすけれども、この規則どおりにやれば、結果は当然なんです。事前に運転申込書に必要事項を記入する、これは当たり前なんですけれども、そういう承認を得るまでには様式1とか2とかとあるんですが、5枚あるんです。理解はできるんですがこれ、5枚全部書くのでは大変だと思って、さっき言ったように、本当かなと。実際本当にやっているのかなと疑問に思いました。これは当然必要なんです。結果的に最後は総務課長が決裁することになっていて、それまでに5人ほどの担当者が決裁することになってるようなんですが、実際は本当にこうなっているのかと思うんです。

ですから、今はパソコンの時代ですから、申込みはパソコンで、最初に申し込むときに、個別のあれは別にしても、フォーマットを若干変えれば、例えば、今日は何日だ、10日なら10日と入れて、100キロからスタート、そして終わったら130キロだと、こう入れれば全部一括して終わるということにすれば、一括で管理しても問題ないのではないかと思うのですが、何かそういう改善というか、そういうのは考えていらっしゃいませんか。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

まず、公用車の使用に関しての部分ですが、今、確かに様式、いろいろおっしゃっていただきましたけれども、現実的には今グループウェアというソフトが入っております。これはどういうものかといいますと、職員個人の予定や課の予定を入れられるものをグループウェアといいます。内部でメールを送ったり、課同士の職員でメール

を送ったりできる機能もございます。

その中に、施設の予約もございます。それは庁舎の部屋の予約、それから公用車の予約も含め、それができるとなっております。ですので、公用車に関しては、その画面上で空きの確認もできますし、そこの中で運用しているというような状況です。

また、使用に関しては、その使用簿はアナログなんですけれども、使用簿というものを車両に備え付けておきまして、いつ誰がどういう用件でどのくらいの距離を走行したのか、あと給油したのかしていないのかを記録をしておくという形にしております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

8番（山崎健吉君） 管理方法は分かりましたけれども、結局、先ほど言ったように、規則のそのの様式1から5までとかと言っているやつと答弁がずれているのではないかと。ですから、実態に合った様式をつくったらいかがですかと、こういう話をしているので、ぜひその辺を見直していただければと思っております。

次にいきます。

職員の安全教育、これはどのようにになっているかということですが、先ほどちょっと話があったので、若干割愛しますけれども、ある市で、3か月間という長期にわたって車検が切れて忘れていたと、そして運用されていたと、こういう報告があったということで、報道されています。

また、最近、公務員による飲酒事故が相当問題になっているということから、先ほど宍戸議員からあったように、アルコール検知器、これ去年からかな、導入したと言われてはいますが、どこに置いて、1つなのか、各課なのか、それからまた安全教育はどのようにやっているか、再度お答えいただきたい。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

先ほど宍戸議員からのご質問にもお答えした部分もございますが、運転免許証の確認をさせていただくと、やはり他の自治体でも例がありました、免許証の有効期限が切れた状態で公用車を運転していたというケースなどは、見受けられるところでございます。それを防ぐために、先ほどお答えした部分ですけれども、各所属長が確認をしているということでございます。

あと、もう一つは、これはちょっと先ほど言わなかったんですけれども、職員の通勤用の車両、通勤の届出が出ている車両、もしくはそれより近距離なんですけれども、何かの際に乗り入れることがあるかもしれない車両については、車検証の有効期限も併せて、運転免許証の確認のときに一緒に車両の車検証の有効期限の確認もさせていただいております。これによって、有効期限関係の確認はさせていただいているということでございます。

それから、アルコールチェックの場所についてです。集中管理の鍵については、総務課に備付けとなっております。アルコールチェッカーについては、総務課のその鍵

を置く場所にあり、鍵を持っていく前にアルコールチェックをしていただくということとなります。そこには、庁舎のほうには2台、あと観月台のほうにも同様の機器を備え付けておりますので、わざわざ役場に来てそれをやる必要はないということとなります。

あと、出先である保育所、幼稚園等も含めて、公用車を使う場合は、一旦庁舎に来て鍵を借りていきますので、その際に、アルコールチェックは実施していただくということとなっております。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

8番（山崎健吉君） ありがとうございます。

今お話があったように、安全教育、その他、期限切れについては、自分の車も含めてチェックしているということで、引き続きお願いしたいと思います。

また、もう一つ、これ我々も入っているんですけども、公用車の任意保険というんですかね、車両保険はどの辺まで入っているか、教えていただきたい、任意保険。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

公用車に関しては、組織としては全国町村会だったと思います。その保険に全車両加入済みということで、それに関しては、一括といいますか、その車両ごとに加入をしているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

8番（山崎健吉君） では、4番に入りますけれども、国見町の公用車の更新期間は規則によりますと、初年度から15年以上経過、それから走行距離が15万キロを超えたときなど、5項目によって更新基準が明記されておりますが、これは変わりはないでしょうか。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

規則にあります数字といたしましては、今、議員お質しのとおりでございます。

以上です。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

8番（山崎健吉君） 私もほかの自治体を参考にすることが多いんですけども、桑折町を調べてみたんですよ。そうしたら、桑折町では、今年度から車によるんでしょうけれども、20年程度を経過してからリースに変更するんだと、こういうことがされているようです。車の性能は、当然昔の車に比べれば、格段によくなっている車もあります。また、整備も1年ごとのやっているわけですから、更新時期を延ばしても車の安全基準は守られているのではないかなと思うが、この辺についてはどう考えますか。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

議員お質しの部分、そのとおりかなと思う部分はございます。確かに今車両、自動車、非常に長もちするようになってきていると感じている部分はございます。

それを踏まえますと、その15年がどうなのか、あとそれから今走行距離が15万キロがどうなのかという部分は当然でございます。その距離を超えていなくても、規則ではいろいろ、こういう場合はこうでこうだという記載はあるんですけども、それほど長くなくても、皆さん大事に乗ってくれるので、やはり使用状況によっては老朽化が激しくて、いわゆるその修理費がちょっとかさみそうだというものもありますし、また逆に意外と長もちして、まだもうちょっといけるんじゃないかと思ったりする部分もありますが、基本的には、やはり物ですので、いわゆる安全性というところを一番大事にしていきたいと思えます。この基準に関しては、昔の40年、50年前の車と今の車では違う部分もありますので、そういったところでのどの程度の期間、距離がいいのかという部分については、今後十分検討していきたいなと思っております。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

8番（山崎健吉君） ぜひご検討をお願いしたいと思えます。

それから、5番なんですけれども、公用車の所有者というか、自分で持っている車とリース車と、リース車が6台という話をしていました。これに年間の維持費、自分で持っているやつと、町で持っているやつと、リース車でどれほどの違いがあるか、ちょっとお願いしたいと思えます。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

具体的なその数字の差というのを持っているわけではございませんが、リース契約につきましても、基本的に車検代、それからいわゆる重量税であったり、自賠責保険であったり、それから定期点検の費用、それからエンジンオイルの交換、こういういわゆる修繕費用、それからバッテリーの交換なども含まれているものでございます。

年間の維持費については、買い取った場合と具体的な差というものは、恐らくほぼないのかなと思っておりますが、ただ、リースで違いますのは、割ってお支払いしていますので、金利分が出てくるということ、ただ、金利分は出てきますが、経費としては固定経費となりますので、その経費が1台当たり幾らかかるかというのが分かりやすくなる利点がありまして、主に民間企業で車を多く使う企業さんですと、リースが多い部分もあるのかなと思っております。

特にメリット、デメリットという部分では、大きくはないと感じる部分はあるんですが、特に長い期間使った場合、リースですと途中で買い取るのか、いろんなケースがその状況であるかと思えますけれども、買い取るというより車両代については、長期にわたると直接はかからなくなる、修繕費のみということになりますので、そういう場合は少し安くなるのかなと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

8 番（山崎健吉君） その辺も先ほどちょっと参考例として、桑折の件はリースに変更していくみたいな話をしていましたので、それも含めて、今変わりはないような話をしていましたので、ぜひ検討課題かなと私は思います。

それで、町はリース車と買取りとあるんですけれども、これをリースにする目的というのは決まっているかどうかをちょっとお尋ねしたい。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

具体的にこうだからリースです、こうだから買取りですという部分に関しては、特に今基準は設けられていない状況です。あまり昔ではあれですけれども、もともとはやっぱり公用車って買取りが主だったと記憶しております。東日本大震災の頃かと思えますけれども、その頃から少し車両必要になり、リースというような形になったのではないかと考えておりますが、現在、具体的な基準というのは設けていないという状況でございます。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

8 番（山崎健吉君） では、6 番目に入りますけれども、ある修理工場から最近は公用車の修理が年間に1台とか、ない年もありますねという話をたまに聞くことがあります。これは当然、車によって修理ができない工場もあるかもしれませんが、修理工場が何か所あるか分かりませんが、約8か所とすれば、年間に1工場、これを35で割れば、4台くらい分散して依頼できると思うんですけれども、車の工場も修理も含めてどのようなルールで修理工場に依頼しているか、ちょっと教えていただきたい。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

車検とそれから修理につきましては、全て町内の修理工場をお願いをしているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

8 番（山崎健吉君） 修理と点検のみということね。購入についてはどういう試算があるのか。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） すみません、購入につきましても、これは一応、町内の全事業者にお声をかけて見積り合わせによって決定しているというようなことでございます。

この規則に、実は消防車は入っていないんですけれども、消防車両についてもほぼ同様だと思っていただければよろしいかなと。ただし、消防車両は非常に高価ですので、こちらは購入については入札によって、ただ、修理に関しましては、こちらも町内の修理工場、こちらでお願いをしているところでございます。

車検、修理、それから例えばですけれども、冬に入る前にタイヤを交換しなければいけないとか、そういったところも含めて町内業者をお願いをしているところでござ

います。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

8番（山崎健吉君） よろしくお願ひいたします。

では、最後の質問ですけれども、2018年の答弁で年間の最長車は1万5000キロで、最小は1,000キロだと、こういう答弁をしていますけれども、現在の最長車、それから一番低い車というんですかね、短いキロ数は幾らぐらいだからちょっと教えていただければ。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

年間の走行距離ということになるかと思えますけれども、ちょっと調べさせていただきました。一番長いのがホンダのフィットシャトルという車両でございまして、いわゆるちょっと小さいステーションワゴンタイプの車両です。こちらが一番長いということで、直近ですと、年間1万1751キロというような数字になっております。それから、一番短いのがトヨタミライ、副議長もお乗りになったことのある車両だと思いますけれども、これで車名がトヨタミライ、それで形はセダンタイプですね。こちら、水素を燃料としている車両ですが、2,179キロというような走行距離となっております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

8番（山崎健吉君） 今の話ですと、最長が1万1000ぐらいということは、引き算しますと、前回の4年、5年前から比べると、最長車が3,000キロくらい減っている、理屈的にはなるんですけれども、これは台数が多くなったから減少したのか、そして前だと前回は32台でしたっけか。32台のときには平均5,000キロだったんですけれども、今回の平均は幾らくらいになるか教えてください。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） すみません、平均の数字を今は持ち合わせておりませんので、もし今日のうちにはっきりした部分があれば、後でお伝えをさせていただきたいと思えます。

減っている部分があるのではないかというようなことでございますけれども、台数というよりは、例えばその年によって、このホンダフィットシャトルと申し上げましたけれども、これも比較的年数はそれなりに使っている車でございますので、長期に修理に入ったりすると、やはり距離は延びない部分はあるかと思えます。

また、特にここ最近では、これETCもついているものですから、比較的遠くに行ったりという車両で比較的距離が延びやすいと思っておりますが、昨今コロナ禍で、職員が出張するという部分が少なかった時期もあり、例えば遠距離の会議等などであれば、オンライン会議で行ったりしたものが影響しているのかな、分析をしているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

8 番（山崎健吉君） ありがとうございます。

この話は、2018年にも話して答えられているんですけども、前回32台から今回35台という車になっているわけで、そうしますと、職員数で単純に割ると前回は4.0だったんですが、今度は3.5になるんですね、割り算としては。車社会で、先ほど言ったように、管理を一括にして効率的に運用を行えば、台数も少なく済むのではないかと。そして、また、さっき言った2018年から今の2020年ですか、32から35台、職員もそれほど多めになっていないのに、3台が増えたというのはどんな原因か、ちょっと教えていただきたい。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

確かに台数だけ比較いたしますと、増えているのは事実かと思えます。この要因について、特に今年に関して申し上げますと、既に1台、リースの終了によってなくなることが決定しているものがございます。また、リース車両でいいますと、原発事故の関係の専門の部署がございました。そのときにその部署で使うための車両をリースで使っておりましたが、ちょうどその部署がなくなるときに、リース期間はそのまま残っているものですから、途中でリースやめますということになると、いろいろ経費的な部分も出てきますので、リース満了まではお借りしておこうという部分もあったりで、台数が増えた部分がございます。

そういった要因がございますので、ただ単に台数を増やしたんだと、そういうことではない事情もありますので、そこについては、ただいま申し上げたような事情があるということを知っておいていただきたいなと思っております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

8 番（山崎健吉君） 最後になりますけれども、町長に最後にお伺いしたいんですが、2018年の答弁で、前の町長ですけれども、地域温暖化に配慮した電気自動車、ハイブリッド車の導入など、より経費節減に努め、また車の運用についても効率的に努めると答弁しておるんですけども、この答弁に今も変わりはないかお答えください。

議長（佐藤定男君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

前任の町長がそのように答弁をしたということですが、基本的には変わりはありません。ただ、2018年以降、水素自動車といったものも販売をされましたし、県あたりでも水素自動車の導入を考えている、実際にも導入をしているところもございます。

また、町にも県の担当から水素自動車の購入を考えてもらえませんかという、そういう働きかけもございましたので、1台、中古ではありましたが購入をしました。

また、一度に議員がおっしゃられるようなハイブリッドあるいは電気自動車に換えるのが本当に財政的にどうなんだろうという、その辺の計算もしっかりとシミュレーションをしないといけないのかなと思います。行く行くは当然ガソリン車からそういった燃料とする自動車に換えざるを得なくなる、それはもう自明ですから、そういったことも念頭に置きながら、効率的な公用車の配置も考えなければならないのかなと思います。

ただ、集中管理とそれぞれの課の管理でどうなんだというお話しもございましたけれども、確かに現場を持っている、例えば建設課、上下水道課、そういったところはすぐに出なければいけないときに公用車がない、使いたい車がないというようなことがあってはいけないのかなというので、各課管理になっているといったところもあります。当然教育委員会もそうですね。文化センターのほうに今3つの課がございますから、教育委員会は教育委員会でそれぞれ管理をしてもらおうと。全てを集中管理にしなければならないということにはならないと思います。燃料をどうするか、どういった燃料の車を買って換えていくかというの、一度にできれば一番いいのかもしれませんが、なかなかそうもいかないから、順次更新時期等を見ながら換えていくという、ちょっと長いスパンで考えざるを得ないのかなと思います。

あと、リースと所有車でどちらがというお話でございましたが、議員ご存じかどうか分かりませんが、20年以上たった車が今1台ございます。10人乗りのいすゞコモワゴンという車が20年ですかね、ちょうど20年ぐらいなのかもしれません。引地が生涯学習課の係長のときに購入した、当時の町長からの命で10人乗りの車が欲しいということをおっしゃって、購入した車があります。20年というその年月を考えると、今ご覧になるような車になってしまう。

20年のスパンで考えたときに、先ほど総務課長がお話をしましたけれども、長期所有の場合には買取りのほうが安価になるという、決してリースが安価ではないといったところももう一度ご確認をいただければと思います。効率的、あるいはしっかりと自然環境、環境問題に配慮した車の回し方、使い方というものも当然、2018年に当時の町長が答弁したものとは変わりございません。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） すみません、先ほどお答えできなかった数字についてお答えをさせていただきたいと思います。

令和5年の公用車の平均走行距離でございますが、5,105キロでございます。これは総務課の集中管理車両のみということでご了承いただきたいと思います。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

8番（山崎健吉君） 今、町は脱炭素社会、こういうことで取り組んでおります。その中を見ても防犯灯をLED化したり、それからごみの削減、こういうことには具体的に取り組んでいるんです。公用車も脱炭素社会に向けて引き続けて取り組んでもらうこ

とをお願いし、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（佐藤定男君） 次に、11番渡辺勝弘君。

渡辺勝弘君。

（11番渡辺勝弘君 登壇）

11番（渡辺勝弘君） 令和6年第3回国見町議会定例会にあたり、さきに通告しておりました質問をさせていただきます。

内容は、「ももたんスポーツクラブ」の今後の展望についてであります。

ももたんスポーツクラブは、検討委員会を設立、準備委員会を経て、一人でも多くの人たちにスポーツや文化活動を楽しんでもらう、「みんなでスポーツ元気なまちづくり」を掲げて、令和6年3月24日に開設いたしました。

そこで、今まで体育協会があり、スポーツを楽しんでいましたが、なぜあえて別組織をつくってまで総合型スポーツクラブを設立することになったのか、その真意についてお伺いいたします。

議長（佐藤定男君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小野笑子君） 11番渡辺勝弘議員のご質問にお答えいたします。

まず、体育協会と総合型地域スポーツクラブの違いですが、体育協会は、様々な競技団体をまとめる組織とし、各競技団体が加入し、競技力の向上や指導者・競技者の育成、生涯スポーツの普及などを目的に取り組んでいる組織です。総合型地域スポーツクラブの育成もその一つです。

一方、総合型地域スポーツクラブは、個人で加入し、健康づくりや体力の向上、スポーツを楽しむことを目的に、いつでも、誰でも、どこでも、いつまでもスポーツに関われるよう、生涯スポーツの推進に取り組むクラブです。年齢に関わらず誰もが参加できるスポーツ教室や季節ごとの活動、単発での活動などを会員が選択してスポーツなどを楽しんでもらえるよう活動するものです。

次に、総合型地域スポーツクラブの設立の背景ですが、平成12年にスポーツ振興基本計画が策定され、生涯スポーツ社会の実現や競技力の向上に向け、生涯スポーツ、競技スポーツ、学校体育などの連携を目的に総合型地域スポーツクラブの育成が進められ、各市町村に1つ以上、設立することを目標としております。

近年、国見町でも体育協会、スポーツ少年団の登録団体数、登録人数は年々減少しており、スポーツに対するニーズも多様化している状況で、現在の活動が地域住民のニーズに当たっていない状況とはいえなくなっています。このため、現在スポーツを楽しんでいる人たちだけでなく、多くの人たちにスポーツを楽しんでもらえるよう、総合型地域スポーツクラブ・ももたんスポーツクラブは、地域住民がいつでも、誰でも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむために、地域住民が主体のクラブとして、「みんなでスポーツ元気なまちづくり」を目指し、令和3年2月に設立検討委員会を立ち上げ、令和5年7月には設立準備委員会に移行し協議を重ね、令和6年3月24日に設立されたものです。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 渡辺勝弘君。

11番（渡辺勝弘君） ただいま生涯学習課長からいただきました。ありがとうございます。

内容を聞きますけれども、この設立にあたりまして、私は異議というか、文句を唱えることはありません。ただ、これをつくる上で、近隣の市町村ではどのような動きがあったのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

議長（佐藤定男君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小野笑子君） お答えいたします。

近隣市町では、福島市では平成13年から平成16年にかけて3つのスポーツクラブが設立、川俣町では平成20年に1つのスポーツクラブが設立、桑折町では平成22年に1つのスポーツクラブが設立、伊達市では令和2年と令和4年に2つのスポーツクラブが設立されています。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 渡辺勝弘君。

11番（渡辺勝弘君） 今、課長から各地区の設立状態の中でいろいろ伝書を聞きますけれども、やっぱり早いところは平成12年、あるいは平成22年ということで設立しております。であるから、総合地域スポーツクラブ設立にあっては、やっぱり全国的な動きがあったと聞いております。なぜ今まではほかの地域よりも遅れてしまったのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

議長（佐藤定男君） 教育長。

教育長（菊地弘美君） お答えいたします。

総合型地域スポーツクラブは、平成12年に策定された国のスポーツ振興基本計画にうたわれたことが始まりだということで、先ほど生涯学習課長より答弁いたしました。ただ、国の重点施策として掲げられた総合型地域スポーツクラブの設立ですが、全国一律の組織、また地域の事情に配慮されていないという課題が当初より指摘されていきました。今の第3期スポーツ振興基本計画では、その点への配慮として、地方公共団体の人口規模や高齢化、過疎化等に留意しつつということが記載されています。

町では、体育協会の登録クラブ数の減少、また一クラブ当たりの登録人数の減少、さらにスポーツに対する様々なニーズの高まりなど、スポーツ環境の変化があったということが、平成30年頃にあり、その後、具体的な検討に着手して、令和3年から委員会を立ち上げて検討を開始したものであります。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 渡辺勝弘君。

11番（渡辺勝弘君） 教育長から答弁いただきました。ありがとうございます。

確かにそれまでの経緯は分かります。いろんな様々な関連があって今までに至ったなど思うことはありますけれども、やはり国から既に平成27年7月に、文部科学省青少年局スポーツ振興課から、総合地域スポーツクラブの現状と課題についての資料がもう出されています。つまり、いろいろな部分で、こういう問題があるのではない

か、こういう問題がありますよというものが提示されているわけです。となると、やはり、その問題があるにも関わらず、取り組みが遅過ぎたのではないかなと思うのです。しかし、今それを追及することはいたしませんので、今後のために質問を続けさせていただきます。

各クラブ、スポーツ少年団は、少ない金額での年会費で運動活動を行っております。こちらのパンフレットによると、やはりそれに見合うというか、それ以上の会費をいただきますよということとなっております。高額な会費を支払い新たなスポーツに取り組むには、保護者の負担が増加となっております。その点をどのように考えているのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

議長（佐藤定男君） 教育長。

教育長（菊地弘美君） お答えします。

平成27年の文科省から示された総合型スポーツクラブの現状と課題ですが、これは国の第2期スポーツ基本計画に即して課題を明らかにしたものと受け止めています。この中では、会員の確保、財源の確保、指導者の確保、会員の世代の拡大など、なかなか難しい課題だと示されています。この資料をもって国見町の取り組みが遅いとは言えないと考えます。ただ、この現状と課題が示されたことで、各自治体で取り組みにあたっての課題そのものを認識して進めることができるようになったと解釈しています。

なお、後段については生涯学習課長が答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小野笑子君） 続けてお答えいたします。保護者の負担ということでお答えします。

現在の各競技団体やスポーツ少年団等の活動につきましては、単一の競技種目となっており、その目的は、競技力の向上やスポーツを通した子どもたちの育成となっております。一方、総合型地域スポーツクラブの活動は、健康づくりや交流、スポーツに親しむということとなっております。このように目的が違いますので、例えば子どもにソフトボールをと望むならソフトボールスポーツ少年団を選び、いろいろな経験をさせたいと考えるなら総合型地域スポーツクラブを選ぶ、または両方に所属することも可能です。住民皆さんのニーズに応じて選択していただくこととなります。

次に年会費ですが、町のスポーツ少年団の各団の年会費は7,000円から1万2400円となっております。ももたんスポーツクラブの中学生以下のジュニア会員年会費は、保険料と合わせて3,800円です。総合型地域スポーツクラブは、地域住民主体の自主運営を基本とするクラブです。その運営には知恵とお金が必要となります。会費については、地域住民がスポーツに親しむため、会費を負担してスポーツクラブを運営していく趣旨に賛同いただくものとなっております。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 渡辺勝弘君。

11番（渡辺勝弘君） 今、課長は、体育協会は競技力をアップする、そしてこちらはス

スポーツなのだと回答しておりますけれども、どこにその区割りがあのかなど。つまり、剣道なら剣道をやるのに、やはり競技力推進員の相手方があるから競技力がアップするのであって、体育協会だけが競技力をアップすることではないと思っております。

子どもたちは、今も言ったように、スポーツだけではなく、保護者の方にとってみれば、塾にも通っているわけなのです。子どもにとってみれば、塾にも行かなければならない、スポーツもやりたいと。そこで、あえて会費を多く払うということで競技力をアップさせるということであればお金を払いますよと。新たな指導者、今の指導者が悪いわけではないですけれども、もっと専門的なプロに任せるようなことになるのかなど、それでお金をいただくのかなど。やはり保護者自体が理解できない、分かりづらいという部分から、やはり保護者にもうちょっと説明があってもよかったのかなどと思っております。準備委員会ではそのような意見等はなかったのか、お尋ねしたいと思います。

議長（佐藤定男君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小野笑子君） お答えいたします。

「ももたんスポーツクラブ」総合型地域スポーツクラブは、全く新しい形の取り組みとなっておりますので、ご理解いただくには時間がかかるものと考えております。いろいろな体験をする、スポーツを楽しむという形で動き出したももたんスポーツクラブの活動に参加していただく、体験していただく、そういったことで保護者の皆さんもお子さんも広く知るきっかけになると考えておりますので、これからしっかりと情報発信に努めていきたいと考えております。

また、設立検討委員会、設立準備委員会においても、会費は自主運営に必要なものと認識されていたところです。

以上、答弁いたします。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（佐藤定男君） 大変申し訳ありません。途中ではありますが、午後1時まで休議いたします。

(午後0時03分)

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（佐藤定男君） 再開いたします。

(午後1時00分)

◇ ◇ ◇

議長（佐藤定男君） 11番渡辺勝弘君。

渡辺勝弘君。

11番（渡辺勝弘君） では、午前中に続きまして質問させていただきます。

先ほど課長からいろんな話を聞きまして、ありがたいと思っております。

その中で、こちらのスポーツクラブは根本的にスポーツを楽しむこと、体協はあくまでも競技力を上げるのだというような位置づけでお話しをしているようでございますけれども、体協の中には、スポーツクラブとして、大人のスポーツと併せて子どものスポーツ少年団が入っております。やはりスポーツ少年団というのは、こちらと同じように、まずスポーツを楽しむ。例を言えば、私どもの剣道では、やはり剣道では礼儀作法、やはり大人を敬う、相手を敬う、そういう礼儀作法を求めることであって、そこに剣道をやるから強くなるのだというのは、その先のことです。まずは子どもたちにそのスポーツが楽しいのだ、あるいは、このスポーツをやるとこういうふうになるのだということを知ってもらい、そこで親御さんたちが、では、続けてやっていきたいということの思いであるということだけはご承知願いたいなと思っております。

会費をいただくことに対して異議を申しているわけではございません。やはり保護者の負担軽減を図ることと、指導者がお金をいただいているというわけではなく、ボランティアで指導している現状を十分に理解していただきたいなと思っております。

では、次の質問に移らせていただきます。

本年度の定期的な活動内容に、こちらにありますパンフレットの中にありますけれども、元気に百歳体操とありましたが、健康のための活動を様々な場所で行っているにも関わらず、その上、年会費が必要となると、これもまた高齢者の金銭的な負担が増えるということについて、どのように考えているのかお尋ねしたいと思います。

議長（佐藤定男君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小野笑子君） お答えします。

高齢者の健康づくりとして、生涯学習課のくにも観月台カレッジや福祉課長寿介護系の事業などで、様々な取り組みを行っております。福祉課のいきいき百歳体操は、高齢者の居場所としての「通いの場」19か所で実施されています。この通いの場は、地域の自主運営のため、開設されていない地域もあります。ももたんスポーツクラブは、地域や年齢、性別に関わらず、誰でも健康づくりとして百歳体操に参加できる機会をつくるため実施するもので、住民皆さんのニーズに応じて選択していただくこととなります。年会費については、先の答弁のとおり、地域住民が地域でスポーツに親しむため、会費を負担してスポーツクラブを運営していくという趣旨に賛同いただくものです。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 渡辺勝弘君。

11番（渡辺勝弘君） 今、課長が言いましたように、福祉課とか、あるいは通いの場を行っているということは、もう皆さんご承知だと思っております。しかし、高齢者にとってみれば、百歳体操だけではなく、やはり高齢者は自分で健康を守るために運動していきたいと思っております。確かに専門家を呼んで完璧な運動をするのか、今までにないようなことを考えているのかを、理解してもらうためには、お金をいただくからこういうふうになるのですよ、だからこういうのに賛同していただきたいと、町民が、何でこうなの、逆にこれなら入ってみたい、これならやってみたいと思う

と思います。であるならば、今までにあるように、元気に百歳体操というネーミングだけでは、勝手に情報だけで高齢者だけのスポーツなのではないですか、それでお金を取るのですか、逆にそんな不安要素を上げてしまうのではないかなど。その辺についてどのように考えているのかお尋ねしたいと思います。

議長（佐藤定男君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小野笑子君） お答えいたします。

いきいき百歳体操は、先の答弁のとおり、福祉課長寿介護係でDVDを作成し、高齢者を対象に実施している体操となります。その体操をももたんスポーツクラブで実施するにあたり、「元気に百歳体操」とネーミングしました。こちらは高校生以上を対象としています。手足につける重りで体にかかる負荷を調整することにより幅広い年齢で行え、また、DVDを見ることで手軽に行うことができる体操であるということをお知らせしていきます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 渡辺勝弘君。

11番（渡辺勝弘君） 今、課長から言われましたように、高校生以上だということを知りました。ここで初めて分かった。私もです。このパンフレットだけでは、その意味というか、そういう仕組みが見えないのです。やはり小さい頃から高齢者まで楽しくやれるというのがスポーツだと思っております。その一部にこの百歳体操も混ぜますよというのであれば、やはり先ほども申しましたけれども、ネーミングだけではどうしても固定観念に走ってしまう。であれば、ネーミングを代える、みんなが楽しめる、つまり子どもから高齢者まで楽しめる体操をやきましょうよというふうに言葉を代えるとか、そのためにもちょっとネーミングは代えたほうがいいのかなと私自身は思っておりますので、その辺は今後の課題と考えていただければよいかなと思っております。

では、次の質問に移らせていただきます。

ももたんスポーツクラブは、総合型スポーツクラブであることから、未来を担う小・中学生にとって魅力あるスポーツだけではなく高齢者の運動など様々あるが、そもそもももたんスポーツクラブの立ち位置を町民は理解しにくい。先ほども申ししますけれども、理解しにくいことについてどのように考えているのか、再度お尋ねしたいと思います。

議長（佐藤定男君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小野笑子君） お答えいたします。

ももたんスポーツクラブの立ち位置については、先の答弁のとおりです。活動は6月より始まりました。パンフレットやももたんスポーツクラブカレンダー、こちらを全戸配布し周知しています。また、公式インスタグラム、Xも開設し、活動の様子などの情報を発信し会員募集をしております。全く新しい形の取り組みとなりますのでご理解いただくには時間がかかるものと考えていますが、動き出したももたんスポーツクラブの活動に参加していただく、体験していただくということで、広く知るき

っかけになると考えております。魅力的なももたんスポーツクラブとなるよう、しっかりと情報発信に努めてまいります。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 渡辺勝弘君。

11番（渡辺勝弘君） 課長から様々な方法で、ましてや初めてやる活動ですから、やはり分かりにくいとか、そういう部分があると思います。やはりももたんスポーツクラブというのは会員募集をするという提言がなっておりますけれども、町民が理解したということがあるのであれば、それなりの反響があったかなと思いますけれども、その辺についてはどのように反響がありましたか、お尋ねしたいと思います。

議長（佐藤定男君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小野笑子君） お答えいたします。

5月より会員の受付を開始し、6月から活動が始まりました。6月13日現在、ジュニア会員1人、一般会員15人、シニア会員5人、合わせて21人です。賛助会員は1口です。会員のほかにも、各講座の体験を1回無料としており、延べ18の方が体験しています。先の答弁のとおり、新しい形の取り組みのため、理解いただくには時間がかかるものと考えておりますので、今後も情報発信に努めていきます。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 渡辺勝弘君。

11番（渡辺勝弘君） ありがとうございます。今、課長が言われましたように、5月からですから、よほどのことでなければ、人数はまだまだ足りないというか、まだ浸透していないのかなと思いつつも、ちゃんと知ってくれる方がいらっしゃるということは大変うれしいことだなと、喜ばしいことだなと思っております。

やはり、このようなパンフレットは町内各戸に回っています。しかし、このパンフレット1枚だけでは、先ほども申しましたけれども、内容が分かりづらい、要約されているということは分かりますけれども、初めてやる事業であれば、事細かくではないですけれども、もう少し分かりやすく、そして町民が「ああ、そうだ」というように一目でわかってもらうようなパンフレットであってしかるべきではなかったかなと思っております。

やはりパンフレットの発刊については、やはりそれはそれなりに事務局が中心となっているような意見を集約しながらこのパンフレット作成に至ったなど、その辺はご理解いたしますけれども、やはりパンフレットを発刊して、町民に見てと、それで終わりではなく、まずは町民に興味を持ってもらうことではないかなと。そのためには、やはりお金を払ってでも、毎度毎度さっきと同じなのですけれども、有意義なスポーツだと理解してもらうためには、パンフレットだけではなく、パンフレット以外のところで補足できるように、いろんな部分でどんな形のを今後考えているのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

議長（佐藤定男君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小野笑子君） お答えいたします。

先の答弁のとおり、パンフレットやももたんスポーツクラブカレンダーを全戸配布し周知しております。また、公式インスタグラム、X等も開設し、活動の様子などを情報発信し、広く知るきっかけづくりをしているところです。また、設立にあたり、プレ事業や体験会も実施したところです。今後も無料体験などを利用して取り組みを理解していただければと考えており、こちら情報発信してまいります。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 渡辺勝弘君。

11番（渡辺勝弘君） 大変忙しい中で初めて遂げるのは大変難しく、やはり理解を求めるにはちょっと時間がかかるということは大変理解できますけれども、時間をかけても頑張っていたきたいなど。これは要望になりけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、次の質問に移らせていただきます。

理解を得てももたんスポーツクラブに入会していただくためにも、ももたんスポーツクラブが全てのスポーツクラブ、スポーツ少年団の受皿として、体験するという、スポーツごとにスポーツ保険などを皆さんかけております。やはりスポーツ保険などを軽減させ、スポーツクラブの趣旨をもっと理解してもらふべきと思うのですけれども、その動向はどのように考えているのかお尋ねしたいと思ひます。

議長（佐藤定男君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小野笑子君） お答えします。

スポーツ安全保険の制度は、個人が加入する団体ごとに保険に加入する必要があります。例えばソフトボールチームと野球チームに入り活動している方は、それぞれの団体で加入する制度となっています。ももたんスポーツクラブは複数の種目を実施いたしますが、会員として加入すれば種目ごとの保険は必要ありません。保険は必要ときに機能しなければなりませんので、制度上の保険料は必須と考えております。

なお、先の答弁のとおり、地域住民の皆様にももたんスポーツクラブの趣旨に賛同いただき参加していただけるよう、情報を発信していくこととします。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 渡辺勝弘君。

11番（渡辺勝弘君） いろんなスポーツをやりたいということになれば、スポーツごとに保険は掛けざるを得ないということは分かるのですが、やはり大きい枠で保険を1つにしているんなスポーツをやれる、1つの保険で、サッカーはないですけれども、こちらにあるようなスポーツをどれをなさっても保険がかかっているのですよとなれば、もっと力強いというか、入りやすいという部分にあるのかなと思ひます。

また、今まで活動していた体協、体育協会の活動は今までどおりに行ひます。今までどおりにやりますということになっておりますけれども、利用者もまた今回これに入っけらっしゃるのは多分体協の方々が多いと思ひますけれども、その方が混乱を招くことになるのではないかなど。ひいては、ももたんスポーツクラブを設立しただけ、言葉は悪いですけれども、つくりましたということでは終わってしまうのではな

いかということが懸念されます。その対応策はどのように考えているのか、お尋ねしたいと思います。

議長（佐藤定男君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小野笑子君） お答えします。

先の答弁のとおり、体育協会と総合型地域スポーツクラブの目的や活動は違うものですので、大きな混乱は生じないと考えております。

また、ももたんスポーツクラブの取り組みを理解いただくには、時間をかけて取り組むことが必要だと思いますので、設立しただけで終わらないよう取り組んでいきたいと思っております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 渡辺勝弘君。

11番（渡辺勝弘君） ぜひいろいろ今後とも活動をよろしくお願ひしたいと思っております。

定期的な活動の中身について、今回のパンフレットの中身に、子どもたちのニーズに合わせた多種多様なスポーツ体験教室をやるべきではないかなと思っております。せめて、スポーツを楽しめる、併せてやっぱりそのスポーツを楽しむための環境も整えるべきではないかと思っておりますけれども、その点についてどのように考えているのか、改めてお尋ねしたいと思っております。

議長（佐藤定男君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小野笑子君） お答えします。

令和5年9月に国見町スポーツに関するアンケート調査を無作為抽出の15歳以上の1,000人と、国見小学校4年生から県北中学校3年生307人を対象に実施しています。その中のやってみたい運動・スポーツでは、15歳以上ではヨガ、ハイキング、水泳、バレーボールが上位となり、小・中学生はバドミントン、サッカー、ダンスが上位となりました。この調査を基に、地域住民のニーズに合ったスポーツが体験できるよう設立準備委員会において協議し、ニーズの高かったヨガ、ハイキング、サッカー、ダンスなどを令和6年度のももたんスポーツクラブの活動内容として採用しています。今後も地域のニーズに合わせたスポーツ等の実施をして、スポーツの環境を整え、スポーツクラブ運営委員会で協議していきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 渡辺勝弘君。

11番（渡辺勝弘君） 今、課長から中学生からもいろいろなニーズに応えるためのアンケートを取っておりますということで、子どもたちがこういうスポーツをやりたいというのをアンケートの中で取り入れたのだということが理解できました。まずは今の子どもたちが、今こういうのをやりたいのだということが反映されているのだということは理解いたしましたので、よろしくお願ひしたいと思っております。

では、次の質問に移らせていただきます。

理解を得てスポーツクラブに入会していただくためにも、ももたんスポーツクラブ

の……失礼しました。間違いました。すみません、申し訳ないです。前の質問になってしまいました。

まずは、子どもたちに興味を持ってもらうことが大切だと思っております。そのためにも、できる限りニーズに応えているということは分かりましたので、今後ともよろしくをお願いします。

ただ、一例といたしましては、上野台運動公園なんかすばらしい芝生です。やはりあの芝生でやれるのは何ですかというのは、ソフトボールとかそういうのもありますけれども、サッカーがいいのではないかと。私、大人的には、あの芝生でけるサッカーもあってもいいのかなと。

あわせて、11月にある駅伝、福島駅伝とかで、子どもたちのスポーツ、部活で、少しでも足が速い子どもたちを選出して駅伝に出場させる。それは全くスポーツの根底が違うと思っております。幾ら足が速くても、当日にマラソンと同じようなスポーツを急激にやるということよりも、こういうスポーツクラブをつくって、そこに配置してもらい、そこから選手を選出するというような考えを持った施設になってもらえればいいのかと思っておりますので、よろしくをお願いします。

では、次の質問に入ります。

今回の設立にあたりましては、中学校の部活動の地域移行が関わってきたと認識しておりますが、この中には私としては何もないと言わざるを得ません。本当に地域移行を考えているのか、その点についてお尋ねしたいと思えます。

議長（佐藤定男君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小野笑子君） お答えします。

総合型地域スポーツクラブ設立に向け、令和5年2月に策定しましたマスタープランに、「中学校部活動の地域移行に伴い、指導者の確保などについて、スポーツクラブとの連携が期待されている」と記載しております。将来的に総合型地域スポーツクラブが部活動の地域移行の受皿になるものと考えています。国は、中学校部活動の地域移行の第1段階として、休日の部活動の地域移行を令和7年度までに行うとしました。このため、町では、総合型地域スポーツクラブの取り組みとは別に、令和6年4月に国見町コミュニティークラブを設立し、休日の部活動の地域移行に向けた取り組みをスタートさせています。総合型地域スポーツクラブの運営が軌道に乗れば、コミュニティークラブを融合し、受皿として機能していくよう支援していくこととします。

なお、現状では、部活動ごとに課題もありますので、条件が整った部活動から地域の指導者が参加し、子どもたちと顔合わせ、心合わせながら、段階的に指導に入っていくこととしています。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 渡辺勝弘君。

11番（渡辺勝弘君） 今、課長からの答弁、ありがとうございます。今後のやり方というか動き方を私は見ていこうかなと思っております。

しかし、国のスポーツ基本計画の政策目標といたしまして、住民が主体的に参画することを地域スポーツの環境を整える、環境を整備するために総合型地域スポーツクラブの育成や、スポーツ指導者、あるいはスポーツの施設の充実を図るとうたっております。であるならば、住民が主体となるためにも、しっかりとした計画策定をして、住民移行に移すのであれば、設立委員会等携わった方々も含め、住民とともに今後どのように施策を考えているのか、その辺をもう一度詳しく教えてください。

議長（佐藤定男君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小野笑子君） お答えします。

先の答弁のとおり、町では、設立委員会で協議し、マスタープランを策定し、総合型地域スポーツクラブ・「ももたんスポーツクラブ」を設立しました。マスタープランは3年ごとに見直すことになっていきますので、地域住民のニーズを把握し、ももたんスポーツクラブ運営委員会で協議し、見直してまいります。また、町は、ももたんスポーツクラブの自主運営に向けて引き続き支援してまいります。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 渡辺勝弘君。

11番（渡辺勝弘君） 理想というわけではないですけども、マスタープランをつくって、見直しをやっていきます、過程の中ではそれは必要だし、それはあるべきだと思っております。ただ、大変申し訳ないですけども、今までそういうことができるのであれば、ほかの市町村がもう既にやっていたのを今まで延ばしていたということは、それなりの計画を持って、やはりこういうことをすぐにやれるのだという自信がやってやっているのかなと私は感じてしまった。これから考えるのではなくて、もうむしろこんなふうにできているのだ、もう軌道に乗るためにはこれだという次の手だてがすぐにあるのかなと私は感じてしまった。これは私だけかもしれませんが。ただ、今、課長が言うように、これからマスタープランに見直しをかけながら順にやっていきますというならば、まずはそこを見ていきます。ただ、その状況がおかしいなと思うのであればまた改めて質問等やらせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

では、最後の質問になります。

今回のパンフレットにもありますけれども、スポーツ振興くじの助成事業であるということから、急いで総合型地域スポーツクラブを設立したように思えます。また、資金も5年間ということで、やはり将来の5年後、つまり6年になったら資金不足が起きるのではないかなと。やはり、その資金不足をどのように補い、この地域スポーツを支え、そして広めていくのか、その辺について再度強くお話を聞きたいと思ひます。

議長（佐藤定男君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小野笑子君） お答えいたします。

国見町では、先の答弁のとおり、令和3年2月に設立検討委員会を立ち上げ、令和5年7月には設立準備委員会に移行し、協議を重ね、令和6年3月24日、設立総会

を経て設立しておりますので、3年かけて協議・検討し進めてきたものです。

スポーツ振興くじ助成金については、令和5年度の設定にあたり、総合型地域スポーツクラブ創設事業の助成金を活用しました。令和9年度までは個人・法人会員からの会費、また総合型地域スポーツクラブ設立支援事業及び総合型地域スポーツクラブマネージャー設置支援事業の助成金を活用し運営していきます。

なお、スポーツ振興くじ助成金の終了後は、個人・法人会員からの会費、また県のスポーツ振興基金の総合型地域スポーツクラブ支援事業助成金を活用し、自主運営が円滑に進むよう町としても支援し、地域のスポーツを支えています。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 渡辺勝弘君。

11番（渡辺勝弘君） 今、課長から令和9年度以降の中身、中身というか、そういうやり方、今後の資金不足に関して明確というか、そういう計画を持っているのだということに対しては、大変ありがたいというか、そういう計画が持てるのだということで、よかったなと思っております。

やはり、こういう事業になる、何をするという場合にもお金はかかります。やはり、お金がかかるということであっても、それが半永久的に続くわけではありません。となれば、その資金をどのように集めるのか、どのように確保するかというのが、やっぱり、申し訳ないですけども、行政の方々の努力だと思っております。やはり、こういうスポーツクラブをつくりました、何々をつくりました、つくることが目的にしているのではなくて、このスポーツクラブならスポーツクラブをつくった後に、どういうふう高齢者が元気になり、子どもたちが元気になり、町が元気になるのだという目標があると思うのです。そのための礎がこのスポーツクラブなのだとなれば、つくることだけではなくて、これを持続して、何年も何年もこれをやっていてよかったなと、そういうふうな事業に変えていかなければならないと思っております。

私は何年も議員をやっているわけではありません。であるならば、これからどうするのか、これから何としてもこれを成功に導く状況に続いているのであれば、これから何をどうするのか、その辺は、通告書にはないのですけれども、最後に教育長に、これはどういうふうにしていきたい、こういうスポーツを子どもたち、あるいは高齢者に対しての元気の元にするものなんだろうと思うのですけれども、その意気込みについて教育長にお尋ねしたいと思います。

議長（佐藤定男君） 教育長。

教育長（菊地弘美君） お答えいたします。

この総合型地域スポーツクラブは、国が最初示しておりましたとおり、自主運営、受益者負担が原則になっています。ただ、先ほども申しましたが、一律に全国に適用するということではなかなかなじまないというところも指摘され、そこは様々な自治体の状況に合わせて模索してくということでは始まっているというふうに認識しています。と考えれば、国見町においても持続していく、継続していく、地域のスポーツを支えていくというところにきちんとコミットできるよう進めていかなければならない

というふうに思っていますし、それがひいては子どもたち、大人、高齢者も含めて、生涯スポーツに結びつくものだというふうに思っています。まさにこのもたんスポーツクラブが地域づくり、あるいは人づくりに役立つクラブとなるよう町も教育委員会も伴走していきたいと、そのように考えています。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 渡辺勝弘君。

11番（渡辺勝弘君） 最後に教育長にいただきました。ありがとうございます。

やはり、何といってもやっぱり住民が主体であります。住民イコール私も住民でありますから、今まで取り組んでこなかったことは反省として、やはりまずは原点に戻りながらも、今後の動きに期待を申し上げまして、私からの質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

議長（佐藤定男君） 次に、5番蒲倉 孝君。

蒲倉 孝君。

（5番蒲倉 孝君 登壇）

5番（蒲倉 孝君） 令和6年第3回国見町議会定例会にあたり、さきに通告いたしました内容について質問させていただきます。

イオンモール北福島、仮称でございますが、こちらについて、令和3年3月議会定例会の一般質問にて質問しておりますが、同年10月22日、議員懇談会終了後、説明会がございました。それ以降の進捗等についてお伺いいたします。

1つ目、令和3年10月5日、福島市説明会、10月6日、伊達市説明会、こちらに参加し、イオンモールへ地域貢献策について質問した際、「この時点ではまだ各自治体と話していないし、内容も確定していない。今後、打合せでウィン・ウィンな関係になるように進めていく」とのイオン側のお答えでしたが、その後、進展はあったのかお伺いいたします。

議長（佐藤定男君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えします。

イオンモール開業に伴う地域貢献策につきましては、福島県商業まちづくりの推進に関する条例に基づき、事業主体となりますイオンモール株式会社が実施するものですが、具体的な進展等はまだまだありません。ただし、ウィン・ウィンな関係になるように進めていく点については変わりありません。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 蒲倉 孝君。

5番（蒲倉 孝君） 分かりました。よろしくお願ひいたします。

では、2つ目の質問です。

令和3年8月20日、こちら議員懇談会終了後の説明会では、商工会会員のアンケート調査結果、国見町のコーナーを設置して、パンフレットや道案内等の場所を設置してほしい、または国見町特産物販売、商品紹介等のブースが欲しいなどの要望が

ありましたが、イオンモールへは要望したのかお伺いたします。

議長（佐藤定男君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えします。

アンケート結果によって出された意見、要望を基に、福島市、伊達市、相馬市、川俣町、桑折町、飯館村、そして国見町の3市3町1村で組織しました地域貢献策検討会議で検討を進め、令和3年12月に伊達市長名でイオンモール株式会社に要望書を提出してございます。

その際の要望事項については、3点ございました。1点目として、地元産品の積極的な活用・販売協力、2点目として、イベントスペースの活用、そして3点目として、地域周遊の仕組みづくりの協力、この3点について要望したところです。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 蒲倉 孝君。

5番（蒲倉 孝君） 町民の方々から、伊達市は要望を出しているが、国見町は何もしていないのではないかとこの声は聞こえてきておりますが、今の答弁ですと、国見町の要望も含め、伊達市長名で代表して要望しているということですね。分かりました。

次の質問です。

3つ目ですが、令和3年10月22日、また議員懇談会終了後の説明会では、新設届出の内容について、現時点において国見町としての意見は特になしで提出との予定でしたが、その後、提出したのかお伺いたします。

議長（佐藤定男君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えします。

令和3年11月に町が福島県知事宛に提出した新設届出に係る意見書につきまして、2点の意見を提出してございます。1点目は、地域貢献活動の基本的方向として、設置者であるイオンモール株式会社地域貢献策に積極的に取り組むことで、近隣市町村への波及効果を生み出し、県北地域の振興発展に大きく寄与するため、近隣市町村が提案する地域貢献策の実現に努めること。そして、2点目は、その他として、慢性的な交通渋滞が発生することにより、通勤等で国道及び県道を利用する町民に支障を及ぼさないように、関係機関との十分な協議・調整と現場での対応・対策に万全を期すこと、以上の2点について意見を提出してございます。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 蒲倉 孝君。

5番（蒲倉 孝君） 分かりました。では、要望は出していただいたのですね。ありがとうございました。

では、次に最後の質問になります。

イオンモールの地域貢献策については、令和3年10月27日の第5回検討会議で近隣7市町へ地域貢献策の基本的な考えを決定し提案するということでしたが、国見町には提案があったのかお伺いします。

議長（佐藤定男君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えします。

イオンモール株式会社への町からの提案につきましては、先ほど答弁しましたとおり、令和3年12月に伊達市長名でイオンモール株式会社に要望書を提出したところ
です。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 蒲倉 孝君。

5番（蒲倉 孝君） どのような回答がございましたか。

議長（佐藤定男君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えします。

イオンモール株式会社からは、令和5年7月14日に前向きな回答がありましたが、最終的にはオープン時にならないと確定しないとのことでしたので、先ほど申し上げました3市3町1村で組織しております地域貢献策検討会議の中で、引き続き協議・検討を進めてまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 蒲倉 孝君。

5番（蒲倉 孝君） 分かりました。

新聞等の報道では、建設工事に携わる労働者の確保が難航しているということから、オープン時期が1年以上ずれ込む見通しで、2026年、令和8年中という方向で調整が進んでいるということです。まだ先はございますが、引き続き話し合いを行っていただきますようお願いしまして、質問を終わります。

議長（佐藤定男君） 次に、2番菊地勝芳君。

菊地勝芳君。

（2番菊地勝芳君 登壇）

2番（菊地勝芳君） それでは、先に質問書を出したものについてお願いしたいと思いま
す。

国見町における、有害鳥獣防止柵についてです。

国見町における中山間地域などで、サル、イノシシ等の有害鳥獣の発生する場所が年々拡大しております。これに対して、農作業、林業関係に経済的な、人的な被害を起
こす可能性があります。

国見町では、定かではないんですけれども、2014年頃からイノシシに対して、小坂、山崎、石母田、大木戸、大枝に侵入防止柵を造ってあります。その被害の抑制
に対してですが、防止柵の修繕にあたって、各地域住民の方々がボランティアで進め
ています。

ただ、今から10年前、私もその一番最初から携わってやっていますけれども、年
齢的にもう70から80代の方が、今、山の相当斜めの場所に防止柵、それを補修し
て、多いところでは1年間に12件、少ないところでも4件から6件、修繕策を行っ
ています。それに対してですけれども、このままの状態では年齢的に、防止柵の修繕
ができなくなるのではないかなというのが、各自その場所場所の町内会長並びに携わ

っている人の話なのですけれども、ただ、2014年には、私の記憶であれば山崎の踏切を越えて、藤田駅の東側、上野台運動公園の東側、その辺までイノシシが出てきて、それでどうしようもなく小坂地区から防止柵、それを進めたと思います。

ただ、そのために今、各地区で補修をやっていますけれども、補修をやっているため、どうにかある程度抑えています、補修したその周辺の畑についてはイノシシに荒らされてさんざんな目に遭っています。もう畑は作れない状態ですが、個人的に電気柵をやり、電気柵をやっても10年前からですから、またこれを補修する、そこにいる人らが補修できなくなっていると。草も刈らなくちゃならない、除草剤もまかなくちゃならない、そういう方もできなくなっているような今状態です。

ただ、そのことに対してですけれども、お願いがありますが、侵入防止柵の管理、補修、それは誰が行っているのか、周囲の関係者だけやっているのか、その辺、町のほうはどう考えているか、ちょっとお尋ねしたいんですけれども、よろしくお願ひします。

議長（佐藤定男君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 2番菊地勝芳議員のご質問にお答えいたします。

侵入防止柵につきましては、平成27年度から平成30年度までの4年間にわたり年次計画で、菊地議員お質しのとおり小坂、山崎、石母田、大木戸、大枝地区まで26.7キロメートルにわたって設置をいただきました。その際、周辺町内会の皆様のご協力で設置をいただきました。その後の管理、補修も引き続き周辺の町内会の皆様が行っている状況にあります。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 菊地勝芳君。

2番（菊地勝芳君） ありがとうございます。

町として、修繕費用ですか、実質補助というのはしているんですか、その辺をまたお願ひします。

議長（佐藤定男君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えします。

イノシシ等によって壊されたり、経年劣化などで破損した侵入防止柵の補修につきましては、地区または町内会からの要望に基づき、その都度、町がワイヤーメッシュ柵などの資材を無償で現物給付し、地区または町内会で交換や取付けを行っていただいています。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 菊地勝芳君。

2番（菊地勝芳君） ありがとうございます。

続きましてですけれども、管理修繕、維持管理、今後の人員の人数、ボランティアの人数を必要としているところがいっぱいあるんですけれども、それを確保するのにどういう状態を私たちが取っていったら良いのか、その辺、町のほうでどう考えてくれているんですか。それをお尋ねしたいと思います。

議長（佐藤定男君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えします。

侵入防止柵については、破損箇所の速やかな補修、設置場所周辺の小まめな草刈りなどの維持管理が適正に行われなければ、侵入防止柵としての効果が十分に発揮されませんが、そのためにはマンパワーが必要になります。高齢化などで年々作業する方々が減り、侵入防止柵の維持管理が難しくなっているとの声を受け、令和5年度より維持管理に必要な作業時の傷害保険、草刈り機の刃などの消耗品、燃料代などを町で補助する支援策を開始しました。

議員お質しの人員拡充に係る方策として考えられることとしましては、中山間地域直接支払交付金制度または多面的機能支払交付金制度などを新たに活用して、侵入防止柵の管理、補修をしていただいた皆さんに作業労賃を支払うことです。現在、貝田、山根、光明寺町内会などでは既にこの取り組みを実践していますので、石母田を含む他の町内会にも波及できるよう、中山間と多面的の2つの交付金制度の区域拡大を今後積極的に推進してまいりたいと考えてございます。

鳥獣害対策につきましては、地域ぐるみで取り組むことが何よりも重要であり、これまで同様、地区及び町内会の皆様のご理解とご協力をいただきながら、人員拡充に取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 菊地勝芳君。

2番（菊地勝芳君） ありがとうございます。

課長のほうとはもう何年来の付き合いで、鳥獣害対策に対していろんなお骨折りしていただいて助かっていますけれども、ただ、今言ったように人員のほうを確保するのに大変な状態になってきていますので、その辺をもう少し考えてもらいたい。

あと、もう一つですけれども、モンスターウルフ、各3か所か4か所に置いてありますが、その効果は、検証のほうはどうでしょうか。

議長（佐藤定男君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えします。

モンスターウルフにつきましては、令和3年度に1台、令和4年度に3台、合計4台を導入し、現在、泉田、鳥取、石母田、山根地区にそれぞれ設置しています。製品の性能上、捕獲目的ではなく、音と光でイノシシなどの獣を寄せつけないものであり、その効果及び有効性は高いものと考えています。

欠点としましては、1点目として、音を最大限にした場合に近隣の住宅から音の苦情が寄せられること、2点目としては、逆に音を下げると獣が近寄りやすくなること、この2点が欠点だと思いますが、その有効性は高いものと考えてございます。

引き続き、鳥獣害対策に向け、先ほども申し上げましたが、地域ぐるみでの理解の醸成が得られるよう、丁寧な説明に努めていきたいと考えてございます。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 菊地勝芳君。

2番（菊地勝芳君） ありがとうございます。

ただいまのモンスターウルフの件ですけれども、前、泉田からですか、私のほうの地元、石母田に持ってきて置きましたけれども、確かにその近辺は効果があります。ということはイノシシ、その辺の近辺は通らなくなったと。ただ、泉田のそこに置いていたおばあちゃんですか、その方が、これ持っていくのかと、持っていかれると、来年からジャガイモが作れなくなると。やっとジャガイモが作れたんだと喜んだところで、またそこに戻したらしいけれども。

確かに効果的ではありますけれども、ただ何せ音ですから、あまり民家の近くに置けないという。何点もありますけれども、もしもあれば、もう少し増やしていただきたいと。お金もかかるでしょうけれども、その辺を了解してもらって進めてもらえればと思います。

それから、すみません、いいですか、議長、そのまま。

議長（佐藤定男君） はい、どうぞ。

2番（菊地勝芳君） 私のほうのちょっと意見なんですけれども、これは町のほうで分かるか、分かると思います。小坂峠の茶屋の後ろから、北側から阿津賀志山まで林道が通っているわけです。

もう何年も前でしょうけれども、私もその林道を一度、二度かな、ランドクルーザーで通ったことがあるんですけども、ただ、今の状態で相当傷んでいるから、ここを、小坂から阿津賀志山までの林道のそこをもしも使えれば、オフロードとして、春先になってくるとモトクロスがいっぱい阿津賀志山の裏に来て走っているんですよ。朝方5時頃から音がするものですから、そういう状態のものを造れば、音でイノシシが上に上がるのではないかなと思うので、それも一応頭に、町のほうで入れておいてみてください。よろしくをお願いします。

議長（佐藤定男君） 今の、質問ですよ。

2番（菊地勝芳君） はい。質問また変わりますけれども。

議長（佐藤定男君） 今のは質問でしょう。オフロードの件。

2番（菊地勝芳君） はい。

議長（佐藤定男君） 回答、建設課長。

建設課長（村上幸平君） お答えいたします。

議員お質しの林道のオフロードコースとしての整備及び活用についてでございますが、町内の林道につきましては、一般にも公道として通行を開放しておりますことから、議員ご指摘のとおりオートバイの走行も確認され、さらに私有地まで入り込み走行している状況でございます。

そして、林道につきましては一般道のように舗装されていない道路が多く、地形的に路肩の崩壊、落石、倒木等の危険と併せまして、ほかの通行者との衝突などあらゆる危険性があるということで、それを十分認識した上での走行というのが重要かと考えております。

また、オートバイ走行等による獣よけの効果ということでございますが、オートバ

イ等は定期的に走行している状況ではないため、常設型のモンスターウルフのような効果は見込めないのではないかと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 菊地勝芳君。

2番（菊地勝芳君） ありがとうございます。

そういう、私らのほうからして、そういう音のわなでもできるのではないかなと思います。そのために参考としてお願いに上がりました。

それから、質問内容を変えて別な質問に入らせていただきます。

くにみ学園構想の件ですけれども、一応くにみ学園構想は凍結されている状態になっていますが、くにみ学園の説明会の際、各部署に私も行きました。あのとき、その前に1つ別な問題あったために、両方とも反対だと大騒ぎになった形跡が、私の考えであります。そのものに対して、その頃、私も町議会、議員懇談会などに出了ましたが、あのときくらい若いPTAの女性、男性、お父さん、お母さんかなが集まった会合というのは、今まで私、何年間いろんなことやってきましたけれども、なかったと思います。結構な人数で若いお父さん、お母さん方がお話を聞きに来たと思います。私は目が近眼のためにはっきり見えないですが、ただ、若い人が結構な人数参加したと思います。

それにつきまして、くにみ学園の構想、前年度に凍結された、その後、凍結したままで進展はないでしょうか。あればお聞かせください。

議長（佐藤定男君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

令和4年度に検討を進めていたくにみ学園基本構想（案）、これは昨年6月の議会冒頭で、その行政報告の中で基本構想（案）を基にした整備計画は凍結をして、ゼロベースからの議論を進めること、そしてまた新たな枠組みによる検討を進め、その内容は必要に応じて教育ビジョンや個別施設計画に反映することに表明いたしました。

その後、これまで保護者を中心に教育や子育てに関する意見交換会を行ってきました。さらに、教育施設の健全度調査を行い、施設の現状把握と今後の維持管理経費の概算比較などを整理してきました。この調査結果については、その概要版がまとまりましたので、後日、議会へも説明したいと考えています。

その上で、今後は個別施設計画にどのように反映させるべきかの検討、これも進めていかなければならないと考えています。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 菊地勝芳君。

2番（菊地勝芳君） ありがとうございます。

今、町長のお話で一応別な計画を進めるという案という状態が出ました。ただ、私らの年代からすれば、子どものものをこれからお金をかけてやるよりは私らのような年寄りを、老後のために使ってくれというのが普通一般かと思いますが、そうではなくて、自分らの子ども、孫のためにはやはり少しでもこの国見町を変えてやってきて、

またそういうものが、学校ができれば、また新たな転入者というんですか、国見に戻ってくる人もいるのではないかなという案もあります。しかし、前回、去年までの計画どおりにやられたのではちょっとおかしくなります、それを発想を変えて、別な案のほうでもしもやっていただければ幸い。そのものを行政のほうにお願いして、私の質問は終わらせていただきます。

これは回答いいですから、よろしくをお願いします。

議長（佐藤定男君） 勝芳君、質問終わったと言いますけれども、こちらで質問いただいていますので、町側から回答いたします。

町長（引地 真君） 新たな発想でその計画を進める考えはないかというご質問でございますね。では、お答えします。

これまで小中での保護者説明会あるいは保幼小中それぞれの保護者会やPTAの役員の皆さんとの保育、教育に関する座談会、これらを開催して様々な意見をいただけてまいりました。また、教育現場からは幼小の連携や小中の連携をさらに進めていく必要性などが課題とされました。そのような中、新たな視点での検討が必要になっているとは感じております。

1つ目の視点は、今の保育、教育施設、また関連する施設の維持管理をどのようにしていくかという点です。人口減少時代にあって将来のコスト比較を含めどのような選択ができるか、施設ごとに将来の方針を定める、先ほど申し上げた個別施設計画、これに反映させていくための検討が必要だと思います。

2つ目の視点は、今の保育教育課題に対してどのような解決策を見いだしていくかという点です。子どもたちと保護者が抱える集団行動への不安、学習の難しさからの不登校、特別に支援を要する子どもの増加、学力や体力の向上も含めた改善に向けた取り組みについて、教育ビジョンに反映させていくための検討、これも必要だと思います。

このような新たな視点で検討する中では、施設の統廃合や複合化、認定こども園や義務教育学校などについても検討することになると思いますが、町の意味、町議会の意思、子どもの思い、保護者の方々などを基にした様々な選択肢がある中で、何をおいても最優先に子どもたちと保護者にとってよりよい保育、教育が受けられる環境、これをどうするか、皆さんの意見をしっかりと伺いながら検討していきたいと考えております。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 菊地勝芳君。

2番（菊地勝芳君） 町長のお答え、ありがとうございます。今後ともその状態で進めていただければ、私どもも幸いです。今後ともよろしくお願いします。

以上で終わります。



◇休議の宣告

議長（佐藤定男君） 2時20分まで休議します。

(午後2時09分)

◇

◇

◇

◇再開の宣告

議長（佐藤定男君） 再開いたします。

(午後2時20分)

◇

◇

◇

議長（佐藤定男君） 最後に、1番佐藤多真恵君。

佐藤多真恵君。

(1番佐藤多真恵君 登壇)

1番（佐藤多真恵君） 令和6年第3回国見町議会定例会にあたり、さきに通告いたしました内容について質問いたします。

大きくは4項目あります。

1、子育て支援及び学習環境の整備についてです。これについてさらに4つに分けて質問いたします。

初めに、小学校の早朝児童クラブ設置の要望についての質問です。

簡単に申せば、保育所、幼稚園のように午前7時より児童を預かっていただけないかとの要望です。保育所は延長保育も含め朝午前7時から午後7時半まで預かっていただけます。幼稚園は預かり保育を含め平日は同様に午前7時から午後7時半まで、土曜日は6時半までではありますが、そのおかげで保護者は多少勤務先が遠くても対処でき、就職先も選択肢が多いということです。

ただ、ここで問題になるのが、お子さんが小学生になったときに7時に勤務先へ向かえないということです。小学生には朝の児童クラブがないからです。バス通学の一番早い集合時間で7時20分となっているそうです。もちろん徒歩の登校班の集合時間はそれ以降です。

様々な家庭の形態がある中で、お子さんを保育所、幼稚園と早朝に預かっていただけることで、就職先の選択肢もある程度多かったと思います。ですが、小学校入学時に午前7時より出勤時間を後ろに変更するのは、ご本人にとって悩ましい事態と推測いたします。二、三十分だけの差だと思われるかもしれませんが、そのために今まで頑張ってきた職場を変更するか部署を変更していただくなど、大きな変化となっている方がおられるそうです。その該当する方がたくさんおられるなら議論等になるかもしれませんが、数名だとしたらなかなか難しい案件なのではないでしょうか。

そこで、自分なりに考えたのですが、その該当する方の地域にもよりますが、幼稚園の近くであれば幼稚園に預かってもらい、スクールバスに回っていただき乗って登校する方法、保育所に近ければ保育所に預かってもらい、その地区の登校班に合流する方法など、できるものなのではないでしょうか。このように、働く保護者の応援ができるよい方法はありますか。

議長（佐藤定男君） 教育施設課長。

教育施設課長（中條伸喜君） 1番佐藤多真恵議員のご質問にお答えいたします。

早朝児童クラブの設置に関する要望、これについては、直接的に町や教育委員会には届いておりませんが、全国的にはそういったニーズがあるといったことは聞き及んでおります。さらに、様々な自治体においてそれぞれに対策、検討がなされているといったことを認識しております。

先ほど、少し時間の関係のお話がありましたけれども、国見小学校におきましては、集団登校する児童は朝7時45分の登校をめどに登校できるよう、登校班ごとに集合時間が設定されており、登校距離に応じてそれぞれ7時15分から40分の間で集合時間が設定されております。また、スクールバスで登校する児童は各コースの停留所ごとに出発時間が定められており、一番早いコースの始発時間はお質しにあった7時20分といったことになっております。

そういった中で、家庭によっては保護者の出勤時間に制約や不都合が生じているといったことから、早朝の子どもの居場所を求める声が上がっているものと考えます。つきましては、当町におきましても、早朝の居場所に関して、まずは保護者のニーズを把握した上で、必要に応じ検討を進めていきます。

ちなみに、ある自治体では学校の開門時間を早め校庭で待機できるようにしたり、また、別の自治体では学校体育館や学校施設内にある学童保育などの施設を開放するといった取り組みをしているケースもあるようです。そうした場合には、社会福祉協議会やシルバー人材センターなどに見守り業務を委託しているといった事例もあるようです。

先ほどお質しの中で、幼稚園で預かってスクールバスを回すとか、保育所で預かって近くの登校班に交ざって登校するとか、そういったことは考えられないかというお話でありましたけれども、そういった部分も含めて、さらには全国的に自治体がどのように取り組んでいるか、そういったことも十分に検討していきたいと思っております。

いずれにしても、まずは保護者さんのニーズ、そういったものをまずつかんでいきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤多真恵君。

1番（佐藤多真恵君） ありがとうございます。その実現に向けて、保護者の実態や希望を把握し対処していただければと思います。

次に、先日、町からも小学校、中学校でのタブレット使用時に机のタッチメントを使い大きい机の仕様検証を行ったとのお話がありました。とても好評だったとのことでした。中学生のお話を聞いてもとてもよかったと話しておられました。でも、よかったのに外したのはがっかりしたとのことでした。試作期間であったので仕方ないと思います。また、大きな机は教室が狭くなるという問題もあるとのこと。すぐに大きな机にするのは難しいのでしょうか。

しかし、今現在学んでいる児童生徒にとって最良な環境を整えてあげるのは、私たち大人の責務と思います。児童生徒、指導される先生にとって教室が狭くなるが机が

広くなるのがよいのか、やはり教室内は移動するのに広さが重要だと考えておられるのか、具体的にはどちらを望んでおられるのでしょうか。

また、全ての教室の机の変更が難しいのであれば、移動教室など具体的なタブレット学習用機を設置し、使用条件が満たされる別な教室を用意するなど、学校と連携を取ってストレスの少ない環境を提案してほしいと思っております。

文部科学省が掲げる誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを実現するため、できる限り児童生徒の環境を整えていただきたいと思います。

そこで、町はタブレット学習用に設計された机の使用計画は具体的化されていますか。

議長（佐藤定男君） 教育施設課長。

教育施設課長（中條伸喜君） 現在、小学校、中学校で使っている机のサイズにつきましては、旧 J I S 規格となる横幅 60 センチ、奥行き 40 センチのものを使用しております。

ただいま議員お質しの中で、アタッチメントを装着したということでありますけれども、その部分について少しご説明をさせていただきます。

小中学校におきましては、令和 3 年度から 1 人 1 台のタブレット端末を整備いたしまして I C T 教育の推進を図っておりますけれども、タブレットと教科書を同時に使用する場面、こういった場面では机の手狭さが指摘されてきました。このことから、机の天板を拡張する器具、これを 2 種類ほど試して使ってきたところでございます。1 つは、奥行きだけが 10 センチ拡張する器具、もう一つは横幅が 10 センチ、奥行きが 12 センチ拡張する器具、この 2 種類を小学校では 2 クラス、中学校では 1 クラスに設置をしまして 10 日間ほど使用していただき、その使い勝手等について児童生徒、教員の皆さんより意見を伺ってきたところでございます。

結果としましては、いずれの拡張器具におきましても広くて使いやすい、このまま使い続けたい、鉛筆などが落ちなくてよいといった好評を得る一方で、机が重くなって掃除のときに運びにくいであったり、天板だけが大きくなる関係もあって、机の引き出しから物が取り出しにくい、さらには大きくなることによって通路が狭い、教室内の移動が大変だといった、天板が広がったがゆえの課題も出されております。

そういった拡張器具をつけるのではなく、机自体を新 J I S 規格の大きいもの買い替える方法、これもあるわけなんです、教室が手狭になってしまうということについては変わりがないということで、今後こういった形がいいのか、I C T 教育推進委員会などでも協議を進めていきたいと考えておりますし、引き続き学校教員、生徒の皆さんにお話を伺っていききたいなと思っております。

その中にありまして、先ほどご質問の中でご提案という形でいただきましたけれども、移動教室のような形ができるかどうかといったところも念頭に置きながら検討をしていきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 発言する場合は、手を挙げるだけではなくて、議長と声を出して意

思を示してください。

佐藤多真恵君。

1 番（佐藤多真恵君） 先ほど、中学生に好評だと言ったんですけれども、私の中学生の孫は、机については今のままでも支障がなかったと申しておりました。ただ、このように大きい机についての感想も人によりまばらです。

例えばアンケートの質問と答えについてですが、1、広い机がよい、2、今までの机でよいの二択の質問だと、2の意味が広い机でもよいし、今までの机でもよいという意味と、絶対今の机のままがよいという意味の2通りが考えられると思います。ですので、今後町民対象のアンケート等を取られる場合は、より心情の分かるアンケートにしてほしいと思います。これは要望です。

次に移ります。屋外遊具の安全規準を満たすための修繕状況をお伺いします。

昨年9月の広報くにみのお知らせ版により屋外遊具点検の案内があり、町民、特に子どもたちの安全確保のための事業が行われ、今年3月に安全規準を満たしていない屋外遊具の使用停止の回覧が発行されました。修繕、撤去を進めるとのことでした。

5月に、私の小1と幼稚園年少の孫とお友達と、森江野町民センターの公園へ行ったとき、孫は呼び名が分からなかったのですが、揺れるのがなくなったねと残念がっていました。それは遊動木でした。安全基準の見直しにより使用停止の遊具が撤去されていました。

子どもの成長と発達には遊びが大切だと言われています。今まで子どもたちのためにいろいろな遊具が設置されてきました。その中には大人たちが想定している以上の使い方をしたため、事故やけがが発生し、設置責任の問題が生じたものもあります。各地では撤去が進み、動く遊具が消えつつあるそうです。

一般社団法人日本公園施設業協会のホームページに、子どもにとって探求心に基づく遊びは、心に関しては認知能力でなく非認知能力が培われ、体には体力、運動能力、危機回避能力が培われるそうです。非認知能力とはIQで測れない内面の能力、意欲、協調性、粘り強さ、忍耐力、計画性、自制心、創造性、コミュニケーション能力だそうです。生きる力という言葉で表せるそうです。

また、遊具等で遊ぶ中で、できること、できないことを学び、困難な状況から立ち直る力、レジリエンスを身につけ、これらの力は積極的に豊かな人生を送るためにとっても重要だそうです。レジリエンスとは、人間関係、経済、結婚などに関する逆境、トラウマ、悲劇、脅威から起こるストレスにうまく対応する力だそうです。

また、特に、外遊び、運動遊びの意義についても5点挙げてあり、いろいろな詳しいことはホームページに書いてあります。

それで、これほど子どもたちにとって外遊び、運動遊びは大事で、遊具も大きな役割を持っています。これらのことから、屋外遊具も安全規準を満たす修繕ができるものは早く対処してほしいと思います。これもまた、子どもの成長は早いということを強く認識してほしいと思います。

そこで、町としてこれらの遊具の修繕予定をお聞きします。

議長（佐藤定男君） 教育施設課長。

教育施設課長（中條伸喜君） お答えいたします。

屋外遊具につきましては、令和5年度に安全基準と劣化度の調査を行いました。結果につきましては回覧等でお示ししているとおり、22か所90基の遊具のうち20か所35基の遊具が、現在の安全基準には適合せず劣化も相当に進んでいることから、使い続けることには適さないとの判定がなされました。

この使用不可の判定となった遊具については、使用を停止することを3月8日の回覧で周知するとともに、保幼小中の保護者に対しては、園や学校を通してお便りにて周知をし、3月中にロープなどで使用停止の措置をしたところでございます。

お質しの安全基準を満たすための修繕の状況でありますけれども、基礎の露出が指摘されたブランコなどにつきましては、基礎部分を覆うためのゴムマットを設置することとしておりまして、来週より順次作業に入っていきたいと考えております。

また、危険な開口部が指摘された滑り台などの遊具についての修繕方法については、現在検討を進めているところでありまして、早急に方向性を定めていきたいと考えております。

しかしながら、遊具そのものの劣化が進んでいるものについては修繕することは難しいと考えておりまして、そうした場合には撤去をするといったこととなります。また、地区の公園や神社仏閣等にある遊具等につきましては、町内会や地権者などにもご説明、ご相談をしながら対処をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤多真恵君。

1番（佐藤多真恵君） やはり早期の遊具の修繕は必要と思われれます。集約も必要と思われれます。さきに述べました中に、子どもたちの関わりも子どもたちの成長には必要不可欠とありました。立派な遊具を与えられても一人で遊んではあまり楽しくありません。多少単純な遊具でも、友達がいれば本当に子どもたちは御機嫌になれます。

そこで、森江野町民センター、くにみももたん広場の公園の充実化を希望いたします。

くにみももたん広場は知名度もあります。ある程度の遊具はありますが、くにみももたん広場で遊び、その帰り、外でも遊べるとしたら、子どもたちは大喜びだと思います。また、道の駅からちょっと寄っていただき、夏はあつかし千年公園蓮池にも行っていただきやすくなると思います。ちょっと寄ったときに、以前より草刈りも進み、樹木の剪定もされよい場所だと思います。

簡単に言ってしまうのですが、できればプールも一部解体し、コンクリート部分を残し、そして整備すれば、初心者向けのスケートボード場もできそうです。使えないものは処分し、あるものは有効に使っていただきたいと思います。

集約についてはいかがでしょうか。先ほど述べていただいたんですが、ももたん広場の充実についてはいかがでしょうか。

議長（佐藤定男君） 教育施設課長。

教育施設課長（中條伸喜君） ただいまのお質しの部分について、ももたん広場の充実というところでございますけれども、今回の屋外遊具の点検業務を行ったというのは、やはり将来的に今ある基金全てをこれから町なり関係者で維持管理していけるのかといったところもありました。その中で老朽化がどんどん進んでいるという現状を見たときに、やはり一度点検をして、果たしてこれをこのまま維持管理していくのがいいのか、そういった議論を今後していかなければならないと考えております。

そういったところからいきますと、やはり集約化というものは必要になってくるんだろうと思っております。しかしながら、やはり近い場所にあることが若いお母さんとか、おじいちゃん、おばあちゃんがちょっと連れていくのにいいという方もいますし、小規模なものをいっぱい置くよりは1つ大きなものを、駐車場があつて止められて、そこで遊べる公園、そこに遊具があつたらいいねという声もあります。そういったところについては、現在、庁内の担当者レベルで議論をスタートさせているところですので。その中で今後、公園と遊具というようなところで、セットのようでありますけれども、本来的には違う議論をしなくちゃいけないという場面もあるかと思っておりますので、そういったところを横断的に議論を進めていければと考えております。

少し時間は必要になると思っておりますが、そういったところを検討していきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤多真恵君。

1番（佐藤多真恵君） ありがとうございます。

次に移ります。

子育て支援及び学習環境の整備についての質問の中の最後の項目です。

先ほどの菊地議員の質問とダブるかもしれませんが、凍結しているくみ学園構想を含め、先ほど述べた屋外遊具や学校施設、運動施設等も含みますが、これらを集約していくことは、将来の国見町にとって必須なことと思っております。

今年1月23日に総務文教常任委員会の教育総務課所管事務調査の施設見学の傍聴参加をさせていただきました。保育所では、ゼロ歳から1歳児のお子さんが、保育室の割合にしたら多いのでしょうか、狭く感じられました。匍匐室ももう少し広く取ればと思いました。また、幼稚園での意見交換時に、同僚議員より、子どもの頃ご両親が働いておられ、いつも居残りで少し寂しかったとの話が出ました。

幼稚園の預かり保育も保育所の延長保育も、数人が遅くまで残るとのお話でした。最初の質問の中にもありましたが、働く親さんにとっては安心して迎えに来られるのがとても助かっていると思っております。ただ、それぞれ延長保育、預かり保育に先生方が対応しておられるので、正直人件費が大変だと思いました。

また、このときに、保育所と幼稚園が一緒の認定保育園については、先生方はどのようにお考えか尋ねられたところ、強く望んでおられるように私は感じられました。

引地町長の公約にも認定こども園の設置があつたと諸議員も何度か質問され、認定こども園の必要性を話しておられました。それは誰でも望んでいることと認識してお

ります。

ただ、その後、引地町長のお考えの説明を何度かされていましたが、認定こども園の設置を考えているうちに、これからの少子化問題、過疎問題を含め、小中一貫校や施設の集約化、それは国見町にとって必要だと思われたことを私は理解いたしました。

令和4年12月定例会の補正予算の説明時には、くにみ学園基本計画策定業務委託費からの、くにみ学園構想についての多少の説明があったようですが、結局、令和5年6月に引地町長からくにみ学園構想中間報告を基にした整備計画を一旦凍結し、ゼロベースからの議論を進めるよう仕切り直すとのこと説明がありました。

その後、町民の皆様からのご意見の収集は進んでおりますでしょうか。先ほどとダブリますね。よろしく申し上げます。

議長（佐藤定男君） 教育施設課長。

教育施設課長（中條伸喜君） お答えいたします。

くにみ学園構想凍結後、ゼロベースで検討を進めるにあたり、まずは保護者の声を伺うべく、子育てや教育に関して広く意見交換やアンケートを行ってまいりました。その中で、構想や施設に関する意見といたしましては、課題があるのに構想を凍結している場合ではない、くにみ学園構想のようなものは必要、既存の建物はがたがたしている、国見らしいコンパクトな学校を検討すべきとの意見がある一方、一体的に整備をする必要はない、小中は別でよい、認定こども園を先に整備を進めるべき、ハード整備は慎重にすべきで既存施設を活用すべきなど、様々なご意見をいただいております。

また、屋外遊具に関する意見としては、老朽化しており安全性に不安がある、幼児用の遊具を整備してほしい、小規模に点在しているので集約し遊具を充実してほしいなどといった意見をいただいております。

町内におけます教育施設や屋外遊具等につきましては、老朽化が顕著となっていることから、今後、長寿命化するのか改築をするのか、集約化や複合化を検討するのか、いずれにしても方向性を出さなければいけない時期となっております。

つきましては、さきの菊地議員の質問に町長が答弁したとおり、健全度調査の結果も踏まえ、個別施設計画の見直しや教育の在り方を検討するとともに、屋外遊具の適正な維持管理や配置について、町民皆様の声を伺いながら検討を進めていきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤多真恵君。

1番（佐藤多真恵君） ありがとうございます。

自分が国見町議会議員になり1年の間に感じていたことの一文を述べたいと思います。

私ごとではありますが、同居している家族、孫になりますが、ちょうど保育所、幼稚園、小学校、中学校に通学していました。中学生は自分で登校しますが、ほかの3人は送り迎えがいろいろだったので、送迎先が近かったらもう少し母親の時間が取

れるだろうにと思いました。

学校施設の集約は理想的だと思います。実際に関わっていない方には、先ほどの早朝預かりの問題、公園の問題もそうですが、そのくらいは仕方がないと考えるかもしれません。しかし、引地町長が子育ての方々、未来を築く子どもたちのことを考えて、教育という財産を、施設を整え最大限に残したいという思いに私は賛成です。

また、それだけでなく、体育施設等の集約のための新設等は、子どもたちの運動の機会を増やし充実させ、成人も年配の方も気軽に楽しく集まれる場所となるのではないのでしょうか。

それらと並行して、旧施設の廃止と除却も重要と思われれます。今、建設単価も高騰しています。人手不足もあります。ますます解体費用も高くなります。同じことを行うのにそれらを後回しにしたら予算が膨らむだけだと思います。町としていろいろな調査や査定がなされているとのことですが、若い方が言うておられた意見を申し述べます。同じお金を使うなら、古いものの修繕に使うのではなく新しいものへの借金の返済のほうを選びたいと申ししておりました。これは、古いものを大切に使わないということではなくお金を有効に使うことだと思います。

以上、子育て支援及び学習環境の整備について、大きく4項目に分けて質問いたしました。全てお金のかかることではありますが、後回しにできないことでもありますので、いろいろ話し合っってよい方向に国見町が進んでいければよいと思います。

次の質問に移ります。

2、選挙時の投票への配慮についてです。

選挙の投票には、選挙当日に投票ができない人のために期日前投票と不在者投票があります。私は以前、選挙日当日に不在の人が期日前投票するものだと思っておりました。不在者投票制度は大正14年より導入されたそうで、当時は船舶、鉄道に常務しているか召集されている軍人に限られたそうです。平成15年より期日前投票が新設されましたが、不在者投票制度に代わるものではなく、それぞれの制度だそうです。

町民の中には、投票所へ行けないと選挙の投票ができないと思っておられる方がいらっしゃるのではないのでしょうか。不在者投票について、選挙管理委員会に聞いたところ、ホームページ、広報くにみへの掲載、SNSでの周知、以前の実績のあったところへの通知で周知されているそうです。

入院されている方も施設に入居されている方も、自宅にいるが外出できない方も手続すれば選挙に投票できるのです。ですが、少し手続が大変です。また、自宅におられる方は介護認定やある程度の身体障害の認定が必要です。

具体的にはどのような方が不在者投票できるのか、総務省のホームページにも詳しく載っています。事務手続が細かくてなかなかハードルが高いように思われます。国見町の町民はどのくらい該当される方がいらっしゃるのでしょうか。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） 佐藤多真恵議員のご質問にお答えいたします。

私、選管の書記長の立場で答弁をさせていただきたいと思います。

まず、不在者投票と期日前投票でございますが、以前は当然、不在者投票等もしておりますして、投票をしてもらうというより投票を預かるというような手続でやっておりました。現在は期日前投票として、当日都合が悪いと見込まれる方、都合が悪くなくても大丈夫なんです、都合が悪いと見込まれる方はどうぞ期日前に投票を行ってくださいというようなスタンスになっております。

あと、現在主に不在者投票と申し上げておりますのは、主に、病院などに入院されている方が、病院長が投票管理者になって、一括して選挙管理委員会に用紙を請求して、それを病院でまとめて受け取って、病院長が投票管理者になって不在者投票を行うものでございます。それは、それこそ昔の不在者投票と同様で、お預かりをして選挙管理委員会に送致するというような流れとなります。

それ以外に、体が不自由な方で、いわゆる不在者投票、郵便を使った不在者投票を行うことができる方については、すみません、今正確な数字を持ち合わせておりませんでした、6名程度だったと思っております。ただ、これは当然、事前に登録をして、その方でなければ行うことができないという部分でもあります。

この部分の周知についても、改めて選挙ごとに周知はさせていただく必要はあるのかなと思っているところでございます。

また、先ほどの期日前投票、これについてもその都度、今現在、この間はいわゆる無投票でございましたので選挙公報は出ませんでしたけれども、町議選から選挙公報が今度発行されることとなります。その際に候補者のいろいろな主張のほか、選挙管理委員会からのお知らせも載せることは可能だと思いますので、そういったところも併せて、周知のほうは進めていきたいと考えているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤多真恵君。

1番（佐藤多真恵君） ありがとうございます。

体が不自由だけれども選挙の投票をしたいと思われる方は本当にどのくらいいらっしゃるかわかりませんが、個人の意識に関することの把握は難しいと思います。町内会長さんや民生委員の方々のお力も借り、そのような方々が政治参加の一步である選挙時の投票の仕方を周知をして、丁寧に再通知されるのはいかかかと思えます。

実際に郵送による投票になると、間に合うのでしょうか。郵便配達の改定等が行われていますので、日程的にはどんな感じなのでしょうか。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

日程の関係、今、郵便ですと土日配達しなくなったことで、比較的に日数がかかっているような状況のことを危惧されているんだろうと思っております。

選挙の場合は、選挙事務に係る郵便の送致につきましては、基本的には翌日配達、距離にも若干よる、配送方法などにもよる部分はあるんですけども、ほぼほぼ翌日配達が可能となっております。そこはそのような、もともとの取決めというのでもないんですけども、そこは急ぐような形で事務のほうは進めておりますし、短い選挙

ですと本当に1週間以内というところになるかと思いますが、それでも請求して、投票するまでは何とか間に合うと。投票所で投票箱が閉まるまで、休みの日も配達、その場合はしますので、申し添えたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（佐藤定男君） 佐藤多真恵君。

1番（佐藤多真恵君） 先日、町民のお一人とお話ししたときに、以前、体が不自由で自分で字が書けないのが、選挙投票に頑張って行ったそうです。書けないんですけれども選挙投票に頑張って行ったそうです。ですが、そのときに、ご自分で書けないのは駄目だと言われたとおっしゃっていました。そのときより、その方は、ご家族ともに字が自分で書けない人は選挙投票ができないものと認識したようです。

それがいつだったかは聞きそびれましたが、代理投票があるんですけれども、その周知はなされていますか。また、その投票所ではそれを分かりやすく表示されていますか。案内誘導は積極的になされていますか。質問です。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

いわゆる代理投票の件のお質しかと思います。代理投票、制度もちろんございまして、これは各投票所、国見ですと5か所、当日投票の場合は5か所、それから期日前は1か所ですけれども、その期間中、翌日からですかね、設けておりますが、それぞれの場所で代理投票は全て行うことができることとなっております。

さらに、字が書けないんです、書きにくいですというような申出を受付のところではさせていただきますと、基本的には、その代理投票を受け付けるかどうかというのは、それぞれの投票所の投票管理者という方がいらっしゃいます。投票管理者の意見を聞いて、行うかどうかについては決定する。難しく言うとそういうことになるんですけれども、そういう申出があれば積極的に受付していくような対応にはしております。これはそれぞれ、当日投票も期日前投票も同様に現在は進めているところでございます。

できるだけ投票する、政治に参加するその意思については、せっかく足を運んでいただいたので、できるだけ投票していただけるように、それぞれの各投票所、投票管理者含め、対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤多真恵君。

1番（佐藤多真恵君） やはり周知して分かってもらうことが大事なことと思ひます。私も知り得る限りお伝えしたいと思ひています。

また、確認なんですけど、子どもも投票所へ連れていってもよろしいですか。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

以前ですと、入場に関してはそれぞれの投票管理者の判断ということでしたけれど

も、最近では公職選挙法も随分そういう部分では緩くと言うとあれですけども、やはり一人にしておくことのほうが非常に危険ということもありますので、通常は、ここ数年、十数年かもしれませんが、子どもさんを連れてこられた選挙人の方にはそのまま、子どもさん連れて入場していただいているというような取扱いを、ほぼ全ての投票所でそういう取扱いをさせていただいているところです。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤多真恵君。

1 番（佐藤多真恵君） 私も子どもを連れていったので、三十数年前からその選挙管理委員会の責任者の方はやっていたんだと思います。子どもは小さいうちに喜んで行くので、その年代のときだけでも選挙というものに触れていれば、選挙は当然するものと思ってくださると期待します。ぜひ子どもにも周知していただければと思います。周知するのはおかしいですね。

次の質問に移ります。

国見町森林整備計画（令和5年度変更）は、令和2年度より令和12年度の計画のようですが、令和5年度に変更された主な計画は何ですか、教えてください。

議長（佐藤定男君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えいたします。

国見町森林整備計画については、10年間の計画で令和5年度に変更を行ってございます。変更内容ですが、国見町森林整備計画は国見町単独でつくっている計画ではなく、県の計画にひもづくような形で、リンクしている形になります。令和5年度の変更につきましては、町独自の計画変更ではなく県の森林整備計画の変更に伴う文言等の修正が主なものとなっております。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 佐藤多真恵君。

1 番（佐藤多真恵君） 内容は分からないんですが、県の変更ということで。

それで、これらの森林整備計画の成果とはどのようなものが挙げられますか。

議長（佐藤定男君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えします。

改めまして、初めに、国見町森林整備計画につきましては、森林法第10条の5の規定により、町が県の地域森林計画に適合させ5年ごとに作成する10年間の計画になってございます。

次に、国見町の面積に占める森林の割合は最も高い37%ですが、原発事故により町内の森林も放射能の影響を大きく受けたため、平成25年度からふくしま森林再生事業を活用し、森林整備と放射能対策を講じてきました。これまで11年間の実績、成果としましては、新植あるいは間伐等で183.1ヘクタール、作業道整備として10.4キロ、丸太筋の設置として1.9キロなどが主なものとなっております。

なお、ふくしま森林再生事業で伐採した木材の一部につきましては、道の駅国見あつかしの郷、こさかふるさと館、あつかし歴史館などの公共施設、さらに役場庁舎内

の椅子、机などの備品に使用し、公共施設の木質化にも取り組んできました。

また、森林整備とは別にウッドスタート宣言、森のおもちゃフェスティバル、親子木工セミナー、D I Y教室、国見産の杉材を活用した誕生祝品の贈呈など、木と触れ合い、木に学び、木とともに生きる木育事業にも取り組んできました。

一方、これからの課題につきましては、財源の確保になります。令和7年度末で第2期復興創生期間が終了することから、ふくしま森林再生事業についても令和7年度で終了が見込まれ、令和8年度以降の森林整備に向けた財源の確保が大きな課題と言えます。

森林については、戦後に植林された杉などが伐採適齢期を迎えているにもかかわらず、手入れや伐採がされず荒廃が進んでいるため、大規模な土砂崩れなどの災害の発生が心配されています。改めて森林が持つ水源の涵養、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、木材等の林産物供給、保健・レクリエーション機能などの多面的機能を再認識する必要があります。

森林整備については、今の取り組みの成果が表れるのが50年後とも言われるなど、先を見据えた長期的な取り組みが重要になってきます。将来世代に負の財産として引き継ぐのではなく、森林が大切な財産として再確認されるよう、森林整備計画に基づいた計画的な整備を今後も進めてまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 佐藤多真恵君。

1番（佐藤多真恵君） ありがとうございます。

今年度より森林環境税が徴収され、森林環境譲与税として配分されるようですが、それらを有効に使うことは今後あるのでしょうか。

議長（佐藤定男君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えします。

佐藤議員おっしゃるとおり、森林環境税が徴収されて森林環境譲与税という名目で市町村に交付されます。現段階で既に国見町でも交付を受けておりますが、危険木の伐採あるいは林道の整備などにこれまで活用してきましたが、まだ基金にも残ってございますし、今後も森林環境譲与税として交付が見込まれますので、計画的な森林整備あるいは危険木の伐採など、林業振興に向けた事業費に充てていきたいと考えてございます。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 佐藤多真恵君。

1番（佐藤多真恵君） 先ほどの菊地議員の質問とダブると思うんですが、山際の果樹園の耕作がだんだんできなくなる方が増えていると聞きます。農業委員会でも農地の有効活用に向けて、調査や要望等のアンケートを実施されていますが、その間にも手入れされていない果樹園が動物の餌場となる問題もあります。

また、これらは耕作者の高齢化、後継者問題もあり放置されていくのではないのでしょうか。個人の問題ではありますが、やがては町の問題となっていくと思われま

中山間地域で果樹を作っている畑と作っていない畑が隣接していると、病気の問題も発生すると思われます。そこで、計画の中に桜の名所づくりなんてあったんですけども、それらを拡大し、山際の耕作を断念した果樹園に町で桜を植えるのはどうでしょうか。国道4号線より山の中腹が春にピンクに染まるのはきれいだと思います。阿津賀志山にも桜がありきれいだったんですが、今年の火事のせいか、少しまばらになったような気がします。そういった計画はつくれるでしょうか。

議長（佐藤定男君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えいたします。

佐藤議員おっしゃるとおりに、山際の果樹園、昔、モモなどの植わっていたところが、今、手入れがされずに未収穫になっているエリアが幾つか、正直ございます。そういったところを伐採して桜などを植えてみてはどうかとお質しですが、まず、手続的なお話で申し訳ありませんが、農地になりますので、農地転用の手続が必要になることが大事なこととして1点あります。

そしてもう一つは、その桜を植えた後に、誰がどのようにしっかりと管理していくのか、その部分を植えるときにしっかりと整理しておかないと、植えた後に結局、桜の手入れがされずにまた山に戻ってしまうこともあり得ますので、農地転用の手続、それからその後の管理をどうするかといった部分の対応がまず必要になってくると思います。

また、今の国見町森林整備計画の中にはそのような計画はまだ記載してございませんので、計画の変更も必要になります。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 佐藤多真恵君。

1番（佐藤多真恵君） これからは、国見町は森林経営管理制度を活用して、個人の山を町で管理するとかという案はございますか。

議長（佐藤定男君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えいたします。

ただいまお話があった森林経営管理制度は2019年4月に導入されてございます。先ほどお話があった森林環境譲与税を使用して、個人の山を町が管理して整備する制度になってございます。現段階ではまだ国見町で実績ございませんが、今後、他市町村の優良事例などを参考にしながら、国見町でも導入ができるかどうか検討を進めていきたいと考えてございます。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 佐藤多真恵君。

1番（佐藤多真恵君） このように山が整備され、町民が気軽に遊びに行ける山があったら理想的だと思います。

次に移ります。

国見町ホームページの更新についてです。

町のホームページには、町のいろいろな事業や活動、お知らせが載っています。い

ろいろなページのところの右上に更新日と記載されています。具体的には2017年3月30日となっており、その中の情報はそれ以降の情報が載っています。例えば財務状況ヒアリング結果について、平成28年12月16日に実施され、ずっと書いてあって、平成27年度国見町財務状況、概況と診断表のPDFのファイルが載っていますが、上の更新日とは全然関係ないのでしょうか。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

町のホームページの更新のお質しかと思います。例えば今お示しいただいたページに関しましては、恐らくページを作った最初の日付がそのまま残っていたり、あとそれ以外にも、もともと情報提供し始めた日にちがそのままタイムスタンプとして残っているものが見受けられると私自身も確認をさせていただいたところです。

内容については、新しいもの書き換えられていたり、続きで新しい情報も出されているところがありますが、非常に誤解を招く表示だというふうには感じていたところです。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤多真恵君。

1番（佐藤多真恵君） また、これが何年かに一度の調査であれば、次回の調査は何年に行われるとか、古い調査の記載であればそれが一言書いてあれば、ああ、まだまだ更新されないんだなということが分かるので、何か書いておくのはいいのではないかと思います。

また、ホームページの観光は更新されているものと古いままのものがあつたりします。くにみの“まちめぐり”のところでは、左の欄の記載には旧小坂村産業組合石蔵は消えていました、ところが写真は残してありました。残したとしたら、何年に取り壊したとか書いておいたらいいと思います。また、中尊寺蓮のところはあつかし千年公園蓮池（中尊寺蓮）と書いたほうが好ましいのではないかと思います。

ホームページは2017年に作成し、その後、更新できるものとできないものがあったのでしょうか。今答えていただいたんですけれども、そこは変えることができるのであれば、変えたほうが新しいなと思われれます。今後の予定はどうでしょうか。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

今後の予定ということなんですが、やはり誤解を招く表示というのは、今後にはなるんですけれども、あまり時間を置かずに、こういう形だったら見やすいですよとかそういうことがあると思います。そこについてはあまり時間を置かずに整理をしていきたいなと思っております。

先ほどのその古い調査のファイルの部分、我々、横文字でよくアーカイブなんて言ったりしますけれども、ずっと年度を追って見ていけたりとか、そういう資料もやっぱり大事な部分もありますので、一番は見せ方の問題なんだろうと思います。

そういったところ、町のホームページ、やはり非常に見やすいホームページだと最

初は思っていたのですが、なかなかそういうところではないところもありますので、先進事例、自治体や民間でもいっぱい見やすいホームページ作っていらっしゃるころはございますので、そういったところを参考にしながら、また、各課での情報発信のタイミングなど、そういう部分でも差がついている部分もございますので、併せて、常に意識を持ちながら的確な情報発信ができるように対応していきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤多真恵君。

1 番（佐藤多真恵君） ありがとうございます。

小中学校のポータルサイトとかも大変楽しく見させていただいています。お仕事も多岐にわたり大変だとは思いますが、ご覧になる方も多いと思いますので、今後ともいろいろな情報の掲載をお願いいたします。

以上で質問を終わります。

議長（佐藤定男君） これで一般質問を終わります。

◇

◇

◇

◇散会の宣告

議長（佐藤定男君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

午後 3 時 25 分より広報常任委員会を委員会室で開催しますので、ご参集願います。

6 月 17 日は午前 9 時より議会運営委員会を、午前 9 時 15 分より全員協議会を、それぞれ委員会室にて開催いたしますので、ご参集願います。

午前 10 時から本会議を開きます。

これで本日の会議を閉じます。

長時間にわたり、ご苦労さまでした。

（午後 3 時 17 分）

第 3 日

令和6年第3回国見町議会定例会議事日程（第3号）

令和6年6月17日（月曜日）午前10時開議

- 第 1 報告第 3号 繰越明許費の報告について
- 第 2 報告第 4号 事故繰越しの報告について
- 第 3 報告第 5号 町が出資している法人の経営状況について
- 第 4 報告第 6号 町が出資している法人の経営状況について
- 第 5 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 6 議案第39号 国見町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第40号 国見町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例等の一部を改正する条例
- 第 8 議案第41号 国見町職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第42号 国見町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第43号 国見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第44号 国見町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例
- 第12 議案第45号 東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税、国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第46号 国見町乳幼児の育成支援に関する条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第47号 国見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第48号 国見町県営土地改良事業による分担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第49号 国見町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第50号 国見町営住宅条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第51号 国見町下水道条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第52号 国見町体育施設条例の一部を改正する条例
- 第20 議案第53号 町道路線の認定及び廃止について
- 第21 議案第54号 工事請負契約の締結について
- 第22 議案第55号 工事請負契約の締結について
- 第23 議案第56号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 第24 議案第57号 令和6年度国見町一般会計補正予算（第1号）
- 第25 議案第58号 令和6年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

- 第26 議案第59号 令和6年度国見町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第27 同意第3号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 第28 常任委員長報告
 - 請願第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の請願について
 - 陳情第9号 国に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての陳情
 - 陳情第10号 県に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての陳情
 - 陳情第11号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書

（追加日程）

- 第29 発議第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 第30 発議第4号 国に対し学校給食費無償化を実施することを求める意見書
- 第31 発議第5号 県に対し学校給食費無償化を実施することを求める意見書
- 第32 発議第6号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書
- 第33 議員の派遣について
- 第34 常任委員会の所管事務調査について

・出席議員（11名）

1番 佐藤多真恵君	2番 菊地勝芳君	3番 佐藤孝君
4番（欠番）	5番 蒲倉孝君	6番 八巻喜治郎君
7番 宍戸武志君	8番 山崎健吉君	9番（欠番）
10番 小林聖治君	11番 渡辺勝弘君	12番 松浦常雄君
13番（欠番）	14番 佐藤定男君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	引地真君	副町長	佐藤克成君
教育長	菊地弘美君	総務課長	澁谷康弘君
企画調整課長	大勝宏二君	税務課長	佐藤光男君
住民防災課長	榊英則君	ほけん課長	佐藤温史君
産業振興課長	佐藤智昭君	農業委員会 事務局 局長	佐藤智宏君
建設課長	村上幸平君	上下水道課長	宍戸浩寿君
会計管理者兼 会計課長	阿部善徳君	教育総務課長	大勝晴美君
教育施設課長	中條伸喜君	生涯学習課長	小野笑子君
農業委員会会長	八島富一君	代表監査委員	佐藤徳正君

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事務局長	実沢隆之君	書記	八島章君
書記	豊野好洋君	書記	木村恒夫君
書記	丹治琴音君		

◇開議の宣告

議長（佐藤定男君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

議長（佐藤定男君） 本日の議事日程はあらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇ ◇ ◇

◇報告第3号 繰越明許費の報告について

議長（佐藤定男君） 日程第1、報告第3号「繰越明許費の報告について」の件を議題といたします。

本報告について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） 報告第3号、繰越明許費の報告についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（佐藤定男君） 本件は議決予算の執行状況につき報告のみにいたします。

◇ ◇ ◇

◇報告第4号 事故繰越しの報告について

議長（佐藤定男君） 日程第2、報告第4号「事故繰越しの報告について」の件を議題といたします。

本報告について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） 報告第4号、事故繰越しの報告についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（佐藤定男君） 本件は議決予算の執行状況につき報告のみにいたします。

◇ ◇ ◇

◇報告第5号 町が出資している法人の経営状況について

議長（佐藤定男君） 日程第3、報告第5号「町が出資している法人の経営状況について」の件を議題といたします。

本報告について説明を求めます。

企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） 報告第5号、町が出資している法人の経営状況について説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（佐藤定男君） 本件は出資法人の経営状況につき報告のみにいたします。

◇ ◇ ◇

◇報告第6号 町が出資している法人の経営状況について

議長（佐藤定男君） 日程第4、報告第6号「町が出資している法人の経営状況について」

の件を議題といたします。

本報告について説明を求めます。

産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 報告第6号、町が出資している法人の経営状況についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（佐藤定男君） 本件は、出資法人の経営状況につき報告のみにいたします。

◇

◇

◇

◇承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

議長（佐藤定男君） 日程第5、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」の件を議題といたします。

本案件について説明を求めます。

税務課長。

税務課長（佐藤光男君） 承認第1号、専決処分の承認を求めることについて説明させていただきます。

（以下議案書により説明）

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を省略し、承認第1号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（佐藤定男君） 起立全員です。

したがって、承認第1号は原案のとおり承認することに決しました。

◇

◇

◇

議長（佐藤定男君） おはかりいたします。

日程第6、議案第39号及び日程第7、議案第40号は、関連議案につき一括議題とし、説明及び質疑討論は一括して行い、その後の採決については、1件ずつ行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤定男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号及び議案第40号を一括議題と決しました。

◇

◇

◇

◇議案第39号 国見町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

◇議案第40号 国見町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例等の一部を改

正する条例

議長（佐藤定男君） 日程第6、議案第39号「国見町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」及び日程第7、議案第40号「国見町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の件」を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） 議案第39号、国見町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例及び議案第40号、国見町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例等の一部を改正する条例について、それぞれご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 討論なしと認めます。

これから議案第39号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（佐藤定男君） 起立全員です。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第40号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（佐藤定男君） 起立全員です。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第41号 国見町職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

議長（佐藤定男君） 日程第8、議案第41号「国見町職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） 議案第41号、国見町職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(佐藤定男君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

議長(佐藤定男君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

議長(佐藤定男君) 討論なしと認めます。

これから議案第41号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長(佐藤定男君) 起立全員です。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第42号 国見町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を
改正する条例

議長(佐藤定男君) 日程第9、議案第42号「国見町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

総務課長。

総務課長(澁谷康弘君) 議案第42号、国見町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

(以下議案書により説明)

議長(佐藤定男君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

議長(佐藤定男君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

議長(佐藤定男君) 討論なしと認めます。

これから議案第42号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長(佐藤定男君) 起立全員です。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

議長(佐藤定男君) おはかりいたします。

日程第10、議案第43号及び日程第11、議案第44号は、関連議案につき一括

議題とし、説明及び質疑、討論は一括して行い、その後の採決については1件ずつ行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤定男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号及び議案第44号を一括議題と決しました。

◇

◇

◇

◇議案第43号 国見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

◇議案第44号 国見町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

議長(佐藤定男君) 日程第10、議案第43号「国見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」及び日程第11、議案第44号「国見町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

総務課長。

総務課長(澁谷康弘君) 議案第43号、国見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例及び議案第44号、国見町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について、それぞれご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(佐藤定男君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

議長(佐藤定男君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

議長(佐藤定男君) 討論なしと認めます。

これから議案第43号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(佐藤定男君) 起立全員です。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

これから議案第44号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(佐藤定男君) 起立全員です。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第45号 東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税、国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例

議長（佐藤定男君） 日程第12、議案第45号「東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税、国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

ほけん課長。

ほけん課長（佐藤温史君） 議案第45号、東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税、国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 討論なしと認めます。

これから議案第45号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（佐藤定男君） 起立全員です。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第46号 国見町乳幼児の育成支援に関する条例の一部を改正する条例

議長（佐藤定男君） 日程第13、議案第46号「国見町乳幼児の育成支援に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

教育総務課長。

教育総務課長（大勝晴美君） 議案第46号、国見町乳幼児の育成支援に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 討論なしと認めます。

これから議案第46号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

議長（佐藤定男君） 起立全員です。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第47号 国見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議長（佐藤定男君） 日程第14、議案第47号「国見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

ほけん課長。

ほけん課長（佐藤温史君） 議案第47号、国見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 討論なしと認めます。

これから議案第47号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

議長（佐藤定男君） 起立全員です。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第48号 国見町県営土地改良事業による分担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例

議長（佐藤定男君） 日程第15、議案第48号「国見町県営土地改良事業による分担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 議案第48号国見町県営土地改良事業による分担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 討論なしと認めます。
これから議案第４８号の採決を行います。
この採決は起立によって行います。
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。
（起立全員）

議長（佐藤定男君） 起立全員です。
したがって、議案第４８号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第４９号 国見町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

議長（佐藤定男君） 日程第１６、議案第４９号「国見町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

建設課長。

建設課長（村上幸平君） 議案第４９号国見町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 討論なしと認めます。
これから議案第４９号の採決を行います。
この採決は起立によって行います。
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。
（起立全員）

議長（佐藤定男君） 起立全員です。
したがって、議案第４９号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第５０号 国見町営住宅条例の一部を改正する条例

議長（佐藤定男君） 日程第１７、議案第５０号「国見町営住宅条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

建設課長。

建設課長（村上幸平君） 議案第50号、国見町営住宅条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 討論なしと認めます。

これから議案第50号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

議長（佐藤定男君） 起立全員です。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第51号 国見町下水道条例の一部を改正する条例

議長（佐藤定男君） 日程第18、議案第51号「国見町下水道条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） 議案第51号、国見町下水道条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 討論なしと認めます。

これから議案第51号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

議長（佐藤定男君） 起立全員です。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。



◇議案第52号 国見町体育施設条例の一部を改正する条例

議長（佐藤定男君） 日程第19、議案第52号「国見町体育施設条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長（小野笑子君） 議案第52号、国見町体育施設条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） 何回か話をさせていただきましたが、体育館の跡地をどうするのか。駅前開発と観月台公園と商店街と道の駅をつなぐとか、あるいは文化センターの一部としてどうするんだと。

一方で、体育施設の統廃合も含めた議論もしなくちゃならない。この場ですね、討論、議論の場がまだ定まっていないと私は理解しておりますけれども、施設がなくなったから文言の整理をすればそれまでですけれども、体育館を新しく造るか造らないかも含めて、そこはそれを前提としていないと。造らないということを前提としていないということによろしいですか。

議長（佐藤定男君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小野笑子君） 3番佐藤 孝議員のご質問にお答えいたします。

今回の改正につきましては、観月台体育館の施設を除却したことにより、条例から観月台体育館の名称、位置、使用料等について削除したいとするものです。

観月台体育館の跡地の利用につきましては、今後の検討、協議がなされて以降に条例化するものと考えておりますので、体育館については今後の検討になるものとなります。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 討論なしと認めます。

これから議案第52号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（佐藤定男君） 起立全員です。

したがって議案第52号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（佐藤定男君） 11時10分まで休議します。

（午前11時01分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（佐藤定男君） 再開いたします。

（午前11時10分）

◇ ◇ ◇

◇議案第53号 町道路線の認定及び廃止について

議長（佐藤定男君） 日程第20、議案第53号「町道路線の認定及び廃止について」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

建設課長。

建設課長（村上幸平君） 議案第53号町道路線の認定及び廃止についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 討論なしと認めます。

これから議案第53号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（佐藤定男君） 起立全員です。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第54号 工事請負契約の締結について

議長（佐藤定男君） 日程第21、議案第54号「工事請負契約の締結について」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

建設課長。

建設課長（村上幸平君） 議案第54号、工事請負契約の締結につきましてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(佐藤定男君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

8番山崎健吉君。

8番(山崎健吉君) ちょっとお伺いしたいんですけれども、町道4号線の舗装工事は、多分去年から始まっている工事だと思うんですが、これ何年までかかるんですか、ちょっと教えてください。

議長(佐藤定男君) 建設課長。

建設課長(村上幸平君) 8番山崎健吉議員の質問にお答えいたします。

この事業全て終わるといふ、いつ頃終わるかということですが、現在の予定ですと令和8年度までには完了したいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長(佐藤定男君) 山崎健吉君。

8番(山崎健吉君) そうすると、これ町道4号線というのは、徳江大橋も多分入っていると思うんですが、これについての工事は大体終わったのかどうかを教えてください。

議長(佐藤定男君) 建設課長。

建設課長(村上幸平君) お答えいたします。

徳江大橋の補修工事につきましては、これから議案を議決いただいて発注ということでございます。

以上、答弁といたします。

議長(佐藤定男君) ほかにありませんか。

(発言する者なし)

議長(佐藤定男君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

議長(佐藤定男君) 討論なしと認めます。

これから議案第54号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(佐藤定男君) 起立全員です。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第55号 工事請負契約の締結について

議長(佐藤定男君) 日程第22議案第55号「工事請負契約の締結について」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

建設課長。

建設課長（村上幸平君） 議案第55号、工事請負契約の締結につきましてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

山崎健吉君。

8番（山崎健吉君） 大変失礼しました。先走りまして。徳江大橋の修理についてはですね、これは1年間で大体終了するという見込みなんですか。

議長（佐藤定男君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） 現在の見込みでございますが、今年度と来年度ということで補修したいと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 山崎健吉君。

8番（山崎健吉君） それで、修理するにあたっては、時間帯もあるんでしょうけれども、この通行の支障をどのようにするか、ちょっとお答えいただきたい。

議長（佐藤定男君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） お答えいたします。

橋の通行止めによる影響というのは大きいものですから、片側交互通行で工事を進めたいと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） ほかに質疑ありますか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 討論なしと認めます。

これから議案第55号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（佐藤定男君） 起立全員です。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第56号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

議長（佐藤定男君） 日程第23、議案第56号「福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

ほけん課長。

ほけん課長（佐藤温史君） 議案第56号、福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更

ついて説明いたします。

(以下議案書により説明)

議長(佐藤定男君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

議長(佐藤定男君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

議長(佐藤定男君) 討論なしと認めます。

これから議案第56号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(佐藤定男君) 起立全員です。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第57号 令和6年度国見町一般会計補正予算(第1号)

議長(佐藤定男君) 日程第24、議案第57号「令和6年度国見町一般会計補正予算(第1号)」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

総務課長。

総務課長(澁谷康弘君) 議案第57号、令和6年度国見町一般会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(佐藤定男君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

松浦常雄君。

12番(松浦常雄君) 9ページの2款5目企画費、右端に行って、コミュニティ助成事業というのはどういうものか説明をお願いします。

議長(佐藤定男君) 企画調整課長。

企画調整課長(大勝宏二君) 松浦議員のご質問にお答えいたします。

コミュニティ助成事業は、宝くじの助成金を原資といたしました事業です。地区の人々が活動し、にぎわいを創出するなどの地域のコミュニティを図る事業を行う任意の団体に対して、補助金を出すものということになっております。実績といたしましては、お祭りの用具だったり、町内会のイベントの備品だったり、そのようなものに対して助成を行っているという状況でございます。

以上、答弁といたします。

議長(佐藤定男君) ほかに質疑ありませんか。

蒲倉 孝君。

5番(蒲倉 孝君) 同じ2款でほけん課長にお伺いします。

1 項 9 目 1 2 節、予算書で言うと 9 ページ、同じですね。同じように委託料 9 5 9 万 5 0 0 0 円、書かない窓口システム構築委託料の補正増、このシステムの詳細を教えてください。

議長（佐藤定男君） ほけん課長。

ほけん課長（佐藤温史君） 5 番蒲倉議員の質問にお答えいたします。

こちら書かない窓口システムというものにつきましては、現在病院や薬局等の窓口に置かれております、顔認証システムと同様のマイナンバーカードや運転免許証などで本人を特定するシステムを入れるものでありまして、こちらにマイナンバーカード等を通すことにより、窓口の申請書に基本情報として、氏名、住所、生年月日、性別の 4 情報があらかじめ印字された申請書が出てきます。こちらを用いたあと詳細事項は手書きになりますが、こちら用いることにより、窓口における来庁者の申請書記入の利便性を図るということを目的に導入するものであります。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 蒲倉 孝君。

5 番（蒲倉 孝君） 次、10 款の質問しても、議長よろしいですか。

議長（佐藤定男君） どうぞ。

5 番（蒲倉 孝君） 生涯学習課長にお伺いします。

10 款 5 項 5 目です、12 節、予算書で言うと 11 ページ、委託料 5 5 0 万円とあります。中身は町合併 70 周年、観月台文化センター 30 周年記念に係る芸術鑑賞委託料の補正増ということですが、これはどのような芸術鑑賞を行うのに 5 5 0 万円という予算を計上したのかお答えください。

議長（佐藤定男君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小野笑子君） 5 番蒲倉 孝議員のご質問にお答えいたします。

10 款教育費、5 項社会教育費、5 目芸術文化振興費、12 節委託料 5 5 0 万円につきましては、観月台文化センター 30 周年及び国見町合併 70 周年を記念します芸術鑑賞の事業を開催するものとなります。

記念事業にふさわしい出演者といたしまして、町の応援大使などをお呼びできたらと考えております。開催時期につきましては、出演者との調整が必要となりますので、未定ではございますが、12 月以降になるのではないかと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 蒲倉 孝君。

5 番（蒲倉 孝君） さっき佐藤 孝議員も質問していましたがけれども、今そういう予定になって予算計上しているにもかかわらず、これ 3 月にも質問しましたけれども、これ出演って恐らく観月台文化センターで行うと思うんですね。スケジュールは着々と進んでいるのに、その会場になる観月台文化センターの公園はいつ補修を行うんでしょうか。

議長（佐藤定男君） 文化センターの補修ですか。

5 番（蒲倉 孝君） 式典をやるのに予算計上しているにもかかわらず、補修もしないん

ですかと、これ3月にも質問していますけれども。

議長（佐藤定男君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小野笑子君） 今年度の予算、当初予算にも観月台文化センターの改修工事については予算を計上させていただいております、繰越しの事業とあわせて、現在改修工事を実施しているところです。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 蒲倉 孝君。

5番（蒲倉 孝君） であれば、この70周年、30周年の式典の前に補修はしていただけるんですね。

議長（佐藤定男君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小野笑子君） ご質問にお答えいたします。

予算計上させていただいております全ての改修工事が、終わるかという式典とこのホール事業も含めまして、今年度の記念事業につきましては、年間を通して実施をさせていただき予定となっており、その隙間を見て改修工事をさせていただいております。部分部分で改修工事が終了となり次第、事業実施という形になるため、全てが終わるという形にはならないかと思えます。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 蒲倉 孝君。

5番（蒲倉 孝君） お願いです、この70周年とか30周年って記念式典なので、恥をかくという失礼ですけども、壊れている公園に来賓の方をお呼びするというのは失礼だと思うので、式典の前にできれば直してください、お願いいたします。

議長（佐藤定男君） その他、質疑ありますか。

小林聖治君。

10番（小林聖治君） 一般会計の補正予算の7ページ、20款雑収入、5節雑入のうち入場料収入400万円とあるんですが、これは、一応聞いておきますけれども、何のイベントの入場料で、場所はどこをお考えですか。

議長（佐藤定男君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小野笑子君） 10番小林聖治議員のご質問にお答えいたします。

20款諸収入、5項雑入、5目雑入、5節雑入の入場料収入400万円につきましては、先ほど、蒲倉議員からご質問のありました観月台文化センター30周年及び合併70周年を記念します芸術鑑賞事業の開催に係る入場料の収入を計上させていただいております。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 小林聖治君。

10番（小林聖治君） そういう答弁だと思っていたのですが、確か観月台文化センターの大ホールの椅子とか客席数というのは500席と私は記憶しているんですけども、400万円の入場料の収入で目いっぱい500人が入ったとして、単純に電卓で計算する、電卓じゃなくて頭で計算すると、入場料というのは、入場券というのが1人

当たり1枚でしょうけれども、1枚は8,000円になるのですが、こういう考えでよろしいですか。

議長（佐藤定男君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小野笑子君） お答えいたします。

積算の基礎としましては、入場料金5,000円を400席販売いたしまして、1日2公演ということで計算し、計上しております。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 小林聖治君。

10番（小林聖治君） 分かりました。ありがとうございます。

議長（佐藤定男君） ほかに質疑ありますか。

佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） 周年事業については単発で出てくると、何をどう話していいか分からないんですよ。合併70周年が、そもそものメインの事業ですから、今、関係者を集めての議論をされていると、これは聞いております。

具体的に細かくどういう議論されているかまでは別に聞かないのですけれども、何を議論しているか分からないのですよ。

できれば、周年事業に関係するものは、何とか委員会か分かりませんが、その実行委員会で議論されている内容を示していただきたいんです。今日聞きたいのは、今日の段階でどのような議論をされているのか、細かくは要りませんから、大枠、その経過を教えてください。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） 佐藤 孝議員のご質問にお答えいたします。

実行委員会というような組織をもって今回の合併70周年記念事業を運営していきたいというような考えが当初からあったわけですが、現実的には、まだ実行委員会の組織自体はまだ集まっていないという現段階の状況です。近々に実行委員会を招集をさせていただいてお話を進めていきたいと考えております。

この実行委員会には、町長、それから議長さんもそうですけれども、あと各関係機関といいますか、関係団体の皆さんから推薦をいただいた皆さんによって組織されるということとなります。

また、当然記念事業ですので、記念式典についてはぜひ行いたいと考えておりますが、詳細については、近々開催する実行委員会で話を出させていただいて、一定の形となりましたら、議員の皆様にも情報提供についてはもちろんさせていただきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） 前回の議案調査会でも渡辺議員から、かなり厳しい指摘があったと思います。やっぱりただイベントすればいいと、これは違うんじゃないかという意見もあるわけですね。具体的に今日の文化事業でもありますように、誰をどう呼ぶか

っていうところまで我々首突っ込んで聞くつもりはありません。

ただ、どういうレベルの人を呼んで何を聞くのか見るのかっていうのも知らされな
いで、ただですね、これから予算どうぞお願いしますと言われても困っちゃうわけ
ですよね。議論のやっぱり経過をぜひ我々のほうにも節目節目には出していただき
たい。ぜひ議員懇談会、全員協議会等でそれらの議論の経過は出していただく、
このことを約束していただけますか。

議長（佐藤定男君） 町長。

町長（引地 真君） ありがとうございます。

今、お話いただいたことを折々に触れて皆さん方にきちんと情報開示をしていき
たいと思っておりますし、その場でまたご意見をいただければと思います。

ただ、ちょっとこう、70周年記念式典事業の組織化というのが遅れておりまして、
これについても早急に組織化を図る。そしてそのことについても皆様方にお知らせ
するとお約束いたします。

よろしく願いいたします。

議長（佐藤定男君） ほかに質疑ありますか。

渡辺勝弘君。

11番（渡辺勝弘君） 2款民生費の中で1目社会福祉総務費。扶助費ですね。住民税非
課税世帯に対する臨時給付金という形で1650万円。

このような形のものとは今回初めてではないと思うんです。ということは、何かの趣
旨があると思うんですけれども、まず、この扶助費のこれを予算化する理由、なぜこ
れをつけなくちゃいけなかった理由をまず教えてください。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

福祉課でございますけれども、福祉課長お休みですので、代わって答弁させてい
だきたいと思っております。

今回のこの扶助費につきましては、物価高騰対策ということで、交付金事業となっ
ております。

これは国において、10分の10という内容になります。具体的な内容と言います
と、令和5年度課税世帯から今年度ですね、令和6年度に新たに住民税非課税世帯に
なる世帯へ給付するものでございます。

ですから、それまでに別な形でいろいろもらっていた方ではなくて、新たに令和
6年度に非課税世帯になった場合、それから、もう一つは、新たに住民税均等割のみ
の世帯になった場合という、二つに分かれる仕組みになっております。

以上、答弁いたします。

議長（佐藤定男君） 渡辺勝弘君。

11番（渡辺勝弘君） 今、国からの物価高騰ということで、物価高騰に関しては、こ
中には非課税ですので、まず、そこら辺をちょっとお聞きしたいのですけれども、非
課税世帯の中に高齢者で年金のみだけで生活している高齢者がもうその中に入って

いるのか、その点お尋ねしたいと思います。

議長（佐藤定男君） 総務課長。

総務課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

年金だけとかその所得の状況に応じて、部分に関しましては、それぞれその非課税世帯ということですので、高齢者だからどうか、そういう区分ではないということでございます。非課税世帯の部分で申し上げますと、1世帯当たり10万円という金額が計上されているところでございます。

申請についてはこれからになります、そういった方も当然含んでの、給付と申しますか、そういう形になるものでございます。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 渡辺勝弘君。

11番（渡辺勝弘君） 今回、国からの物価高騰ということであつたことは分かるのですけれども、やはり物価高騰ということに関しての苦しみは、非課税でなくても税金を納めた方皆さん物価高騰で苦しんでいるのは同じ条件だと思うんです。

お金を多く持ったから物価高騰は関係ないんだということではないと思う。やはり国からの政策で言われているのは分かるのですけれども、今後このような形のもの、もし万が一、またあるということになった場合に、町単独でどうせやるなら非課税だけではなくて、全町民に金額が少なくても、10万円という金額をぽんとやるんじゃなくて、非課税世帯の方にやることを否定するわけではありません。やはりやるなら、どうせなら、それにプラスして、町はそういう方全員、全世帯に出しますよ、そういうような意気込みがあつたほうが、私は物価高騰という大義名分を言うのであれば、そこまでやるべきじゃないかなと。そこまでの考えが、町として考えが、今後、今すぐやれっていうわけじゃないですが、今後そういう考えがあるのかどうか、町長にお伺いします。

議長（佐藤定男君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

今、議員おっしゃられたこと、確かにそれが実行できれば、すばらしいことなのかもしれません。ただ、今回この補正を計上したその根幹となるのは、国の制度、これにのっとって、町のほうも国の定めに従って給付をするということでございます。

議員がおっしゃられたように、額は少なくとも町民全員へという、そういったお話ですけれども、そのまず財源をどうしたらいいのかというところがあります。そういったところも考えないと、なかなか難しいところがあるのかなと思います。

給付とサービス、この両立でまちづくりを進めていかないと難しいというふうに、これは再三、議会でも答弁しているとおりなんです、給付できちんとその町の意思、住民の福祉向上を図れる部分と、あとはその給付ではないサービス、行政サービスの面で住民の福祉向上を図る部分と、この折り合いというのが難しいのかなと思っています。

これまでの国の施策を見ていると、確かにコロナに始まって、新型コロナウイルスに始ま

って、あとは物価高、その折々に触れ、現金給付といったものがなされておりますけれども、それも多分限度があるものだと思います。ですから、町においても、やはり同じだと思いますので、暮らしやすい町をつくるため、安全・安心な町をつくるためのまちづくり、そういったものを考えながら行かないといけないのかなと思います。

給付だけでは駄目だと思いますし、サービスも当然併せて考えなければならぬと思っています。

以上答弁とします。

議長（佐藤定男君） 渡辺勝弘君。

11番（渡辺勝弘君） 四つ目で申し訳ない。

町長からありがとうございます。

やはり、お金をやることだけが目的ではないと私も思っております。ただ、そういうことを考えながら今後やっていただきたいなと思っております。

あわせて、今回の住民税の非課税世帯ということになると、今までもらっていた方も、自分が対象になるのではないかということ、うわさでないですけども、勝手に情報を分らずに、自分たちがいつもらえるのだとか、いつもらえるのですかとかというものが、役場の庁舎に問合せが来るのではないかなと思うので、実際的に今、総務課長が先ほど説明したように、今までの方と違うんですよというものを明確に分かるように、お知らせ、あるいはそういう対象でないよということをちゃんと明確に知らせないと、また混乱が起きると思いますので、その辺をしっかりとやっていただくことをお願いして終わります。

よろしく申し上げます。

議長（佐藤定男君） ほかに質疑ありますか。

八巻喜治郎君。

6番（八巻喜治郎君） 6番です。先ほど議員が観月台公園の補修、そういったことを質問されたんですが、町としての考え方、これね、観月台公園、観月台っていうのは、藤田地区、山崎地区に大切な癒やしの空間でもあり、憩いの空間でもございます。また、山崎、藤田地区以外の我々も町民として大切な誇りを持つ施設でもございます。

町の考え方が、そういった町民の大切な場所、そこをいつまでも何年も修繕せず、放置しているように見かけられるところもございます。したがって、今後、町民の大切な場所、70周年記念の来賓が来るからだけじゃないんです。町民の宝物のゾーンなんです。地域なんです、観月台っていうのは。

今後、修繕計画とか、そういったものを地区民、町民に、町として示していただきたい。お願いいたします。

議長（佐藤定男君） 要望ということで、回答はよろしいですね。

計画については、本件の補正予算以外になりますので、ほかの機会でも議論してください。

ほかに質疑ありますか。

(発言する者なし)

議長(佐藤定男君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

議長(佐藤定男君) 討論なしと認めます。

これから議案第57号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長(佐藤定男君) 起立全員です。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第58号 令和6年度国見町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議長(佐藤定男君) 日程第25、議案第58号「令和6年度国見町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

ほけん課長。

ほけん課長(佐藤温史君) 議案第58号、令和6年度国見町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について説明いたします。

(以下議案書により説明)

議長(佐藤定男君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

議長(佐藤定男君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

議長(佐藤定男君) 討論なしと認めます。

これから議案第58号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長(佐藤定男君) 起立全員です。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第59号 令和6年度国見町水道事業会計補正予算(第1号)

議長(佐藤定男君) 日程第26、議案第59号「令和6年度国見町水道事業会計補正予算(第1号)」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

議長(佐藤定男君) 上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） 議案第59号、令和6年度国見町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 討論なしと認めます。

これから議案第59号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

議長（佐藤定男君） 起立全員です。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇休議の宣告

議長（佐藤定男君） 午後1時まで休憩します。

（午前11時56分）

◇

◇

◇

◇再開の宣告

議長（佐藤定男君） 再開いたします。

（午後1時00分）

◇

◇

◇

◇同意第3号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

議長（佐藤定男君） 日程第27、同意第3号「教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」の件を議題といたします。

菊地弘美君の退席を求めます。

（教育長菊地弘美君 退場）

議長（佐藤定男君） 書記に議案を朗読させます。朗読。

（書記 同意第3号を朗読）

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

小林聖治君。

10番（小林聖治君） 町長にお伺いいたします。

政治は結果責任であります。これは、国政においても地方においても変わることはありません。そこでお伺いいたします。

町長は、1期目の選挙において、認定こども園の設置を公約に掲げて見事ご当選されましたが、この認定こども園の設置という町民に向けた公約という約束が果たされ

ていないように見えます。

ワンテーブル主導のくみ学園構想が画餅に帰し、結果として、この構想を凍結せざるを得ない状況になった。この結果に対して、教育委員会の責任者である教育長の結果責任、道義的責任はどのように取られたのか、あるいは何も取られていないのか、お伺いします。

議長（佐藤定男君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

まず、認定こども園、これは引地が約4年前の町長選挙に立候補した際の公約の一つでもありました。これは現時点で達成はできておりません、と申しますのも、認定こども園、これも議会での答弁をしているかと思えますけれども、認定こども園のみを設置をするだけではなくて、小学校、中学校、幅広い視野に立って子どもの教育環境の整備をすべきだろうと引地が考えたからであります。民間の会社からの押売でもなければ、強い矜持があったわけでもありません。

認定こども園を例えばどこに造ろうかと考えたときに、では小学校、中学校はどうなんだろう。建築年数もそれぞれ小学校、中学校経過をしておりました。本当に国見の子育て環境を考えたときに、認定こども園だけで本当にいいのかどうなのか。よその自治体で考えますと、逆に小学校の統合が進んでいるのは国見町なんです。よそはこの近隣の自治体を見ても、まだ小学校が複数だったり、中学校が複数あったりしています。国見は小学校が一つ、中学校が一つ。そしてまた、幼稚園も保育所もそれぞれ一つです。こういった、いろいろなことを考えたときに、認定こども園だけではなくて、小学校、中学校の子どもたちの教育環境の整備も必要なのではないかという思いがあったということです。検討委員会を立ち上げて検討してもらったということがあります。

それと、結果責任だとおっしゃいますけれども、引地の結果責任というのは、認定こども園だけではないと思っています。そのほかの公約に掲げたことについても、実現できたもの、できなかったものいろいろあると思うのです。最終的には選挙、民意が一番反映される選挙で決着がつくものだと思います。

引地のこの4年、これまでの4年間、町政運営、また実績、あるいは実績にならなかったこと、こういったこと全てを含めて選挙という有権者が持っているその権利を行使して、町長として適切なのか適切でないのかといった判断を町民がすべきだと思います。それで責任の所在というのは明らかになるものだと思います。

ただ、現時点で考えますと、確かに去年のあの新聞報道があって以来、いろいろな意見をいただいています。それは、引地の人格を否定するような、そういった内容のことであったり、あるいは逆に頑張れという励ましの声だったり、いろいろございます。

ただ、今すぐに、去年の時点ですね、去年の時点で職を辞してそれで終わりかと考えますと、それは違うだろうと引地は思いました。引地の町長に就任してすぐに、前任の頃に発覚した課税誤り、固定資産税の課税誤りについて町民に謝罪をして、そし

て、あのときは給料の減額といったものを行っています。

行政は継続ですから、誰のときにどうだったこうだったということと言っても詮のないことですから、それは引地がまず就任してすぐにとったことでもあります。それというのは、職を辞して、それで終わりなのかと考えたときにそうではない、しっかりと自分の任期中に発生をした事柄であればこそ、自分の任期中にきちんと決着をつけたいと思ったというのがまずあります。そうでないと、多分、上辺だけのね、ごめんなさい、すみません、以後気をつけますといったことだけでは、多分、また同じことの繰り返しになる危惧があると思いました。

道義的な責任とおっしゃいました。政治的な責任というのは引地の場合には、最終的にはですよ、教育長の人事案件もそうなんですけれども、最終的には引地の責任問題の一つだと思っています。であればこそ、選挙という民意が一番反映されるもので、まず引地のこの4年間の審判をいただくということ、それに付随して教育長の案件についても、当然、町長が変われば、副町長、教育長も通常であれば変わります。よほどのことがない限りは変わります。

それと併せて考えたときに、教育長の道義的責任、これ引地の道義的責任とおっしゃる意味だったんでしょうか、引地の道義的な責任ですね。これについては、第三者委員会の結論が出た後、しかるべき判断をすべきだと思っています。まだ第三者委員会の結論がいつ出るのか引地は存じません。そうそう遠くはないのだと思っていますけれども、その第三者委員会の報告書、結論が出た時点で、道義的な責任というものを果たすべきかなと思っています。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） 小林聖治君。

10番（小林聖治君） そうしますとですね、とにかく町長の残りの任期、今年の11月の選挙まで今回の町政の混乱を自ら正していくつもりだということによろしいですね。

議長（佐藤定男君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

そのとおりです。任期中はしっかりとその再発防止策についての案を練り上げて、それを実行に移し、それを定着させる、これが引地の責任の一つだと思っています。

以上、答弁とします。

議長（佐藤定男君） ほかに質疑ありますか。

佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） ちょっと前振りといいますか、質問の前にちょっと話したいことがあったのですが、今の小林さんのやりとり聞いてやめました。

町長は、公約で認定こども園を打ち出して、その後、一貫校という形、くにみ学園構想にかじを切ったんですね。あわせて、町の第6次総合計画、これの一部手直し、修正を加えながら、実は、くにみ学園構想が進められてきた。結果としていろんなことがあって、頓挫をして中間報告、凍結ゼロベースから議論をやり直すと。

この前段にあるのは、根本にあるのが、これ去年の6月議会の行政報告で書かれて

おりますけれども、議論不足、説明不足だったと自ら認めているわけですね。結果的には先ほど私が申し上げた結果になったと。これだけ大事業、振興計画を手直ししてまで進めた大事業が行政側の一方的な都合でまず事実上白紙になったと。これは結果的にはっきりしているわけですよ。

私が言いたいのは、では、くにみ学園構想をぶち上げて、振興計画を直してまで進めたのにもかかわらず中止になった、表現いろいろありますよ、凍結したとか、ゼロベースとか、実際白紙と同じですからね。この責任を誰が取るのかということですよ。

議長（佐藤定男君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

最終的な責任というのは、先ほど小林議員のご質問にもお答えしたとおり、引地が取るべきものと思っております。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） 私はそうではないと思っています。

私は、教育委員会のトップが何らかの責任をとると、その責任とり方は別ですよ。

辞職するとか減給するとか様々ありますけれども、多分何も責任は取られていないと、私はこう思っていますが、違いますか。

議長（佐藤定男君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

現時点で、引地あるいは副町長、教育長、あるいはその関係職員に関しての、職員の場合の処分というのがありますが、我々はまた違った意味でありますけれども、まだ取られておりません。これは町が設置をした、これも何度も繰り返しますが、第三者委員会の結果を受けて判断をすべきという判断をしたからです。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） 聞いていることが違う。第三者委員会のことではなくて、くにみ学園構想が頓挫した、この責任は誰か取ったんですかって聞いているんです、私。

議長（佐藤定男君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

まだそれも合わせて取っておりません。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） ちょっと質問に対して答えてないから。私は救急車問題を言っているのではなくて、くにみ学園構想が中止になったわけでしょ。説明不足、それから議論不足、これ自ら認めているわけです、町が。この総合計画を直してまで進めたこの事業が現在進められていない。その責任は誰か取ったんですかという質問です。そんな難しい話ではない。

議長（佐藤定男君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

救急車の話はまた別です。くにみ学園に関して言えば、まだ、その結果的な責任の

取り方というのは果たされていないというふうに思っています。

よろしいですか。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） 私はこれだけの混乱を招いた責任はあると思います。

特に、何回も申し上げますが、町の総合計画を直すということは、これよほどのことなんです。それをしてまでこの事業を進めたにもかかわらず、いろいろな事情で頓挫した、今、止まっていますよね、ゼロベースからやりますと言っているのだから。

だとしたら、その最高責任者、教育行政の最高責任者を再び要職につかせるという、その町長の判断は私は、理解できません。

改めて聞きます。なぜ再任を強く願っているといえますか、提案したのか、もう一回お聞かせください。

議長（佐藤定男君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

また重複になるかもしれませんが、まず、くにみ学園基本構想、これについての最終的な責任というのは、施設の設置者である町長にあるというふうに思っています。

これは当然、引地はその責任というのを回避しようなどとも思っておりません。これも先ほどの繰り返しになりますが、職を辞してそれで終わりだとも思っておりません。最終的な責任、くにみ学園の問題に関しての最終的な責任、これについても何らかの原因があって、そして何らかの問題の所在、こういったことをきちんと明らかにしていくということ、その陣頭に立つべきが引地だと思っております。町長である引地であるというふうに思っております。

また、今、この国見町と議会、町と議会という言い方をしますけれども、一番求められているのは信頼の回復なんだと思っております。信頼というよりも信用でしょうか。

特に昨年来、我々の行政運営に関しての疑義が取り沙汰をされていると。そういったことを考えたときに、その信用を取り戻すということ、これが大変なんだろうなと思っております。大変な作業が必要になってくるのだらうと思っております。

その信用というのは、個人で申し上げれば、個人的な話をいたしますと、この人の言うことであれば間違いなく実現する。あるいは、時間がかかることがあったとしても、間違いはない。だからこの人を信用する、この町長を信用するということになるのだと思います。あわせて信頼を寄せるということになるのだと思いますけれども。

一方で、町政運営の要になるのは町民の声でもあります。そういった、その町民の声をきちんと町政に反映させるための、具現化するための施策の立案といったものは、町長1人で決めるわけではありませんし、いろんな担当課、あるいは特別職との協議を経て、一つの成案として、皆様方に議会なら議会に説明をするといったことがあります。

教育長の同意案件、この判断というのも、これも先ほど申し上げましたけれども、

究極的にはこれまでの引地の責任を問うものだというふうに思っています。ただ、その責任の問われ方、問い方というのが結果としてまだ出ておりません。これは切り離して考えてはいるのですけれども、やはり一つの会社に関係をしているというふうに思われている救急車の問題と、あとは今回のくにみ学園と。切り離して考えるべきなのではありましようけれども、やはりどこかで同じように見られかねないというところがありますから、いろいろなその責任の取り方といったのは、先ほど来お話しをしたとおり、辞めるだけではない、きちんとその対策を構築してそれを根づかせるといったこと。これも教育長、教育現場のトップだけではなくて、最終的には引地の責任になるのだというふうに思っております。

なぜ、菊地弘美さんを同意案件として提出したかといいますと、彼の場合には、職員としての期間、福祉の行政に長く携わっていました。それは、今、福祉と教育の両面から子ども・子育ての議論が国を挙げてされております。そういった中、福祉行政、そしてまちづくり行政、人づくり行政、これに携わった菊地弘美さんというのは、教育長に適任だというふうに思料しました。

確かに責任問題はあるのかもしれませんが。ただ、それよりもなお、彼のこれまでの知見であったり、あるいは実際に一緒に仕事をしてきた引地としても、彼の実力、そして視点の豊富さ、また、思考の深さ、広さ、こういったものを肌で感じる引地は、また、この場で人事案件として再任をお願いしたいと考えたのが理由です。

以上、答弁といたします。

議長（佐藤定男君） 佐藤 孝君。

3番（佐藤 孝君） 4回目ですから答弁要りません。

令和5年とそれから令和6年度の中学校、小学校の校長先生の配置状況、実は、去年は小学校で21校、13自治体、中学校で14校、8自治体、これは、退職をした、された方で再任用校長です。

小学校21校、中学校14校、国見町以外は全て複数校あるうちの1校です。5校とか3校とか2校あるうちの1校が再任用という方が、小学校で21校、13自治体、中学校は14校で8自治体、僅か国見町だけが、1校しかない学校の校長先生、再任用、これ事実です。

今年度、小学校13校で10自治体、これは再任用1校しかない学校の再任用校長先生はおりません。中学校、10校で7市町村、このうち再任用の校長先生、一つしかない学校で、再任用の校長先生、これは引き続き国見町、もう一つ泉崎、2校なんです。2年連続で国見町だけですよ。

私は、今、町長長々とちょっと意味不明の答弁ありましたけれども、国見町にはたくさんの方の教育行政に精通した方いらっしゃいますよ。改めて、考え直すことを申し上げて、私は質問。

議長（佐藤定男君） ほかに質疑ありますか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

12番松浦常雄君。

12番（松浦常雄君） 私は、教育長の再任に反対の立場から意見を申し上げます。

令和4年4月、突然降ってわいたように出されたくにみ学園、議会の説明もないまま、くにみ学園構想策定委員会で構想の策定が進められ、議会への説明は12月16日でした。説明後、多くの疑問が出てきたため、昨年3月議会において、議会はくにみ学園構想にストップをかけました。

その後、昨年3月の新聞報道によるワンテーブル社長、島田社長の発言を町は事実と認め、全ての契約を解除しました。

その発言の中に、救急車で町の行政に深く食い込み、約50億円のくにみ学園の事業を手に入れるとの言葉がありました。つまり、くにみ学園は、島田社長の野心による提案であり、町の教育の実情を無視した唐突な提案で、そもそも町の総合計画にはなかったものです。

教育長は、その提案を受けて、くにみ学園構想策定委員会を推進し、創設の理由として、多くの過疎地の学校に当てはまる問題を挙げましたが、それは、くにみ学園を造る必然性とは言えず、予算の概要も裏づけの財源も示すこともできなかった。それは、後で考えるとしました。なぜ予算の概要、財源等が示されなかったのか大きな疑問です。

当然のこと、町民説明会では、町民の理解は得られず、疑問や不信は増すばかりでした。その結果、くにみ学園は凍結されました。これは明らかにくにみ学園が誤りを示したことになります。

くにみ学園問題は、救急車問題と同様、町の行財政を揺るがす極めて大きな問題です。この問題に蓋をしたまま前に進むことは許されません。この問題の責任の所在を明らかにする必要があります。

その責任とは、一つ、町の教育の実情を無視し、そもそも町の総合計画になかった島田社長の野心による唐突なくにみ学園の提案を受け入れ、町民への説明もなく、それを推進したこと。二つ、くにみ学園創立の必然的な理由もなく、過疎地の学校の問題を理由として後づけし、予算の概要も裏づけの財源も示さず、多くの町民の疑問や不信を招いたこと。

私は、くにみ学園の問題について、町の教育行政の最高責任者である教育長の責任は免れることはできないと思います。教育長は責任を取るべきだと思います。

以上の理由から、私は教育長の再任に反対します。

議長（佐藤定男君） ほかに討論ありますか。

山崎健吉君。

8番（山崎健吉君） 私も再任に反対の立場からの意見を申し上げます。

昨年1月に、くにみ学園構想と救急車問題については、町から14回ほど説明会がありました。しかし、報道によりワンテーブルの関与が色濃く、3月議会できにみ学園構想に伴う予算に議会がストップをかけ、賛成せず、賛成多数で止めることができ

ました。その後、町は6月の議会で凍結すると発表しました。

現在、議会では、救急車問題は特別調査委員会で審議しており、また、町は第三者委員会で審議していることではありますが、くにみ学園構想についても、ワンテーブルが深く関わっており、特別調査委員会の対象に当てはまることでありましたが、凍結といったことから曖昧になり、町民の不安を招いたくにみ学園構想については、責任者が曖昧となりました。それで町民に謝罪も責任もまだ取っておらない。

以上のことから、私は教育長の再任には反対いたします。

議長（佐藤定男君） ほかに質疑ありますか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

ごめんなさい。ほかに討論ありますか。

1番、佐藤多真恵君。

1番（佐藤多真恵君） 1番。私は、再任に賛成です。

くにみ学園が政治の何かに利用されていることばかり先走っているような気がします。若い人たちは、それに夢を抱いていろいろ討論したのに、町民を惑わしているとか、そのことばかり皆さんおっしゃりますけれども、そこに夢を抱いた人もいることも事実です。それ以外に小学生のステップとか、あといろいろなちよっと遅れているなという人たちの学級をつくったりとか、菊地教育長の実績もあると思うんです。

だから、そういう幅広い教育の問題はあると思うので、今までやってきたことをゼロにして、不在となるのは困るし、そのまま続けていってほしいと思います。

議長（佐藤定男君） ほかに討論ございませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 討論なしと認めます。

これから同意第3号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

起立しない者は反対とみなします。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

（起立少数）

議長（佐藤定男君） 起立少数です。

したがって、同意第3号は原案に同意しないことに決しました。

菊地弘美君の退席を解きます。

（教育長菊地弘美君 入場）

◇

◇

◇

◇ 常任委員長報告（請願第2号、陳情第9号、陳情第10号、陳情第11号）

議長（佐藤定男君） 日程第28、「委員長報告」を行います。

総務文教常任委員会に付託されました請願第2号、陳情第9号及び陳情第10号及び陳情11号の審査結果について、総務文教常任委員長より報告を求めます。

なお、この報告に対する質疑は一括して行い、その後、討論、採決については1件

ずつ行います。

総務文教常任委員長、10番小林聖治君。

10番（小林聖治君） 去る6月13日、総務文教常任委員会を開催し、請願第2号、陳情第9号及び陳情第10号及び陳情第11号の4件についての審査をいたしましたので、私から報告いたします。

なお、審査に先立ち、澁谷総務課長、大勝教育総務課長、中條教育施設課長にも同席を願っておりましたので、つけ加えておきます。

まず、請願第2号は、地方財政の充実・強化を求める意見書提出の請願であり、陳情第9号は、国に対し、学校給食費無償化を実施することを求める意見書提出についての陳情であり、陳情第10号は、県に対し、学校給食費無償化を実施することを求める意見書提出についての陳情であり、陳情第11号は、国の被災児童生徒就学支援等事業の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める陳情でございます。

この4件の審査の結果、請願第2号、陳情第9号、陳情第10号、陳情第11号について、全て採択することに決しました。

以上、委員長の報告といたします。

議長（佐藤定男君） これから一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから、請願第2号の討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 討論なしと認めます。

これから請願第2号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

請願第2号は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（佐藤定男君） 起立全員です。

したがって、請願第2号は委員長報告のとおり採択と決しました。

これから陳情第9号の討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 討論なしと認めます。

これから陳情第9号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情第9号は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（佐藤定男君） 起立全員です。

したがって、陳情第9号は委員長報告のとおり採択と決しました。

これから陳情第10号の討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

議長(佐藤定男君) 討論なしと認めます。

これから陳情第10号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情第10号は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐藤定男君) 起立全員です。

したがって、陳情第10号は委員長報告のとおり採択と決しました。

これから陳情第11号の討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

議長(佐藤定男君) 討論なしと認めます。

これから陳情第11号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情第11号は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐藤定男君) 起立全員です。

したがって、陳情第11号は委員長報告のとおり採択と決しました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長(佐藤定男君) 議案の追加がありますので、暫時休議いたします。

(午後1時36分)

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長(佐藤定男君) 再開いたします。

(午後1時37分)

◇ ◇ ◇

◇追加日程の議決

議長(佐藤定男君) ただいま配付いたしました追加日程表のとおり4件の追加がありますので、これを本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤定男君) 異議なしと認めます。

したがって、この4件は直ちに議題とすることに決しました。

◇ ◇ ◇

◇発議第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書

議長（佐藤定男君） 日程第29、発議第3号「地方財政の充実・強化を求める意見書」の件を議題といたします。

書記に議案及び意見書を朗読させます。朗読。

（書記 発議第3号及び意見書を朗読）

議長（佐藤定男君） 提出者より説明を求めます。

10番小林聖治君。

10番（小林聖治君） 私から、発議第3号、地方財政の充実・強化を求める意見書についての提案理由を説明いたします。

提案の理由は、地方自治体に対する多様なニーズ、かつ防災・減災、社会保障など多岐にわたる役割を求められる中、今までより積極的な財源確保により地方財政の確立を求めるためであり、ただいま書記が朗読したとおりでございます。

速やかなるご審議の上、ご決定をお願いして、提案理由の説明といたします。

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから発議第3号の討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 討論なしと認めます。

これから発議第3号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（佐藤定男君） 起立全員です。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

議長（佐藤定男君） おはかりいたします。

日程第30、発議第4号及び日程第31、発議第5号は関連議案につき、一括議題とし、説明及び及び質疑、討論は一括して行い、その後の採決については1件ずつ行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号及び発議第5号を一括議題と決しました。

◇ ◇ ◇

◇発議第4号 国に対し学校給食費無償化を実施することを求める意見書

◇発議第5号 県に対し学校給食費無償化を実施することを求める意見書

議長（佐藤定男君） 日程第30、発議第4号「国に対し学校給食費無償化を実施することを求める意見書」及び日程第31、発議第5号「県に対し学校給食費無償化を実施

することを求める意見書」の件を議題といたします。

書記に議案及び意見書を朗読させます。朗読。

(書記 発議第4号、発議第5号及び意見書を朗読)

議長(佐藤定男君) 提出者より説明を求めます。

10番、小林聖治君。

10番(小林聖治君) 私から、発議第4号、学校給食費無償化を実施することを求める意見書及び発議第5号、県に対し、学校給食費無償化を実施することを求める意見書についての提案理由を説明いたします。

提案の理由は、発議第4号については、国として学校給食費無償化の実施を求めるため、発議第5号については、国に学校給食費無償化を促すため、県として学校給食費無償化の実施を求めるためであり、ただいま書記が朗読したとおりでございます。

速やかなるご審議の上、ご決定をお願いして、提案理由の説明といたします。

議長(佐藤定男君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

議長(佐藤定男君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

議長(佐藤定男君) 討論なしと認めます。

これから発議第4号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(佐藤定男君) 起立全員です。

したがって、発議第4号は原案のとおり可決いたしました。

これから発議第5号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(佐藤定男君) 起立全員です。

したがって、発議第5号は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

◇発議第6号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書

議長(佐藤定男君) 日程第32、発議第6号「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の件を議題といたします。

書記に議案及び意見書を朗読させます。朗読。

(書記 発議第6号及び意見書を朗読)

議長(佐藤定男君) 提出者より説明を求めます。

10番小林聖治君。

10番（小林聖治君） 私から、発議第6号、国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書についての提案理由を説明いたします。

提案の理由は、東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学に対し、全額国費で支援する被災児童生徒就学支援等事業の継続と、十分な就学支援と必要な予算確保を国に要望するためであり、ただいま書記が朗読したとおりでございます。

速やかなご審議の上、ご決定をお願いして、提案理由の説明といたします。

議長（佐藤定男君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 質疑なしと認めます。

これから発議第6号の討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤定男君） 討論なしと認めます。

これから発議第6号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

議長（佐藤定男君） 起立全員です。

したがって、発議第6号は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

◇議員の派遣について

議長（佐藤定男君） 日程第33「議員の派遣について」の件を議題といたします。

本件はお手許に配付したとおり派遣することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤定男君） 異議なしと認めます。

よって、本件はお手許に配付したとおり派遣することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇常任委員会の所管事務調査について

議長（佐藤定男君） 日程第34「常任委員会の所管事務調査について」の件を議題といたします。

本定例会までに、総務文教、産業建設、広報の各常任委員長より私宛てに閉会中の調査について、それぞれ実施したい旨の申出がありました。

おはかりいたします。

各常任委員長の申出のとおり閉会中の調査を実施することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤定男君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の調査は実施することに決しました。

◇

◇

◇

◇町長挨拶

議長（佐藤定男君） 以上で、本定例会に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。

町長よりご挨拶があります。

町長。

町長（引地 真君） 令和6年第3回国見町議会定例会の閉会にあたり挨拶します。

ご提案した議案は、教育長同意案件を除き、格別のご理解により議決いただきました。

また、議案審議の過程において出された意見等は、執行部と議会それぞれの責任において熟慮実行し対応すべきものと思料します。

議員諸氏には、今後も町政伸展、町民福祉の向上のための施策にご理解の上、協力されるよう切望し、閉会の挨拶とします。

◇

◇

◇

◇閉議及び閉会の宣告

議長（佐藤定男君） これをもって本日の会議を閉じます。

令和6年第3回国見町議会定例会を閉会いたします。

長時間にわたりご苦労さまでした。

（午後2時06分）

会議の経過を記載して相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年6月17日

国見町議会 議長 佐藤 定男

同 署名議員 佐藤 孝

同 署名議員 蒲倉 孝